

第四章 李朝初期の女真人侍衛

は じ め に

先の二章において述べたくしは、建州左衛お

よび建州衛が朝鮮国に対し従属的態度をとつ

たことを述べたが、次に建州女真人が朝鮮国

に侍衛を送つてきたことから、このことの傍

證を得たかと思ふ。

第一節 侍衛の職掌

李朝実録を讀んでみると、北方の女真人が朝鮮の侍衛になつたといふ記事が、しばしば出て来る。たとえば次の様にしてである。

(1) 太宗実録、卷七、四年三月壬戌、童猛哥

帖木兒辞還、留其弟及養子与妻弟侍衛、

上賜物有差。

(2) 太宗実録、卷三〇、十五年十一月己亥、

骨着兀狄哈百戶這容介、請留侍衛、從之。

(3) 世宗実録、卷一九、五年正月己酉、礼曹

啓 元良哈童所羅、自願侍衛、請造給白  
衣、從之。

(4) 世宗實錄、卷二三、六年正月壬寅、賜自

願留系侍衛兀狄哈時吾通哈衣一襲笠靴、

時吾通哈服以拜賜命饋之。

(5) 世宗實錄、卷二三、六年二月己酉、命賜

自願侍衛幹朶里千戶崔於夫哈衣服鞍馬家

舍奴婢糧料、令娶妻。

この様な例が、関係記事をも含め、太祖

時代にはなく、太宗朝に数件、世宗朝に九十

余りある。同時代の明国側史料には殆んど見  
 当らないが、曰大明宣宗實錄四卷五二、宣德  
 四年三月丁未朔に、

建州衛都指揮僉事李滿住、遣人奏請入朝侍  
 衛。賜勅諭之曰（中略）今欲入侍、尤見誠  
 心。但部曲之衆須有統屬、姑留撫下、未可  
 輕來。

とあるのが、数少ない例の一である。侍衛は明  
 国の兵制に見えるが、<sup>①</sup>女真人を採用するのは  
 稀であつた。女真人を侍衛として採用したこ



とは朝鮮國に顯著に認められるのであつて、この意味で朝鮮独自の政策といつてもよいであらう。

女真に對する政策は、明國にとつても朝鮮國にも共通の難問であつた。明國は來朝する女真人の本領に衛・所・站を設け、首長には都督・都指揮使・指揮使等の官を授け、衛印を給し、貿易上の特權を保証し、身分に忌むた賜与をおこなつた。また他の地域への自由な移住を禁じ、已むを得ない場合に限り、奏

請せしめ許可を仰がせた。これらは女真族の  
 合同を妨げ、統一政權の出現を防止し、併せ  
 て経済上の不安から生ずる動揺を未然に封じ  
 ようとした羈縻政策から出た事であった。

朝鮮においても、来朝した女真人には、上

護軍・護軍・司直・副司直・司正等の官を授

け、衣服絁布等の物を賜与し、要請に応じ

塩醬・食糧等を給し、必要以上と思われ

る邊りて羈縻につとめた。こゝにとりあ

侍衛も、そのような羈縻政策の一環であ

中国に於ては例の少ないものである。

侍衛は日経国大典四卷四、兵典によれば、

「侍衛」凡大閱・講武・巡幸・打田及親行

祭祀、応行条件、本曹受旨行移。其親行祭

祀、形名止於壇外、若大小朝賀・宴享、衛

将各率軍庭列。本曹都摠府以下、職帶軍務

者、及司僕、侍御側。内禁衛別侍衛、列階

上。○常参、只令入直将士侍衛。

と記される。兵曹の都摠府以下軍務にある者

および司僕が、平常はそれぞれ別の部署で事に

任じながら、大闋・講武・巡幸・打圍・祭祀

等の国事の際に国王に侍し、儀式を杜にし、

警衛に當つた。一方かような非常の場合を除

き、平常、国王の傍にあつて宿直陪扈の任に

當る専任の衛が置かれ、専任の兵が常駐して

いた。内禁衛・羽林衛がその衛であり、前記

文中に別侍衛と記されてゐるのはその専任の

兵である。日増補文献備考四卷ニニ六、取官

考一ニ、竜虎堂の系に、

本朝国初、置兼司僕五十員、又置内禁衛・

羽林衛へ大典云成化年間始置へ掌宿衛陪扈  
 とあり、内禁衛・羽林衛が宿衛陪扈の専任  
 衛であつたことが確められる。その内禁衛に  
 侍衛と呼ばれる兵士のいたことは、曰李朝世  
 宗実録四卷二二、五年十一月甲申に、  
 旨、向化幹朶里兀良哈内、堪為内禁内侍  
 衛、武才卓異者三四人、兵曹判書趙末生と  
 都鎮撫曹備衡、同選以聞。  
 とあり、また曰李朝世宗実録四卷一八、四年  
 十月壬辰の条に、

へ上略し乃以上護軍金孝誠為威吉道助戰、  
 節制使、  
 根内禁内侍衛家在威吉道而壯勇者  
 二十三人、率赴慶源。

とあるのを始め、諸所に散見されるので確か  
 め得る。以上は下位の兵士であるが、上位の  
 者としては日李朝世宗實録四卷八回、二十一  
 年正月丙午の条に、

以童倉為嘉善雄武侍衛司上護軍、以童所老  
 加茂加威勇將軍虎賁侍衛司護軍。

といふよくな肩書を持つ者がいたのである。

以上のようにな禁衛に所属する侍衛は、宿直陪扈を専任とするものであつて、い物ゆる近衛の将兵に当る。そして国事の儀式に一時的に参列し、君側に侍する軍人等とは區別して考えねばならない。

侍衛といふのは近衛兵であり所謂職名である。従つてそれだけの侍衛には上護軍・護軍・司直・司正等の階級がある。宿直陪扈を職掌とするとは言つても、特別の場合には戦場に派遣されることもあり、口李朝世宗実録口

卷一八、四年十月壬辰、および卷七三、十八  
 年閏六月乙酉の条に示される如く、北辺防禦  
 の為、特に侍衛の派遣が論議され、或は許可  
 されることもあつたが、外寇防禦は本来の任  
 務ではない。また実録には女真人を侍衛と  
 為すしと記される場合は稀で、侍衛に侍すし  
 侍衛に侍せしめると読む方が適当な場合が  
 多い。この場合も非専任の侍衛ではなく専任  
 の侍衛であり、実情は内禁衛の侍衛となる  
 といふのと変らなない。また宿衛といふ語もあ



が侍衛と同じ意味を持つたせゝ使われゝいる。  
 本稿ごとりあげた女真人侍衛とは、非常の場  
 合にのみ君側に侍する非専任の侍衛ではなく、  
 内禁衛に所属する専任者として採用された者  
 である。

李朝時代の最初の女真人侍衛は幹采里族の  
 酋長童猛哥帖木兒の一族であつた。曰李朝太  
 宗実録 口卷七によれば、四年三月戊申に來朝  
 した童猛哥帖木兒が、同月壬戌、帰還する際  
 に弟、養子、妻弟の三人を侍衛として留めた

ことが記される。童猛哥帖木兒の率いる幹朵  
 里族は元末明初頃に松花江上流の吉林地方に  
 居住したが、明代初期に海西女直の左道を受  
 けて南下し、朝鮮の会寧近傍に移住し、即位  
 前の太祖のもとに帰順した。李朝時代に入っ  
 て最初の入朝は太祖六年正月丁丑のことであ  
 り、ついで定宗の元年正月庚寅に第二回、子  
 弟を侍衛に残したといふ太宗四年三月の入朝  
 は第三回目の事であった。そしてこれが女真  
 人が朝鮮の侍衛となった最初である。この時

残された三人については後論にゆずる。

女真人が侍衛となつたといふ記載は、四季

朝太宗実録にはほかに数件が見える。十

年七月丙戌、骨着元狄哈の酋長豆称介が子弟

三人を留めて侍衛としたこと。十五年十一月

己亥、骨着元狄哈百戸這客介が侍衛を願ひ出

たことなどである。このように太宗朝には例

が少ないが、次の世宗朝になると、五年以後

に頻繁に現れるようになる。

第一節補注

① 日明史口卷八九、兵志、侍衛上直軍、參照。

第二節

下層階級出身の侍衛

(A) 朝鮮側より見た侍衛採用の政策的意義

世宗五年は朝鮮女真交渉史に於て一時期を劃した年であつて、この年四月、童猛哥帖木兒は建州左衛の殆ど全員を率ひ、鳳州(遼寧省山城子附近)から朝鮮東北境の会寧に帰來した。

これより先太宗十年、朝鮮東北境に居住した女真族の中、元良哈族の阿古車・把兒遜等に率いられた毛憐衛は、朝鮮軍の攻撃を受け

ほとんど全滅し、幹系里族もその復讐戦に加

わり、一時は竜城まで進出したが、北方から

嫌真元狄哈の圧迫もあり、紛糾を避け、太宗

十一年四月、一族をあげて鳳州に移住し、李

滿住の建州衛と合流した。此地に居住するこ

と十二年、二の頃南下した忽刺温元狄哈の圧

迫を避け、世宗五年、会寧に帰還したもので

ある。此等の事情については池内宏・和田清

・園田一亀氏等の研究にくわしい。

此の年を境として朝鮮と女真との交渉は活

潑化した。新来の斡朶里族を含めて女真各部  
 族からの来朝者、帰化人、逃亡奴婢の来朝者  
 等が増加した。女真人を侍衛として登用する  
 よう定められたのは世宗五年十一月のこと  
 で、女真との交渉の頻繁となった頃と時期  
 的に一致している。曰李朝世宗実録四卷二、  
 五年十一月甲申の条に次のように記される。  
 旨、白化斡朶里兀良哈内、堪為内禁内侍  
 衛、武才卓異者三四人、兵曹判書趙末生与  
 都鎮撫曹備衡、同選以聞。

人数は三四人に限り、小規模の募集であつ

た。女真人を侍衛に採用するについで、は前例

がある。曰李朝世宗実録口卷一九、五年正月

己酉に、

礼曹啓、兀良哈童所羅、自願侍衛、請造給

白衣。從之。

とあり、同年二月丙辰の条に、

賜向化兀良哈童所羅家舍。

とあり、また同年同月己未に、

旨、向化童千古里、依童所羅例、給家舍



娶妻。

とある。童所羅の例に依るといふのであるか

う、童千古里も侍衛になつたのであらう。ま

た同実録世宗五年十二月戊辰の条に、

命給向化人護軍童末所・馬辺者・司正金所

六巨等家舍。

といふ一文が見える。この中の馬辺者は世宗

四年十月壬辰の条に司直として始めて名が見

え、東良北に派遣されて元良哈の招諭に當つ

ており、世宗四年以前にすでに父の代から朝

鮮に帰化していた女真人であった。この人が侍衛の職にあつた事も、同実録卷八三、二十年十一月庚寅の条に、

旨咸吉道都觀察使へ中略、今女真之種稍有武才而侍衛者、如馬辺者之類、不過數人。

とあつて確かである。馬辺者は朝鮮國に信賴された女真人であつたが、この様を前例を経た世宗五年十一月に至り、女真人侍衛採用のことが朝鮮國王により指圖された。一度この

(3)			二月 丙辰	賜自願侍衛兀狄哈甫乙項哈衣服鞍馬
				馬家舍奴婢糧料。令娶妻
(2)			二月 己酉	命賜自願侍衛幹朵里千戶崔於夫哈衣服鞍
(1)	六年		正月 壬寅	賜自願留索侍衛兀狄哈時音通哈衣一襲笠靴

例が開かれると翌年から侍衛を志願して来る  
 女真人が増加した。曰李朝世宗実録に  
 て六年後十七年までの関係史料を抽出すると  
 次の様になる。卷数は省略する。十七年と  
 どもめたのは十七年以後は減少するのと、  
 行論  
 上必要がないと思つたためである。

	(9)	(8)	(7)		(6)	(5)		(4)
	九月丁丑	八月辛酉	四月丁巳		四月丙辰	三月辛丑		三月丁丑朔
乙 獻 等 家 舍	命給自願侍衛何化女真李於乙於取·睦加	命給自願侍衛女真金劉時志可家舍奴婢	命賜自願侍衛幹采里李都乙赤衣服笠靴	古乙道哈各苧布二匹	吾通哈·崔於夫哈·李甫乙項哈·巨之志哈·	賜自願侍衛幹采里崔於夫哈自木縣團領	衣服	賜自願侍衛兀狄哈古乙道哈·巨之志哈等

(17)	(16)	(15)	(14)		(13)		(12)	(11)	(10)
十五年	十二年	十一年	十年		八年				七年
正月丁丑	三月庚申	正月丁巳	二月丁卯		正月辛酉		十二月辛卯	八月丁亥	三月甲午
斡朵里土千戶童者音波自願侍衛	禮曹啓斡朵里崔老好乙取願留侍衛	禮曹啓兀良哈金何山願留侍衛	禮曹啓斡朵里也羅音也等今欲居京侍衛	等衣服	命給自願侍衛斡朵里千戶弓真·右延主	音甫下兀狄哈千戶末志之哈等衣服	命給今來自願侍衛斡朵里千戶阿允哈·仇	命自願侍衛女真金巨伊代給衣服	賜自願侍衛兀狄哈豆乙公阿衣服

(18)

十六年

正月 戊戌

礼曹啓于狄哈柳者從自願侍衛

(19)

三月 癸卯

礼曹啓自願侍衛兀良哈童海衣服(中略)

等事、依童者音波例施行

(20)

六月 丙午朔

幹采里童松古老副司直童者音波姪也。願留

侍衛

(21)

十七年

三月 丙申

李滿住管下再右其、率母及兒女共四人來投、

欲留京侍衛

四月 壬子

礼曹啓、兀良哈金思知願留侍衛

五月 癸未

礼曹啓、幹采里千戶金巨波及豆祢哈等情

願侍衛

侍衛募集の時期と、侍衛増加の時期とが丁  
 度対応していて、あたかも一方が原因で他方  
 が結果であるかに見える。侍衛登用の途を聞  
 いたといふ意味では因果関係が存したと言え  
 るが、时期的にはむしろ女真人増加のそ  
 れと対応している。この頃、向化人が増加し  
 たことは日李朝世宗実録四の七年六月乙丑に  
 丁位旨代言司、元良哈・元狄哈等向化人、如  
 有居計不足者見聞、隨即啓達しとあり、七年  
 三月癸未の条に、元狄哈の家音下が逃来し全

羅道に田地を給与されたが、女真人である為  
 に農を知らず、再び請願して京城においで授  
 職されたことが記され、七年十月癸未には、  
 向化した金好心波・金大陽等に朝鮮国が投取  
 し衣服等物を支給したことが記されるが、こ  
 うした向化人の増加と侍衛の増加とは時期的  
 に対応している。すなわち朝鮮に向化して来  
 た女真人の中、或者は地方に土地を給されて  
 税賦を収め<sup>②</sup>、或者は京師に留められて官を授  
 けられ、侍衛となった。



はじめ朝鮮國が侍衛として必要としたのは三四人  
 であつたが、それより多数の女真人を登用し、家  
 屋・奴婢をふえ、朝鮮人子女を娶らせるとの優遇を示したの  
 は、<sup>③</sup>東北面における紛争の発生に對する配慮  
 によるものと察せられる。世宗五年、会寧に  
 帰來した幹第里族の總勢は六千余人といわれ  
 るが、<sup>④</sup>朝鮮國は彼等に食糧を給するとともに、  
 安寧な秩序の維持されることを期待した。女  
 真人侍衛登用も、そよした意志の反映である  
 ことを、曰李朝世宗實錄四卷三七、九年九月

癸卯の条に記される世宗の登言に見ることか  
 できる。

上（中略）仍曰、前此向化人来、限三年給  
 粮、已曾立法、向化人数本不多。而土著居  
 計、有餘者已矣。其中居計不實者、給料可  
 也。且北方之人来仕者、給粮安居、而北边  
 因以無虞。則来仕者不過二十餘人。雖費千  
 餘石、何愛之有。許稠啓曰、此人等遠来侍  
 衛優待便。

女真人侍衛の登用は、北边の紛争を未然に

防ぐ羈縻政策の一環であつたことを理解する  
 ことが出来る。不安な生活を逃れて朝鮮に帰  
 化する女真人には、三年を期限として食糧を  
 給し、その中で侍衛として来仕する者には食  
 糧・家屋・奴婢・衣服等を給し、官を授けら  
 せられた。女真人の経済不安を、帰化の門戸  
 を開放するることによつて解消し、来寇事件の  
 発生を防止することゝが第一義的であつた。  
 侍衛本来の職務は、政策的には第二義的意味  
 しかなかつたと察せられる。

(B) 女真側から見た侍衛の特色

先に掲げた一覽により、侍衛として採用になつた女真人を、出身別に見るならば、女真族中でも有力者の一族ならばに子弟と見られる者は、(17)の童者音波と(20)の童松古老の二人だけであつて、他は出身のあきらかでないもの或は有力者の一族ではない者はかりである。會長並に有力者の一族でも、侍衛となつた者或は侍衛として送られた者は存するか、それらは他の動機による。自ら侍衛を志願した程

の者には、特別の理由があつた。こゝには次に示す礼曹の啓によつても伺える。曰李朝世宗實錄四卷三一、八年二月丁卯の條に次のように記される。

礼曹啓、自願侍衛上來元狄哈翰朶里兀良哈女真等、或年老、或無才、或無父母族親、或彼此流亡、丁零失所、生理艱難者、托以侍衛上來、請自今、除誠心來附闕兒着元狄哈豆稱哈管下人外、其餘雜種、令鏡城慶源節制使及兵馬都節制使、考其根脚才幹、其

中可当侍衛、人給傳上送、從之。

当時の女真社会には富裕な豪族もいたが、老人、無能力者、兩親親戚が無く生計が立たず、流亡する者もあった。このような女真社会の枠の中から落ろこぼれた人々が托するに侍衛を以てして上乗するのであった。

ではこのようにして朝鮮国に来た女真人は、女真本土ではどのような地位にあつたか。得

られる史料は豊富ではないが、まず建州衛方面から説くと、建州衛から朝鮮国への投来者

が急増したのには、世宗十六年頃からである。今その関係資料を曰李朝世宗実録四から抽出すると次の様になる。卷数は省略する。

(1) 十六年四月己巳、上曰、今来李滿住之書曰、本土人七口逃歸、未知何人乎。若實是彼人、還送如何。礼曹判書申商啓曰、前来七人、其三唐人也。其四彼人也。彼人曰、我輩計活艱苦、未得聊生、肆就求衣耳。僅今還送、是絶後來歸附之心也。

(2) 十六年六月戊午、婆猪江野人李滿住管下劉

家加納、到江界府。告曰、願如京侍衛。報  
至。上曰此人棄妻子財產出來。疑背滿住逃  
來、仍令留置。

(3) 十六年六月己未、召領議政黃喜等、議曰、  
婆猪江野人投化出來、願為臣服者、比比有  
之。若從願受之、則彼必繼踵而來、絡繹不  
絕。

(4) 十七年正月己丑、李滿住所送百戶多陽可、  
卜古里、願留侍衛。(中略)仍諭曰、汝欲  
來居、往告滿住而更來。



(5) 十七年正月辛丑、禮曹參判許誠啓、李滿住

所送童都里夫何言、予於本土、無妻孥之顧

又無田產。願留侍衛

(6) 十七年三月丙申、李滿住管下馬右其、率母

及兒女共四人來投、欲留京侍衛、許之。

(7) 十七年三月庚子、平安道都節制使報、李滿

住管下千戶童味心哈男婦共十名、到滿浦口

子、告曰願居朝鮮。

(8) 十七年五月辛巳、兵曹啓、李滿住管下千戶

梁阿難多茂、林帖木兒、朱自和、千戶樞心

甫·鎮撫委自好老·百戶胡波等、詣平安道

江界府、欲獻土宜留京城。

(9) 十七年六月乙巳、禮曹啓、自婆猪江出來梁

阿難多茂·朱自和·委自胡老等、依前童味

忘哈例、造給衣服笠靴。(中略)○禮曹啓

童味忘哈·王萬波·梁阿難多茂·朱自和·

委自胡老等、送還于平安道。又其道留置千

戶林帖木兒·柳心甫·百戶胡波等、分置深

遠、各官令其妻子完聚一處、官給衣糧家舍

田土、使守令常加存恤。

(10) 十七年六月壬子、召議政府六曹議曰、李滿

住移文江界云、今歲春間、本衛百姓萬皮、

生哥等男婦共一十二名、前往養口、不見回

衛(以下略)。

(11) 十七年七月癸巳、平安道監司馳報、李滿住

移文江界曰、本衛百姓萬皮、生哥等、將帶

家屬人口前往、久不見回、文書到日、即便

發送。(中略)僉議亦曰、宜當遣還。從之。

(12) 十七年八月壬寅、禮曹啓、元良哈馬右其欲

居本國。自言告于李滿住而來。

(13) 十七年八月己酉、礼曹啓、平安道各官分置

野人等、懷土欲還、宜當遣還、請造給秋衣  
以送、從之。

(14) 十七年十二月癸卯、建州衛李滿住、遣指揮

金納奴等十人、献土宜。其書曰（中略）又

於今年春間、有本衛百姓男婦大小二十口、

前往江界、養口住經日久不見回衛。今差指

揮金納奴、具奏請旨定奪。

右の中、侍衛に採用されたことの明かなの

は(6)の馬右其一人であり、(2)(4)(5)等は侍衛志

願者で採否不明の者である。  
 ここに見る通り世宗十六年以後、李滿住の  
 建州衛から少くない数の投来者があつた。  
 そして(1)の唐人奴婢と共に来た四人の女真人  
 は「我輩計活艱苦、未得聊生」といい、(2)の  
 劉家加納は、本土に妻子財産を棄てて逃来し  
 た者であるといひ、(5)の童都里夫何は本土に  
 妻子も財産も無いといひ、(6)の童都里夫何は本土に  
 朝(12)の萬皮等も家族と共に投来した者であ  
 った。かように投来者には、本土で土地財

考に恵まれた者は見られない。身分的には千  
 戸以下の者である。(11)(14)に見えるように、李  
 滿住はこれらの投來者として本衛百姓として呼ん  
 でいるから、李滿住との血縁関係は無かった  
 ものと思われ。すなわち世宗十六・十七兩  
 年に建州衛から投來した女真人の中には、李  
 滿住の縁者は含まれず、裕福でない者ばかり  
 であった。

この兩年にかように投來者が出た事は、北  
 方からの忽刺温兀狄哈の圧迫もあるが、直接

には世宗十五年四月の朝鮮軍の建州衛遠征が  
 原因であるように思う。この遠征により李滿  
 住は本拠兀刺山城を撤退し吾弥府に後退せざ  
 るを得なかつた。戦死九十八、捕虜六十三人などの  
 の被害を受けたが、本地を離れることによつて  
 生産力の低下もあつたと思われれる。その被害  
 は建州衛の中心はもとより、外郭を構成する  
 諸部落にあつても同様であつたと思われれる。  
 その一例として(5)に現われれる童都里夫何の場  
 合を考察しとおきたい。この人について  
 は

李朝世宗實錄 四卷七二、十八年五月甲午の条  
に次のように記される。

命都承旨辛引孫、往議政府議事（中略）其

一曰、平安道監司朴安臣馳報曰、元良哈童

豆里不花到滿浦口、子曰、所居地面、歲被忽

刺温兀良哈侵掠、欲將妻孥而來、願留侍衛

（中略）処之何如。僉曰宜令都節制使諭之

（中略）汝雖曰誠心侍衛、無尙長文憑、不

宜輕許、以是諭之何如。（中略）從之。

文中に童豆里不花と見えるのは童都里夫何と



同一人であらう。彼は李滿任の命で遣わされ  
 た者でないことは、無酋長文憑、不宜輕許し  
 とあることによつて知られる。彼はその後、王  
 蠻皮・童味志巨等の例にならつて平安道定州  
 に居住させられた。世宗十九年九月の建州衛  
 再征のさい、自ら朝鮮軍を嚮導し、建州衛攻  
 撃を援助し、戦鬪を有利ならしめた。その功に  
 より世宗十九年十二月乙丑、副司正の官を授  
 けられ、名を理と賜わつてゐる。

その童豆里不花は、建州衛の部落について

次のようにに答言してゐる。曰李朝世宗実録に  
 卷七七、十九年六月戊子の条に次のように記  
 される。

平安道都節制使李蔵上言（中略）臣更招童  
 豆里不花、反覆詰問之。其言曰、過婆猪江  
 馬行一日之程、吾弥府洞、源深流長。其水

南流、合于婆猪江。右水南辺則蔣家都督、

率三十余戸居焉。常養馬十四匹。北辺則李

滿住、率三十余戸居焉。常養馬十二匹。隔

江相對而居。其散居山陝之単戸、不可遍記。

予則李滿住切隣也。滿住乃蔣家之女婿也。  
 蔣家之衆、多於滿住、而驍勇則不及。大率  
 建州之衆、老弱婦女共五百余、而正兵則不  
 過二百余。  
 二の頃、李滿住の率いる建州衛は婆猪江上流  
 の吾弥府へ今の富爾江上流北古城子にあり、  
 富爾江をはさんで南岸に李蔣家、北岸に李滿  
 住が居住していた。李蔣家に属する部落は三  
 十余戸、馬十四頭。李蔣家は李張家とも記さ  
 れ李滿住の岳父に当る。世宗六年十二月戊辰

に初めて朝鮮に来朝。世宗七年正月壬辰にも  
 名が見える。此の人はまた童凡察の岳父でも  
 あり（曰李朝世宗実録口卷六四、十六年六月  
 乙亥参照）、もと東北境会寧附近に凡察と共に  
 に居住していたが、世宗十七年四月、子息の  
 月下、部下の権赤・馬多多温等を率いて、遠  
 く李滿住のもとに移住した（曰李朝世宗実録口  
 卷六八、十七年四月壬子）。李滿住家の対岸  
 の李蔣家の部落は、この時に構成されたもの  
 と思われる。

北岸の李滿住部落は世宗十五年役の結果この数になつたもので、前任地兀刺山城時代にはこの二倍以上の戸数があつた。曰李朝世宗實録四卷三九、十年二月丁丑の条に、  
 婆猪江兀良哈居処体探鎮撫來告（中略）其（李滿住）居処人戸七十六、家舍産業富實饋我輩時、軍士二百余人環立。  
 と見える如く戸数七十六、産業富貴で二百余人の兵士が實見されてゐる。その後この村落は朝鮮軍により駆返され、奥地に移住し、半

敷に減少し、新たに加わった李蔣家の集団と  
 合体し、約七十戸を以建州衛の中核を構成し  
 ていた。

その中核体の外側には、外郭を構成する小部  
 落が散居していた。童豆里不花の言に「其散  
 居山陝之單戸、不可遍記」と見える。單戸と

いうのは必ずしも一戸という意ではなく、  
 敷戸が山谷の間に集居する例もあつたよう  
 だ。たとえば日李朝世宗実録四卷七七、十  
 九年六

月己己の系に、

とあり、	同寔録卷七八、	十九年七月乙巳、	平安道都節制使李蕝上言（中略）自江界二	日程、	有吾自帖、	三戸居之、	距吾弥府九十	里也。	自理山二日程、	有古音閑里、	二戸居	之。	距吾弥府一日程也。	右二里勢孤、	居人	不多。	とあり、	建州衛の中心を離れた遠隔地に二三
------	---------	----------	---------------------	-----	-------	-------	--------	-----	---------	--------	-----	----	-----------	--------	----	-----	------	------------------

戸毎の小村落があり、耕牧に従事していた。

この古音閑・吾自岾が建州衛管下の村落であ

ったことは、同実録卷七八、十九年九月乙酉

の条に、

十一日、左右軍入古音閑地、夾攻賊田莊、

賊皆逃遁。左軍向紅拖里、都節制使兵自吾

自岾沿江而下、搜索諸賊穴十二戸。

と見え、鴨緑江を渡河した朝鮮軍の攻撃目標

の一となつてゐることから察するところが、

る。そしてまた吾自岾方面には、右の三戸の



外に合計十二戸が散在していた。また旧居の  
 元刺方面にも若干戸が残存していて、前掲世  
 宗実録十九年六月戊子の糸の童豆里不花の言  
 にひき続いて、若夫元刺之南農作之人、則必  
 是牛隻鮮少者、不能墾新田而為熟田、出居於  
 此也。と見える如くである。また曰李朝世宗  
 実録四卷二六、六年十一月甲申の糸に、  
 平安道監司、批江界道節制使呈、馳報。曩  
 日來住皇城元良哈童所吾、王都乙好、張三  
 甫等五戸、領妻子牛馬、造土宇於鴨綠江邊

為過冬之計、陸統來往。

とあり、同実録卷五九、十五年二月己亥に、  
 婆猪江至白頭山北、部落連接、種類甚衆。  
 と見えるのも参考となるであろう。

以上によつて見るに、建州衛の村落は、全  
 戸が一個所に聚落をなしていたのではな

中心部は李滿住とその家族、外戚とその家族  
 などの血縁集団を基礎とし、これに従属する

部族集団によつて構成されていく。しか

の外郭には、李滿住の管下でありながら僅少

存戸数をわつた部落が散在してゐた。そして  
 前記の童豆里不哈は予則李滿位切隣地と  
 ある如く、外郭を構成する村落の一員であつ  
 た。

世宗十六・七年に朝鮮に投来したすべての  
 建州衛管下の女真人に對して言えることでは  
 ないが、尠なくとも童豆里不哈について言え  
 る事は、この外郭を形成する一戸には、田地  
 家畜等といつた財産を保有しなかつたこと  
 である。中心を構成する村落は、平時にも産業

富実であり、戦後被害をこうも受けても尚十数  
 頭の馬匹を養う余裕があった。そして中心の  
 村落からは朝鮮への投来者が出ていない。か  
 ように建州衛の中心村落からは投来者がなく  
 童豆里不花のような外部村落から投来者が出  
 るという理由は、中心村落の住民と外部散居  
 者との間に、生活程度の落差があり、建州衛  
 社会が平等な社会ではなかったことによること  
 考えられる。童豆里不花が女真人でありなが  
 ら、自ら朝鮮軍を導いて建州遠征に従ったの

め、この様な生活程度の落差による不満が根  
 底にあったのかもしれない。  
 戦争の被害とそれに つづく移住により、建  
 州衛の女真人は困窮していった。その最も著し  
 かったのは中心村落の人より外部の散居者で  
 あつたろう。童豆里不花以外の他の投来者を  
 見ても、田地財産を持たず、或はこれを棄て  
 て逃来した者のあつた事、李満住と血縁関係  
 者はいない事、李満住の許可を得ず、生活困  
 難の故に逃来した者のあつた事などによつた

これらの逃來者が建州衛の中心村落の下層民  
 或は外郭村落の出身者であつたことが察せら  
 れる。

次に咸吉道方面から逃來し侍衛となつた女  
 真人について見なければならぬ。先に述べ

た如く世宗五年十一月、向化幹朵里兀良哈の  
 中から侍衛を登用すゝよう世宗の指圖が下され

てから、咸吉道方面の女真人の侍衛志願者が  
 次第に増加した。その実体は先に一覽として

掲げた通りであるから、ここでは省略し、彼

等が本土で如何なる地位にあつたか考察したい。  
 まず魯山君三年、東北面に派遣され女真人  
 の実体調査に當つた李思哲は、女真人の戸口  
 を調査し、勢力に依り各人を一等より四等か  
 よび等外まで五段階に區別した。<sup>⑤</sup> 一・二等は  
 酋長または有力者であり、以下は下級に従ふ。  
 翰采里族の場合の人数の割合は、一等六人、  
 二等十七人、三等十七人、四等四十九人、等  
 外九十人であつた。当時の翰采里族では、上  
 等の者にとりて下等の者が圧倒的に多く、既

に階級分化の相当に進行していたことが理解  
 される。この様な現象は骨着元狄哈・元良哈  
 ・女真等の諸部落についてとも言えることであ  
 り、氏族的組織については幹朵里族よりも  
 概して強い遺制を維持しつつも、階級分化の  
 面から見るならば幹朵里族とさしてわゆる処  
 はない。これは魯山君時代の調査ではあるが  
 世宗初年においても、凡そかくの如きであつ  
 たと察せられる。咸吉道方面に居住する女真  
 人にして朝鮮に投来居住し、或は侍衛となつ



た人々の背景には、その様な分化した階級を  
 含む社会があり、その社会からこぼれ落ち流  
 した下層階級出身者が、侍衛となつていた。  
 曰李朝世宗實錄口卷八二、二十年七月癸巳の  
 条に見える世宗の言に「今之從仕京中者、率  
 皆無賴之徒、無所依托、仰望衣食者也。其會  
 長則固無一人來仕」とある。また同年十一月  
 庚寅の条には、世宗の伝旨が記されるが、  
 其女眞・兀良哈・兀狄哈之類、有宿衛近侍者  
 頗多。今女眞之種、稍有武才而侍衛者、如馬

迎者之類、不過數人。其兀良哈・兀狄哈之種  
 類、皆殘劣之人而無可侍衛者と見え。か  
 ように自ら侍衛を志願した女真人の大部分は  
 女真社会の下層階級の出身者であった。

では何故世宗五年以後、侍衛となる者が増  
 えたのであろうか。思うにこれは童猛哥帖木  
 児の斡木河帰還と深い関係があろう。世宗五  
 年四月、童猛哥帖木児が鳳州から会寧に帰つ  
 た時、率い來った管下は一説には六千余人と  
 いわれる。かくも大勢の人が移住した場合、

食糧不足のおこつたことが想像される。す  
 に以前から居候——といふ元良哈・元狄哈族も  
 影響を受けたであらう。そして新来の幹糸里  
 族の土地の割付は、首長を中心とする有力者  
 に有利に展開され、下層階級の者は有利な土  
 地から締め出された結果、僅かな土地にしが  
 みつくか、流亡する外なかった。当時の朝鮮  
 国は、向化女真人に特別の配慮を示し、侍衛  
 となる者には生活の必需品を提供し優遇した  
 ため、世宗五年以後女真人侍衛が増加したと

考えらるる。

第二節補注

① 池内宏「鮮初の東北境と女真との関係」

日滿鮮地理歴史研究報告 四二・四・五・

七、大正五年一月、大正九年六月。

和田清「明初の滿洲経略」日東亞史研究

四滿洲篇、昭和三十年十二月、東洋文庫

東京、二六〇—四七八頁。

園田一龜「明代建州女直史研究」昭和

二十三年、国立書院。

③ 帰化女真人は朝鮮國に税役に納めり義務

を負つた。たとえは曰李朝世宗實錄四卷

七八、十九年八月甲子の条に、

佞旨咸吉道監司都節制使曰、李芝蘭・殷

阿里・金高時帖木兒等、自投化以來、管

下居民、各仰其主、不供國家賦役、其後

國家分割、以爲編戶、徭役租税無異本國

之民。然亦未久、上項人民、未供賦役之

時、役使之民、不爲不足。矧今野人諸種

招安之時。宜護恤此輩、量減祖稅徭役、以開投化之路。

とあり、また曰李朝世宗實録四卷八二、二十年七月己丑の条に、

議于政府六曹曰（中略）已端川以北之人皆是女真遺種。向化已久。國家差役、無所不為、与本国旧民無異。

とあり、曰李朝世宗實録四卷九五、二十四年正月戊子に、

參贊皇甫仁・判書金宗瑞、謂吾沙哈等曰

(中略) 不聞、凡察等見北青居生向化人  
 等供役之事、畏我國終為百姓而逃去。其  
 然乎。必聽人之誑說也。  
 とある。帰化女真人に対し朝鮮国が租税  
 後役を課したため、女真人の帰化の途を  
 閉ざすことになつていた。  
 ③ 女真人侍衛に妻を娶らすさいは、公私婢に  
 しく良夫に嫁した者之母とす、女性を嫁  
 せしめるといふたが、世宗二十年正月、この  
 ニとが恒式とされた。日李朝世宗実録に

卷八〇、二十年正月癸丑の条に、

議政府據礼曹呈啓、向化女直時家老・也

叱大等、給衣服笠靴粮料家舍家賤鞍馬奴

婢、仍令娶公私婢嫁良夫所生女為妻。今

後向化人有娶妻者、例給嫁良夫所生女、

永為恒式、從之。

と見え、如くである。ただし帰化して土

着した女真人は女真の旧慣を保存して、い

たらしく、曰李朝世宗実録四卷五七、十

四年八月壬寅の条に「咸吉道向化人等、



婚姻之時、多送牛馬于娘家、甚為不可、  
痛禁此風、  
と記さる。

④ 曰李朝世宗實錄卷二〇、  
五年四月乙亥  
の条に、

咸吉道兵馬都節制使馳報、  
今四月十四日、

童猛哥帖木兒管下童家吾下等二十七名、

來告慶源府云（中略）  
猛哥帖木兒則隨後

率正軍一千名婦人小兒共六千二百五十名

今四月晦時出來。

と記さる。

⑤

旗田 山魏 一 吾都里 族の部落構成に  
日滿洲史

研究 四 昭和十一年三月、  
歴史学研究会編

八三一一一四頁。

## 第三節

上層階級出身の侍衛

右に述べたように侍衛を志願して来た大部  
 分の者は、女真社会の下層民であつて、上層  
 階級の者は、侍衛になつた者はあつても自ら  
 志願して来る程の者はなかつた。先に揚げた  
 二十年七月癸巳の世宗の言には「其酋長則固  
 無一人來仕」とあるのにひきつづいて「独馬  
 迎者、自其父來仕、其意可賞。故予之待遇亦  
 特異於他人。然其伯叔兄弟、在斡木河者、自  
 樂其土、終不求仕、其性然矣」と見える。有

能を稱された馬込者は幹采里族中の有力者の  
 子弟であり、伯叔兄弟等の一族もまた有力者  
 で幹木河に住んでいた。彼等は同族の中から  
 朝鮮に於て優遇されこいる者があつたにせよ  
 自ら其土を樂しみて、ついに求めたる仕える  
 ことのない人々であつた。かように上層階  
 級の人々は自ら求めたる侍衛になる者はないの  
 であつて、下層階級といちじるとい対照をな  
 してゐる。

それでは馬込者のような有力者の子弟が、

何故朝鮮國の侍衛になつたのであろうか。馬  
 辺者のほかにも、上層階級出身者で侍衛にな  
 った者も少くない。彼等は下層出身者とは  
 違ひ、政略上侍衛とされた者である。このこ  
 とを説明する為には、先ず馬辺者の出身につい  
 て考察してみたい。

一 童猛哥帖木兒の残した侍衛

馬辺者は幹采里族出身者で、その縁者は会  
 寧近傍に残存してゐた。口魯山君日記口卷一  
 三、三年三月己巳の条に見える咸吉道都体察

使李思哲の調査中に、

会寧鎮へ中略し四里江内吾音會住、翰朶里

都万戸馬仇音波、族類強盛、酋長、馬辺者

姪、所老加茂妹夫、一等。

とあつて、翰朶里の都万戸、一等の酋長馬仇

音波は、馬辺者の甥に當る。前掲の世宗二十

年七月癸巳の条の世宗の言に「ひとり馬辺者

のみは父より來はす」とあるが、父の名も來

仕の年月もあきらかでない。馬辺者の名が現

われらる。のは曰李朝世宗實録四卷一八、

四年十月壬辰の条に「遣司直馬辺者、往東良  
 北、諭兀良哈」と記されるのが最初であるか  
 ら、それ以前に父親は朝鮮に来仕していたこ  
 とになる。世宗四年以前に翰采里族から朝鮮  
 国に、ただ一回だけ来仕者があつた。そのこ  
 とは曰李朝太宗實録口卷七、四年三月甲寅の  
 条に次のように記される。  
 以吾都里猛哥帖木兒为上護軍。崔也吾乃大  
 護軍。馬月者・童於何朱・童於何可各護軍。  
 張權子司直。無難達魯花赤多末且司直。張

于見帖木見副司直、馬自和司正。

フブイマ同月壬戌に、

童猛哥帖木見辞還。留其弟及養子与妻弟侍

衛。上賜物有差。

と見え。童猛哥帖木見は一族中から三人を

残して侍衛としたが、二の中、馬姓は二人い

る。馬月者と馬自和である。

まず馬自和にフイマは馬迎者の言にフ臣叔

父馬自和有之（万人血石）（曰李朝世宗実

録四卷七九、十九年十一月戊申）とあるから



馬辺者の叔父に当る。馬自和は口李朝太宗実  
 録日卷七、四年三月甲寅に始め、現われ、世  
 宗実録では十八年十一月丁巳、十九年十一月  
 戊申にも見えるが、二十年正月辛亥には「馬  
 自和之職、非百戸也、指揮同知也」と記され  
 る如く、明国からも授官した有力者であつた。  
 馬辺者は父の代から来仕し、その来仕は韓采  
 里族の有力者の場合は唯一回あるのみである。  
 その際には首長に随伴され、来た馬姓の者が二  
 人いた、一人が馬辺者の叔父であれば、他の

一名が父であらう。馬月者と馬辺者とは、月  
 と辺とがかわつたわけだ。語尾は同じである。  
 断定はできないが、この二人は親子であるら  
 しい。

この時に侍衛として残されたのは弟・養子

・妻弟の三人で、弟と養子とは童姓であった

らう。前掲太宗四年三月甲寅の条の中、童姓

は童於何朱と童於何可の二人。彼等が弟と養

子とすれば、馬月者は童猛哥帖木兒の妻弟で

あらう。童猛哥帖木兒の妻は馬氏であつたと

いうことにならる。この馬月者はそれ以前にも  
 童猛哥帖木児に扈從し朝鮮に來朝したことが  
 ある。曰李朝太祖實錄四卷一一、六年正月丁  
 丑に「賜吾都里童猛哥帖木児・童所吾・馬月  
 者・童於割周・豆乙於等五人各綵紬絹絲絛布  
 苧布有差」と記される如くである。その名の  
 見えるのはこの二回のみで、後の消息は伝わ  
 らない。  
 童姓の二人の中、童於何朱の方は侍衛と  
 して残されたといふ証拠がある。前記太祖六

年正月丁丑の糸に童於割周の名が見える。童

於割周は童於何朱と同一人であらう。於何朱

にうゝは曰李朝世宗實錄四卷一〇六、二十

六年九月丙戌の糸に、

咸吉道都節制使金孝誠馳啓（中略）臣聞、

我太祖朝、吾都里童於虛主、宿衛京師。娶

本國女、率還本土、至于今同居東良北、産

三子。長曰毛知里、次曰流豆、次曰松古老

皆授護軍職事。

とある。於虛主は於割周のよび於何朱と同一

州衛指揮童於虛周等、來獻土物と見えるか	とあり、卷二三、太宗十二年三月癸巳に建	人來。	吾都里童所乙吾・李好心波・童於虛主等七	一一、六年六月己未朔に、	た時期は確かでないが、日李朝太宗実録四卷	した時に違いない。彼が辞任し本土に帰還し	太宗朝の誤りで、太宗四年馬月者と共に來朝	師に留まったと記してあるが、それは必ずず	人であろう。於虛主は太祖朝に宿衛として系
---------------------	---------------------	-----	---------------------	--------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

う、太宗六年頃には本土に帰還していた。建

州衛には於虚出へ阿哈出・李誠善といいう童

於虚主とはよく似た名の人がいる。彼は建州

衛の首長、此は建州左衛関係者。彼の子は李

顯忠、孫は李滿住。此の子は毛知里・松へ宋

へ古老・流へ劉へ豆。同名異人は女真人にも

多い。

太宗四年三月、侍衛となつた三人の中、馬

月者と童於何朱の名があきらかとなつたから

他の一人は童於何可であらう。童於何可につ

いゝは何もわからない。童姓の二人の中ど  
 ちらが猛哥帖木兒の弟でどちらが養子なのか  
 もわからない。これ等の三人が何故侍衛とい  
 へ残されたかについては後論にゆずる。

二 人質としての侍衛

そもそも朝鮮国において、国初、女真人に授官

の例を南いたのは、明国の外表羈縻の制にな  
 らったものである。四李朝世宗実録口卷七九、  
 十九年十二月辛巳の条に見える咸吉道監司都  
 節制使金宗瑞の上書中に、

中朝於表狄、不惜除都督以下之職者、非欲

侍衛也。欲其羈縻也。又国初、万户宣略將軍

之職、不惜遠授、亦欲羈縻也。

と記される。中朝は明国を、国初の国は朝鮮

を指す。宣略將軍は口経国大典口によれば従

四品の下であるから、宣略將軍を授けたとは



日李朝太祖實錄四卷二、元年九月己丑の条に  
 上視朝、吾良哈人等參朝。吾良哈位於西四  
 品之下、其從者、位於六品之下とあり、同  
 實錄卷一三、太祖七年正月壬申の条に「以宣  
 略將軍童多老、為吾都里上千戶、給中樞院牒  
 しと記される事實を指すのであろう。本來授  
 官の目的は羈縻に存した。侍衛の任用も、  
 とより羈縻を目的としたこと、すでに説いた  
 如くである。

侍衛の制の目的は羈縻に存したか、しかし

それ以外の特別の政治的機能を女真側が期待して朝鮮国の侍衛とした者、或は朝鮮国によつて侍衛とされた者もある。これについては、連

州衛の李滿住が子弟を朝鮮に送つて侍衛とし

たことから述べたい。日李朝世宗實錄口卷六二、十五年八月丁酉の条に

大護軍朴好問、還向平安道、授事目以送へ

中略一、李滿住及沈吒納奴等、欲令子弟

侍衛。

と記されるのがそれであるが、この事については

二十六年六月、右議政崔閔徳が次のように奏

言してゐる。曰李朝世宗實錄四卷六四、十六  
 年六月己未の条に、  
 但其受所管人公幹、願為來居者、及李滿住、  
 撒滿答失里・沈吒納奴等、欲遣子壻弟姪侍  
 衛者、依古者交質之法。許令從願則彼此相  
 信而聲息相通、庶幾兩便矣。  
 と記さる。李滿住は建州衛の首長で世宗六  
 年四月以來鴨綠江の支流の婆猪江流域に居住  
 した。撒滿答失里は毛憐衛の首長で猛哥不花  
 の子。沈吒納奴は李滿住の管下とはいえない

が、早くから二の方面に居住した豪族であつた。世宗十五年四月、彼等は朝鮮軍の攻撃を受け、建州衛の木柵兀刺山は蹂躪され、吾弥府へ北古城子付近に後退した。しかもなお朝鮮からの再征の危機もあり、帰順の意志を表明するため、親族を侍衛とし、人質としたものと察せられる。

李滿住の子の誰が侍衛となつたかの確證はないが、

李朝世宗實錄 四卷七八、十九年九月丙辰の条

の平安道都節制使への伝旨に、

一、癸丑婆猪之役、(中略)満任子也多好、

優給衣食、待之以礼、終乃並眾本土。

と見えるから、或は也多好であつたかと思ひ

れる。

侍衛の制に人質の機能があつたとしても、  
これによつて外表羈縻の本來の意義が失しな

われたのではない。童倉が婆猪江流域に移住  
 しようとした時にも、それは羈縻第の一環と  
 して用いられた。すなわち世宗十五年十月、  
 童猛哥帖木兒が嫌真兀狄哈に襲殺された頃、  
 ら、建州左衛に封する野人女直の左迫が著し  
 くなり、豆満江流域の兀良哈族は、分散した  
 村落があい寄り、大部落へ集中化する傾向を  
 示し、斡朵里部も婆猪江流域へ移住しようとし  
 ていた。こゝにた女真の動きに対応する為  
 世宗二十年七月、世宗が礼曹および兵曹と封

策を審議した折、世宗は一言、監護官として童倉  
 に、京中に侍衛として来るならば、職事と俸禄を受け、  
 良家の子女を娶り、家屋と奴婢を与えられ、  
 馬込者の例の如く或は王宮に入直し、或は宮  
 府に公参し、或は本土と往来し、管下の女真  
 人を撫育し、永久に富貴を享受し、子孫に無  
 窮の計を遺すこととなる、と告諭させ、は如  
 何かと言つていゝる。曰李朝世宗実録四卷八二、  
 二十年七月癸巳。童倉を北辺につなぎとめ  
 る後、侍衛になるよう勸説せしめたのである。

曰李朝世宗實錄四卷八四、二十一年正月丙午の条に、

以童倉為嘉善雄武侍衛司上護軍。以童所老

加茂、加威勇將軍虎賁侍衛司護軍。初倉來

請受職。以倉受中朝爵命。不敢授。今又來

請之。

と記されるように、童倉の侍衛就任は実現し

た。童倉等の宗主国である明国への配慮から

童倉への授官がためらわれていたが、童倉の

再度の来請もあり、授官を忌避するにとよ



つて童倉の失望を招き、朝鮮への門戸を閉ざ  
 すこととを決心せられたの施策であつたと思われ  
 ところ、世宗二十二年、童倉が部族を率い  
 て会寧を脱出し、東良北に屯聚し、婆猪江移  
 住の姿勢を示したから、朝鮮国は対策を審議  
 し、改めて女真酋長の子弟に官爵を授けて侍  
 衛とし、京中に往来せしめて人質とするこ  
 が問題となつた。曰李朝世宗実録四卷八九、  
 二十二年四月癸巳に、  
 上曰、今童倉等、逃遁山谷、不安其居。撫

綏制禦之策、何以処之（中略）或曰、移置  
 會長及妻子於慶源、絶其往来。或曰授子弟  
 官爵、往東京中、以為之質。若之何則得安  
 其居、永絶逃叛之心。

と見える。この或人の意見に、世宗は賛意を  
 表明している。二とかが、同月丙申の条の咸吉道都  
 節制使金宗瑞への伝旨中に示される。

或曰（中略）乞倣古者管子之法、童倉凡察  
 及居首用事人等子弟、刷送京中、依他向化  
 子弟例、除授官職、仍令娶妻、安心侍衛、

使之迭相往來、觀親、則彼自有永久按堵之心。  
 而管下及諸種野人、亦無携式浮動之心矣。  
 此最羈縻之上策、予亦以為或者之說、似乎  
 近理。

人質とはいへ、すべの自由を拘束するもの  
 ではなく、本土との往來は認めるといふもの  
 であつた。これは前言に引きつづき次のよ  
 うに記されることわりも確かめることか  
 ぎる。

本人等倘若回還、則以將當諭之曰（中略）

汝等當以子弟入送京中、從仕侍衛、時時往  
 來、相見父母族親、永享生生之樂、實為汝  
 等之幸也。則我國尤見汝等之誠矣。如此開  
 說、刷送子弟何如也。如不從命、則強使為  
 之亦可。且將此事意、備載教書、下送辺將  
 當領示教書開說辭緣後、刷送子弟亦何如也。  
 卿其更加商確、曲尽布置以啓。如或別有他  
 策、則并錄以聞。又居首用事人、須令使子  
 弟為質者幾人乎、并以聞。

人質にはいくらかの自由を認めるといふか

らむ、  
 命に従わざれば強いてこれを為さし  
 むるも可也。酋長の子弟に一人質にすべき  
 は幾人なるや、以聞せよといふ、実施には  
 強い態度も見えぬ。この世宗の下問に對する  
 報告は、咸吉道都觀察使等によつてなされた  
 らしいが、その報告書の内容は記されていな  
 い。しかし次の曰李朝世宗實錄四卷九二、二  
 十三年正月丙辰の条の一文は、報告書に基く  
 処置と思われぬ。

仍賜書咸吉道都觀察使都節制使、凡五系へ

中略。其二曰、予欲依古質子之例、將授吾

都里等職、令侍衛於京、侍衛日久醇謹者、

亦令陞職近侍。其選子弟有才幹族屬強盛者

敦遣之。其三曰、童於虛里子所老加茂。吾

沙介子。加時波子一人。亡乃子副司直伊童

時可。也吾他長子。阿何里弟毛多吾赤。李

貴也弟也吾乃。愁音仙伊子一人。高早化子

副司直吾同古。童於虛取子松古老。風其取

崔宝老妹所生子沙乙下等、宜善諭連統上送

如或不從、勤令上送。

同母弟。	於虚里は凡察の兄弟、	(1)	の	い	の	名	侍	る	二
可李朝世宗实录	童猛哥帖木兒の異父	童於虚里の子、	か、	る。	名の	された	衛	翰	の
卷九二、		所老加茂。	逐	次	の	有力者	と	采	文
二十三			一	に	の	者は	々	里	書
			名	こ	の	童	送	部	は
			人	の	下	於	る	の	報
			に	命	命	虚	よ	有	告
			つ	が	里	里	う	力	書
			い	ど	以	以下	下	働	に
			マ	こ	十	一	命	長	基
			確	ま	一	名	一	に	き
			か	で	指	名	た	対	東
			め	実	一	指	む	し	北
			ね	行	指	で	の	子	面
			ば	さ	定	あ	あ	弟	に
			な	れ	一	る	る	五	残
			ら	た	々	。	。	人	存
			な	も		指	指	値	す
			い					の	

年四月癸未の条に、

授童所老加茂大護軍、賜衣冠鞍馬、許娶妻

仍賜第及奴婢資財。其從者、亦賜冠帶。

とある。官を授けられ家舎を賜つてゐるの

で侍衛たることは明かである。官を授けら

れただけでは侍衛とはいえない。

(2) 吾沙介の子。

童吾沙介（哈）は凡察の異母弟。曰李朝世

宗実録四卷九五、二十四年正月庚辰ならび

に丙戌の記載によつて、來朝し朝鮮への服



屬を確認させられたことは明かであるが、

子弟を連れこ来たとも、侍衛にいたとも伝

わらない。

(3) 加時波の子。

加(哥)時波は凡察の異母弟。曰李朝世宗

實録口卷九五、二十四年正月戊寅の条に、

上幸景福宮、御勤政門、受朝。幹采里童哥

時波等三人、隨班綽(中略)哥時波及於虛

里吾沙哈等三人、皆凡察同産也。時哥時波

率其女婿於巨乃来朝。於巨乃死、燒屍拾骨

以去。

とある。この時連れ来た女婿の於巨乃が

或は侍衛となるべき人であつたかもしも

いかに死亡している。その後人骨を送つた

とは、以後の記載に照しても明かでない。

(4) 亡乃の子、童伊時可。

童亡乃は日李朝世宗実録四卷九五、二十四

年正月甲子の条にて、以幹采里童亡乃等八人

見使臣、問去留情願。皆曰不願搬去、遂取

供招しと記され、移住の意志のないことと

明らかにしてゐる。同年四月壬辰の糸にて

童亡乃伊時可則亦依前降内伝勿令追還しと

は見えるが、授職賜第のニとは明かでない

から、侍衛となつたかどうかは不明。亡乃

は榊采里部の有力酋長であつたが、凡察と

の血縁関係はなかつたと思われ。

(5) 也吾他の長子。

也吾他は童亡乃の弟。也吾太・也吾大とも

記される。日魯山君日記 卷一三、三年三

月己巳の糸にて護軍童夫里可、故都萬戸也

吾太子、童亡乃姪しと記されるから、世吾

他の長子は童夫里介と言った。この夫里介

に、ついでには曰李朝世宗実録曰卷九二、二十

三年五月辛酉の条に、吾都里松古老・夫里

介等、随班献土物しとあり、翌六月甲戌に

以吾都里松古老・夫里介、為護軍、賜衣服

鞍馬布貨

とあるように、来朝し受職したことは確か

である。この人は常に松古老と行動を共に

しているが、その松古老について、曰李

朝世系実録口卷九二、二十三年四月丙子の

系に、

以吾都里童松古老、為副司直。賜衣冠鞍馬

許娶妻。仍賜第及資財奴婢。

と記され、侍衛になつたことが明かである

から、夫里介も松古老と共に第を賜ひ、京

に留まつたことが推察される。

(6) 阿何里の弟、毛多吾赤。

阿何里が阿下里・阿哈里・於虚里とも記さ

れ、凡察の兄であることは、旗田龜氏の

吾都里族の部落構成しにおいて考察されてい

る。その弟毛多吾赤について、李朝世宗実

録 正卷九二、二十三年二月丁酉の条に、

賜吾都里童毛多吾赤衣冠鞍馬。許娶妻。仍

賜資財奴婢。

とある。賜資財奴婢とあるのみで、弟を賜うと

は記されないが、これは四日前の癸巳の条に

「賜女直好陽可衣冠鞍馬。許娶妻。仍賜弟

乃資財奴婢」とある例や、(1)の所老加茂、

(9)の吾同古、(10)の松古老の例にある如く、

乙巳の糸に	李貴也は	(7)	と記	三には	リない。	ある。	資財	ころを	もと
会寧鎮北	曰魯山君	李貴也の弟	さ水	は	後説	毛多吾赤	奴婢は	を	と
指二十里	日記	也	まい	護軍童	す	も	第に	第及	賜第
江内吾弄	曰卷一三	也吾乃	いる。	毛多赤	る	赤も	附隨	レ	及資財
	三年三月			一(中略)	如く	赤も	一	が	奴婢
				侍衛	曰魯山君	赤も	た	省	レ
				二	日記	赤も	た	略	と
				等	曰卷一	赤も	た	さ	ある
				レ		赤も	た	れ	べき
						赤も	た	た	と
						赤も	た	も	ある
						赤も	た	の	べき
						赤も	た	思	と
						赤も	た	え	
						赤も	た	る	

草住、韓采里万戸李貴也。族類強盛、  
 會長

一等しと記さし、有力な會長であつた。そ

の子の也吾乃にフイマは曰李朝世宗実録出

卷九二、二十三年三月己亥の条に、

賜吾都里也吾乃衣冠鞍馬、許娶妻、仍賜第

乃資財奴婢。

と記されるから、侍衛として京に留められ

たことは確かである。

(8) 愁音仙伊の子。

愁音仙伊にフイマは姓も子の名も不明であ



る。曰李朝世宗實錄四卷八九、二十二年六月丁亥の条に現れる愁音仏は此の人であると思えるが、實錄中には二件現れるのみで、後の消息は伝わらない。馬朱音波はこの人ではないかと思ふが證據はない。ただこの頃、軒、朱里部から侍衛となつた人の中、父親の名の不明なのが一件ある。曰李朝世宗實錄四卷九二、二十三年三月癸丑の条に、吾都里金波老等二人來獻土物。賜(金)波老等衣冠鞍馬。仍拜職許娶妻。又賜第及資

財奴婢。

と記されるのがそれである。金波老の姓は馬。口魯山君日記口卷一三の李思哲の調査によれば、幹糸里の都万戸一等會長馬仇音波の弟に当る。或は馬金波老が愁音仙伊の子ではなかつたかと思える。馬金波老兄弟の父親は、世宗實錄二十五年正月辛未の条に死亡記事が見える。

(9) 高早化の子。吾同古。

高早化は口李朝世宗實錄口卷八〇、二十年

正月辛亥の条に馬波羅の言として、

高早化女直也。素居鼎城底。移居開陽城、

三十余年。於永樂年間、楊木答兀一時出來。

今居吾弄草。其管下同類人二十余戸、一処

完聚、而其管下之散処訓春等処者十五余戸、

諸処散居人、共五十余戸。

と記されてゐる。明國の百戸の官を持つ女

真人で、もと開原に居住したが永樂二十一

年頃、楊木答兀と共に会寧近傍に移住し、

管下五十余戸を持つ勢力家であつた。その

子、吾同古にフイマは日李朝世宗実録四卷

九二、二十三年三月庚子に、

賜吾都里司直吾同古衣冠鞍馬、許娶妻。仍

賜第及賀賤奴婢。

と記され、侍衛と一ノ系に留まつたニとは

あきららかである。

(10) 於虚取の子、松古老。

於虚出は於虚主・於虚周・於何朱とも記さ

れ、童猛哥帖木兒一族の有力者であったこ

とは先に述べた。その子の松古老が系にお

十三	年	六	月	庚	午	の	条	に	「	建	州	衛	指	揮	童	風	只	
あ	ろ	う	。	童	風	只	は	曰	李	朝	太	宗	実	録	四	卷	二	五
價	が	異	な	る	が	其	は	只	を	書	き	誤	ま	つ	た	の	こ	
も	こ	の	人	と	思	わ	れ	る	其	(二)	と	只	(三)	は	音			
る	子	、	沙	乙	下	と	読	む	童	風	只	と	記	さ	れ	る	の	
右	は	、	風	其	が	崔	宝	老	の	妹	を	め	と	り	、	産	み	た
(ii)	風	其	取	崔	宝	老	妹	所	出	る	沙	乙	下					
子	の	記	事	に	よ	つ	て	確	か	め	得	る						
曰	李	朝	世	宗	実	録	四	卷	九	二	、	二	十	三	年	四	月	丙
い	て	侍	衛	と	な	つ	た	こ	と	は	、	先	の	(5)	の	例	文	中

東 献 土 物 し と 記 さ れ る よ う に 建 州 衛 指 揮 と  
 し て 来 朝 し た こ と も あ る 。 曰 李 朝 世 宗 実 録  
 凸 卷 九 八 、 二 十 四 年 十 一 月 壬 戌 の 条 に は 一  
 吾 都 里 指 揮 童 風 只 等 三 人 へ 中 略 し 来 献 土 物  
 し と あ り 、 十 二 月 丁 亥 朔 に 一 吾 都 里 都 万 戸  
 童 風 只 等 三 人 へ 中 略 し 隨 班 肆 賜 衣 服 笠 靴  
 し と あ っ た 、 来 朝 し た が 人 質 と 残 し た と  
 は 記 さ れ て い な い 。 こ の 人 は 魯 山 君 元 年 頃  
 は 東 良 北 地 方 に 居 住 し て い た へ 曰 魯 山 君 曰  
 記 凸 卷 八 、 元 年 十 月 庚 戌 へ 。

以上人質として子弟を刷送せしめよう下

命された者の中、確実に朝鮮に送られた者は

(1)・(6)・(7)・(9)・(10)の五件、ほぼ確実にもの

は(5)一件、酋長のみ来朝し、子弟を同伴し又

は朝鮮に送つたことの確かでないものは(2)・

(3)・(4)・(11)の四件、消息不明のもの(8)一件と

なつてゐる。(8)の馬金波老の例を加えると、

確実に送られ、又はほぼ確実に送られたものの

の数は七件となる。指名された酋長の中、過

半数は朝鮮国の命に従つたことになる。人質

の朝鮮への送付は、世宗二十三年正月の發令以來三四ヶ月以内に完了している。

### 三 侍衛の帰還

これら人質として朝鮮に送られた人々は、その後どのようになつたかについて、次に考察したい。

(1)の童所老加茂は、世宗二十三年四月、大護軍となり、家屋を賜はり侍衛となつた。五

月、世宗が三田渡に行つたさいには、車駕の



後に扈從し、駕の至るや跪謁叩頭してといふ。  
 へ日李朝世宗實錄四卷九二、二十三年五月庚  
 子。しかし所老加茂は異國での特殊な環境  
 に強い不満を示し、宿衛に留まることを拒み、  
 父母年踰八十。臣独子。思欲奉養。聞朝臣  
 有老親者、皆令帰養。何独於野人不然乎。と  
 稱し、病を理由に絶食して抵抗したので、日  
 同實錄四二十三年五月辛亥、遂に本土に帰  
 路、二とを許された。帰國に先立ち所老加茂は  
 愈知中樞院事兼阿木河等処都萬戶に任ぜられていふ。日同實錄四

二十三年五月丁未・戊申。世宗二十四年五月にも来朝した。二十五年正月には、礼曹判書金宗瑞が童所老加茂に賜う印信の大きさを問うているから、この頃印章も与えられたのであろう（曰李朝世宗実録四卷九九、二十五年正月癸亥）。所老加茂は本土に帰還したが、しかしながら必ずしも自由な生活を享受し得たのではない。曰李朝世宗実録四卷一〇一、二十五年九月壬子朔の条の議政府の議啓に「所老加茂、授以高爵、賜以印章、娶我國

女、居於内地、既許城内賜第。今又自請與老  
 父母、共居城内、と記される如く、会寧城内  
 に家屋を与えられ、住まわされた。その環境  
 について、李朝世宗実録四卷一〇五、二十六  
 年八月辛亥の条に見える所、老加茂の言に、  
 吾欲挈妻歸父母之側、朝夕孝養。其与（会  
 寧）節制使李仁和言、或和顔色、或憤然言  
 曰、吾之居城内、無異罪人。  
 とある。一、無異罪人、といふ言葉は、人質で  
 あつたといふ彼の身分を考へて始めると、よく理

解<sup>トク</sup>る<sup>トク</sup>ことかでき<sup>ス</sup>る。彼は侍衛として出仕したか

系<sup>ケイ</sup>師<sup>シ</sup>に於<sup>ケル</sup>て人質とな<sup>ル</sup>こととは免<sup>レ</sup>れた。しかし

本土に於<sup>ケル</sup>て身分を拘束され<sup>テ</sup>いたのである。

彼の父童於<sup>ニ</sup>虚里は同年九月に歿し、これを機

会<sup>ケ</sup>に会<sup>ノ</sup>寧域外に出、人質の身分を脱<sup>シ</sup>、酋長と

なり、魯山君時代には会<sup>ノ</sup>寧鎮西方十三里の地

に住んだ。曰<sup>ク</sup>魯山君日記口卷一三、三年三月

己巳

(2) 吾<sup>ガ</sup>沙<sup>サ</sup>介<sup>ケ</sup>の子、(3) 加<sup>カ</sup>時<sup>ジ</sup>波<sup>ハ</sup>の子、(4) 亡<sup>シ</sup>乃<sup>ノ</sup>の子

童<sup>トウ</sup>伊<sup>イ</sup>時<sup>ジ</sup>可<sup>カ</sup>、(11) 沙<sup>サ</sup>乙<sup>エ</sup>下<sup>カ</sup>などの四件は、いずれも

侍衛として送られたかどいかに確かでないから省略する。

(5)の童夫里介にフイロ口魯山君日記口卷一

三、三年三月乙巳以下口魯山君日記口と略稱するに

(會寧鎮)西指二十里江内下浦乙下住、軒

采里都万戸童吾沙可(中略)護軍童夫里可

故都万戸也吾太子、童亡乃姪、二等、子二

名不知。

と記されるから、魯山君三年には下浦乙下(

會寧郡鳳儀面浦乙洞附近)に帰還していた。

このことは曰李朝世祖実録四卷三、二年正月  
 壬申の条に「幹弟里護軍童夫里可等十人、来  
 献土物」とあるので確かめることはか  
 げできない。何  
 時頃帰還したのかあきらかでないが、彼の父  
 童也吾大は、曰李朝世宗実録四卷一一九、三  
 十年正月辛亥に「致僉于会寧住都万戸童也吾  
 大、賜布紙」と記され、世宗三十年正月頃歿  
 したから、童夫里介の帰還も恐らく此の頃で  
 あろう。

(6) の童毛多吾赤に「ついでには曰魯山君日記」

に、

会寧鎮北指二十里江内吾弄草佳、 軒采里万

戸李貴也。 族類強盛。 酋長一等（中略）護

軍童毛多赤、 族類強盛、 阿下里弟、 侍衛、 二

等。

とある。 魯山君日記に名が記されるから吾弄

草（会寧郡八乙面金世洞附近）に帰還してい

たととも言えようが、 わたくしは童毛多吾赤は

上系して不在であつたと考えてゐるといふ

のは右の一文でも此の人には侍衛の肩書が付

いてゐるからである。口魯山君日記口中、侍  
 衛の肩書を持つ者が十二名見られる。①  
 この十二名中には、あきらかに上宗一々不在  
 であつた者が数名見られる。不在であるにも  
 かかわらず、調査書には書き加えたのである。  
 数名の者を以て他を推すのは問題もあるが  
 侍衛の肩書を持つ者は上宗一々いたと考える。  
 といふのは世祖元年十二月戊辰、世祖はこれ  
 まだ功勞のあつた女真人を賞し、同知中樞馬  
 迎者以下多数の者を一等・二等・三等に録し



た。此の中には右の十二名中十一名までが含まれてゐる<sup>②</sup>。世祖はまた同月庚午および翌二年正月己亥、各地の女真の有力者を、所在地に於て都万戸・副万戸等に叙した。これが原住地居住の女真人に對する録功であるとすれば、馬辺者以下一・二・三等に録したのはいずれも在京者に對する録功と見られる。この中に童毛多吾赤の名も記されてゐるので、此の人はなお京に留まつていたと考へる。

(7) 李也吾乃に對しては、その後の消息が

りか  
ら  
な  
い。  
日  
魯  
山  
君  
日  
記  
口  
卷  
一  
一  
二  
年  
六

月  
癸  
卯  
の  
系  
に  
一  
吾  
治  
安  
住  
兀  
良  
哈  
也  
吾  
乃  
潜  
入

甲  
山  
江  
辺  
、  
槍  
馬  
二  
匹  
牛  
一  
頭  
而  
去  
し  
と  
見  
え  
る  
か

こ  
の  
也  
吾  
乃  
は  
兀  
良  
哈  
部  
ご  
あ  
つ  
ま  
翰  
采  
里  
部  
ご  
は

な  
い。  
兀  
良  
哈  
部  
に  
も  
也  
吾  
乃  
と  
い  
う  
名  
の  
人  
は  
二

人  
い  
る。

(8) の馬金波考についで、日魯山君日記口に

(合寧鎮) 四里江内吾音会住、翰采里都万

戸馬仇音波、族類強盛、酋長、馬辺者姪、

所老加茂妹夫一等(中略)上護軍馬金波老

仇音波弟、二等。

と記されるから、魯山君三年までには音音令

に帰還していた。帰還の時期はわからない。

(9)の高吾同古については、曰李朝文宗実録

四卷四、零年十一月戊午の条に、

咸吉道都節制使李澄玉、上書密啓曰、阿赤

郎耳住女真音同古密告（以下略）。

と記される。吾同古の父高早化は中国遼東方

面の女真人で、もともとは斡朶里部でなかつた

ところから、女真しと言つているのかも、

ない。二の吾同古が高音同古であらうから、

彼も文宗零年頃までに阿赤郎耳に帰還して、い

たものと考えられる。

(10)の童松古老については、魯山君日記に

（会寧鎮）西南指二百一十里、上東良住、

幹采里護軍童毛知里、族類強盛、二等護

軍童宋古老、族類強盛、三等護軍童劉豆

族類強盛、三人等、童干古從弟。

と記される。毛知里・宋古老・劉豆は兄弟で

童於虚主の子である。従つて宋古老は松古老

できなかった。彼もまた上東良（茨山地  
 方）に帰還していった。帰還の時期はあきらか  
 くない。  
 以上に考察を遊げた如く、(6)の童毛多吾赤  
 が在京し、(7)の李貴也の弟也吾乃が消息不明  
 なるを除き、他の人々はみな故郷に帰還して  
 いる。帰還の時期は概ね知り得ない。これら  
 の人々は奴婢家財を賜い、職を授けられ、妻  
 を娶り、家屋を与えられるなど、侍衛として  
 優遇を受けながらも、その実は東北地方の治

安を維持し、女真人の遠遁を防ぐための人質  
 であつた。此の故に監視付の罪人扱いの処遇  
 にあきたらず、童所老加茂のように反抗して  
 脱出す者もあつた。しかし他の人々が  
 人質としてその身分を離れ、故郷に帰還して  
 た理由としては、  
 (一) 本来このような政治的意図から生れた  
 侍衛には、時々本土と往来し父母族親に相見  
 えることが許されていて、必ずしも常に素  
 に留まる必要がなかつたこと。

(二) 此の頃東北境の女真族の中、遼東地方へ移住する者はすべし移住し、残留者には移住の意志のなりことが明かであつたこと。

(三) 世宗から文宗・端宗へと国王の交代に

ともなう政策の変化により、人質の意義の薄れまいつたことなどが考えられる。こゝに理由により、時を得て故郷に帰還したのであらう。

四 人質の慣習

太宗四年三月壬戌に、童猛哥帖木兒が朝鮮  
 國に養子・弟等を侍衛として殘したことは口  
 李朝太宗實錄四卷七に「童猛哥帖木兒辭景、  
 留其弟及養子與妻弟侍衛。上賜物有差」とあ  
 り、また先に説いた如くであるが、この童猛  
 哥帖木兒は如何なる目的で人質の侍衛を殘し  
 たかについて、次に考えてみたい。  
 先に第二章で説いた如く、朝鮮太宗の三年  
 は永樂元年に當つており、明國では政權が交  
 替した。永樂帝は國邊諸民族との國交の維持



に積極的意欲を示し、諸民族を招撫し、明國  
 に貢獻せしめるとなり、永樂元年（太宗  
 三）六月、朝鮮東北境女真に封じ、勅諭が  
 送られ、朝鮮がよびつけられた。  
 朝鮮王国では、すでに太祖四年閏九月、童  
 猛哥帖木兒を上萬戸に任命し、童猛哥帖木兒  
 も亦、毎年朝鮮に来朝するなど、朝鮮王国と  
 東北女真とは、明の外夷霸業の制にならな  
 特別の關係が、国初以来つづいて来ており、  
 女真諸部族の朝鮮王国への帰属は、すでに自

明のことととく理解していった。かかる中で太  
 宗三年、東北女真に明国の招諭がなされたた  
 め、朝鮮国は明国と女真双方にあらたな対応  
 を迫られた。太宗四年三月、童猛哥帖木兒等  
 三人が朝鮮に来朝したのは、朝鮮王国への服  
 属の態度をあらためて明らかにするためで  
 あつた。このような政治的配慮から、部族の  
 中でも特に親族の者を朝鮮に残し、人質と  
 し、帰順の誠心を特に表わしたものと解釈さ  
 れる。

そこでこの人質は、朝鮮側が要求して残さ  
 せたものか、或は女真人が自主的に残したも  
 のかについて考えたい。太宗四年の例で  
 は、童猛哥帖木兒が留めたとあり、朝鮮国  
 が強い人質として残させたとは記してない。  
 しかしわたくしは人質は女真人が自主的に残  
 したものと解釈したい。それは次のような理  
 由による。

先に述べた李滿住の例において、朝鮮国が  
 人質の受け入れにつき審議したのは世宗十六

年六月己未であつたが、李滿位がこの様を意  
 向を明らかたにしたのは、十力月以前の世宗十  
 五年八月丁酉のことであつた。曰李朝世宗実  
 録口卷六一に考のよりに見える。

大護軍朴好問、還向平安道、授事日以送（

中略）一、李滿位及沈吒納奴等、欲令子弟

侍衛。然未知野人之心、不可輕許。徐觀其

勢以啓。

子弟を侍衛として送りたいとの意を先に明

らかにしたのには李滿位等であつた、未知野

人之心、不可輕許」と記される如く、朝鮮國  
 としては其の意をはかりか収ているから、女  
 真人の子弟を人質にとつて常に留め侍衛とす  
 るといつた発想は、朝鮮國にはなかつたと考  
 えねばならない。朝鮮國が侍衛に人質として  
 の意義を見出したのは、世宗十六年六月以降  
 のことで、それも朝鮮國が思いついたことで  
 はなく、女真人から教えられたことと察せら  
 れる。そして朝鮮國では、現行の交貨の例に  
 よるとは言わず、何時の場合でも古の交貨の

法に依りと稱してゐる。古の支贄の法とは、  
 新羅が高句麗に人贄を送り、百濟が倭國に人  
 贄を送つたなどの例を指してゐると思はれる  
 が、何故古い法を埃を払つて持ち出さねばな  
 らないのであらうか。それは現行には人贄を  
 とるといふ慣例も法も、朝鮮國には無かつた  
 からと判断せざるを得ない。かように考える  
 と太宗四年の例で、童猛哥帖木兒が子弟を侍  
 衛に残したとあるのみで、人贄といたとも、  
 朝鮮國の意志によるとも説明してゐない。と

もうなづけける。

帰順むしくは友好の——と——て相手国に人質を送る慣

(末期でも)

行は高麗辛禰八年二月、海陽萬戸金同不花がその子夫耶介を遣

て質とした例はあるか(高麗史四卷一三四、列伝四七、辛禰八年二月)

李朝初期には忘れられており、太宗年間(の朝鮮)に現われるのは、女

真の慣行に示唆されてのことと思われる。一家眷族の

中から人を選び、相手方に送るといふ風習は

女真の帰順の表し方であつて、清初の又ルハ

午の時代にもあり、(4)李朝初期にもその様を慣

行がおこなわれたいたのであろう。朝鮮国に

は、人質を取る意志が本来なかつたことは、太宗四年の侍衛残留者も一部は帰還し、世宗十六年の李滿住の子弟も送り返してゐることからもうなづけると思う。朝鮮国が女真人侍衛に人質として利用効果のあることに氣づき、積極的にこれを利用しようとしたのは、世宗十六年以後のことである。

第三節 補注

① 日魯山君日記 口卷一三、三年三月乙巳の



系に所收の李恩哲の調査中、侍衛の肩書  
 を持つ者は左の通りである。

	出身部族	姓名	族親	住地	官職
一	幹采里	李巨乙加介	李貴世の子	吾弄草	
二	幹采里	童毛多赤	阿下里の弟	"	護軍
三	兀良哈	浪三波	浪加加乃の子	"	護軍
四	幹采里	朴訥於赤	不明	"	護軍
五	兀良哈	浪伊什巨	浪ト兎罕の子	下東良	大護軍
六	"	金当	金大豆麻の子	阿赤郎貴	護軍
七	骨着兀狄哈	金於虛乃	金吾乙曷可の姪	草串	護軍

八

"

金吾<sup>着</sup>履主

金吾乙昌可の從弟

副司直

九

"

金朱青介

金吾乙昌可の次弟

司正

十

"

金仇火里

"

"

"

十一

"

李留志臣

李多弄可の弟 江陽

不明

十二

女真

朴吾乙賓介

朴波伊大の子 金伊春

司直

②

曰李朝世祖實錄卷二、元年十二月戊辰

の系に次のように記される。

位旨議政府曰(中略)同知中樞馬辺者(

中略)林於乙云(中略)録原從功臣一等

(中略)僉知中樞浪伊弁臣(中略)大護

軍李臣乙多介（中略）護軍浪三波（中略）

（上護軍童干古（中略）錄二等（中略）

（護軍浪得里卜・金右虛乃・林阿具・司

直童松古老・黃伊叱介・李甫乙赤・馬加

乙愁・副司直李阿豆・李豆称介・司直童

毛多吾赤・副司直柳者・李劉於応介・司

直崔回因加茂・副司直童都乙赤・童陽可

・司正楊好・楊可・李多老・金吾看主・

童其吾車・副司正馬甫郎介・金仇火・童

於虛里・司正李者邑可・金所乙衆介・大

護軍朴訥於赤・副司正金主昌介・大護軍

童伊時介・司正李也叱大等、録三等。

・印を付したのには注①に見える人達であ

る。これらの人はすべて侍衛として上京

していたものと察せられる。

③ 新羅から高句麗に人質が送られた例とし

ては、曰三国史記四卷三、新羅本紀才三、

奈勿尼師今の三十七年春正月に高句麗

遣使。王以高句麗強盛、送伊飡大西知子

実聖為質とあり、実聖尼師今の十一年

に「以奈勿王子ト好、質於高句麗」と見

え、百濟から倭国に人質の送られた例と

「これは、百濟本紀、第三、阿莘王六年の

条に「夏五月、王與倭国結好、以太子腆

支為質」と見える。

④ 人質のことを「滿洲語で *Damtun* といふ」とい

滿洲実録四卷三の輝登国滅亡の条に *Bairidari*

*Beile* が又ルハ千に援軍を請うために、七

大人の子等を質として送つて来た話、お

「*Bairidari*」 *Beile* が実子と *Yehe* の *Narimbulu* *Beile*

に質として送った話、萬曆四十一年、又  
 ルハ千が茅七子巴ト海を質として廣寧に  
 送り、明國へ異心のない証とした話へ曰  
 東夷考略(建州) 萬曆元年、總兵官李成梁  
 が寬奠等六堡を展築しようとしたさし、  
 圍獵の地を失った王兀堂等數十酋が質子  
 を送り、鹽布交易を願った話へ曰東夷考  
 略(建州) などがある。

第四節 結語

朝鮮太宗朝から朝鮮の宮廷に女真人侍衛が現われるが、これは朝鮮国が女真人の民族的特技とする武藝に着目し、これを評価して採用したものでない。それは朝鮮国の対女真覇摩政策の一環としてなされたものであって、その目的の一は、流亡し家産を失い親類縁者なく朝鮮に帰化する女真人に対し、侍衛の職と生活必需品を提供し、社会不安解消の一助と、北辺の紛争を未然に防ごうとするもの

であり、目的の二は、女真人が奥地に移住し、  
 一大集団を形成し、北辺の脅威となることを  
 恐れた朝鮮国が、このことを防ぐため女真の  
 有力な首長の子弟を宮中に送らせて侍衛に登  
 用し、人質とするためであつた。他国へ恭順  
 のしるしとして、子弟を侍衛として送り人質と  
 することは朝鮮国の慣例にはなく、女真人が  
 旧慣にのつとり自主的に送つたものである。  
 女真人が朝鮮国に送つた人質は、対等国間  
 の友好の證というよりは、むしろ朝鮮国を目



上の國とした服屬の——であると思われ  
 る。太宗四年三月、童猛哥帖木兒が朝鮮國か  
 ら上護軍の官職を受け、女真と朝鮮との間に  
 特別の外交關係が成立した直後に、彼が一族  
 の者を朝鮮の侍衛と——残したことから、  
 この二とが察せられる。世宗十五年八月、建  
 州衛の李滿住も子弟を朝鮮國に送り侍衛と—  
 ようと——いたし、世宗二十三年以後、建州  
 左衛から送り侍衛となつた有力者の子弟は  
 朝鮮國の官職を受けている。すなわち李朝初

期の建州女直は朝鮮国に対し敵国抗礼の対等  
の立場に立たず、服属者としてこの社をとつて  
いたと察せられる。



第五章 海西女直の対外貿易について

明代前期の女直の対外貿易は、馬を除いて

は有力な商品は現われず、未だ必ずしも活潑と稱

し難い事情にあった。その例として海西女直の場合を考察

しておきたい。この主題に近づくため、本章を二項に分け、第

一項では海西女直とはどのような部族であったかにつ

いて、例を兀者衛にとつて考察し、第二項において明代

前期における海西女直の対外貿易、特に朝鮮貿易について論じたい。

第一項 兀者衛について

第一節 海西女直について

海西女直は明代の松花江流域に住んだツングース系部族の一種である。中国の東北地方の松花江・牡丹江・綏芬河・豆満江等の流域は、古くはツングース系諸部族の住地であつて、歴史時代に入り、高句麗、渤海、金等の諸王朝が、フギフギと彼等により建設された。しかし金国が滅ぶと、金国治下のツングース族は各地に分散し、政治的未統一のまま明代に到る。明では永楽帝が女真人の来朝者を優遇し、また積極的に彼等の来朝をうながした。

ため、多数のツングース諸部族が朝貢するよ  
 うになつたが、部族相互間の紛争は明一代を  
 通じてつづき、政治的には未統一のままであ  
 った。こゝにいたツングース人等を、明国人は  
 三つに區別して理解し、朝鮮東北境から吉林  
 省南部地方に住む女真人を建州女直と呼び、  
 松花江流域に住むツングース部族を海西女直  
 と呼び、建州女直にも海西女直にも属さず、  
 松花江下流、牡丹江流域およびその以西に住  
 む人々を、いささかの侮蔑をこめず野人女直

と呼んだ。

海西といふ語は金代には現われな。この語は元代に起源をもつもので、曰元史に次のように示される。

(1) 本紀卷一二、世祖九、至元二十年五月

戊寅。立海西遼東提刑按察司、按治女直水

達達部。(2) 卷八六、百官志二、肅政廉訪

司、国初立提刑按察司四道(中略)至元

二十一年(中略)以女直之地、置海西遼東

道。

(3) 本紀卷一五、世祖一二、至元二十五年

二月壬戌。省遼東海西道提刑按察司、入北

京。(4) 卷八六、百官志二、肅政廉訪司、

因初立提刑按察司四道(至元)二十五年、

罷海西遼東。

(5) 本紀卷二五、仁宗二、延祐二年五月庚

午。立海西遼東鷹坊万户府。隸中政院。(6)

卷八八、百官志四、海西遼東哈思罕等处、

鷹坊諸色人匠怯怜口万户府。秩正三品。達

魯花赤一員。万户一員。



代	の	為	政	者	等	が、	便	宜	的	に	作	っ	た	地	域	名	で	あ
の	見	え	ぬ	こ	と	を	考	え	る	と、	恐	ら	く	元	の	世	祖	時
た	最	初	か	ら	役	所	的	で	あ	っ	て、	金	代	に	こ	の	言	葉
衙	名	の	前	に	つ	け	ら	れ	て	い	る。	こ	の	語	は	使	わ	れ
う	語	は、	提	刑	按	察	使、	鷹	坊	万	戸	府	と	い	っ	た	官	
で	あ	る。	こ	れ	ら	の	例	に	よ	れ	ば、	海	西	遼	東	と	い	
じ	消	息	を	本	紀	と	百	官	志	と	に	分	け	て	伝	え	た	も
(1)	と	(2)	と	(3)	と	(4)	と	(5)	と	(6)	と	は、	そ	れ	ど	れ	同	
月	庚	子	罷	海	西	遼	東	道	巡	防	捕	盜	所					
(7)	本	紀	卷	四	二、	順	帝	五、	至	正	十	一	年	夏	四			

つたろう。海西といふ語の由来については、昭和十六年、白鳥庫吉氏が「海西女真」に就いて①に、おいて考究され、金を意味するAisiの音訳であるとされた。しかしさしたる理由もなくAisiの語頭にH音が付きAisiとなるものかどうか疑問に思われる。元史にはまた海東、海北、海南の語も存するから、海西の語が案出されたとしても不自然ではない、とわたしは思う。

元代における海西の範囲は、前掲史料(1)に

丁按治女直水達達部と見え、今の松  
 花江から牡丹江、豆満江流域に及ぶ広い地域  
 にわたっていた。元史には海西の語は、  
 順帝の至正十一年以後には現われな  
 いが、大明太祖実録四卷一五三、  
 洪武十六年四月己亥に「故元海  
 西右丞阿魯灰遣人至遼東願  
 内附」とあるから、元朝の官  
 衛では同王朝の末期まで使  
 われていたことがわかる。そ  
 れが明代において「海西」の語  
 の現われる最初の事例ともな  
 っている。

明代の官衙にあつても、たとえば曰大明太祖  
 實録四卷一九〇、洪武二十一年五月壬辰に  
 「命俺得迷失等、往遼東海西等处、招撫夷民、  
 各賜衣物」といふように海西の語が現われる  
 が、これは元代のそれを踏襲したものである。  
 ただその地域は、元代のそれより狭められて  
 いる。箭内巨氏の研究「元明時代の滿洲交通  
 路」によれば、曰大明一統志四卷八九、女直  
 山川の系に「松花江へ中略」至海西与混同江  
 合、東流入于海」とあるから、明代の海西の

地域は、今の伯都訥（新城府）付近も含んで  
 いた。又曰遼東志四の「海西西陸路」の第一  
 站肇州は今の珠赫店であり、「海西東水陸城  
 站」の第二站阿朮河は、今の阿勒楚喀である  
 から、宏義の海西は今の松花江・伊通河合流  
 点付近を中心として、西は嫩江口、東は瑚爾  
 喀江口に至る間を指す、とされてゐる。  
 朝鮮の史書にも「海西」の文字は現われる。  
 たとえば曰李朝世宗實錄四によれば、十六年  
 十一月辛丑に「通事韓徳生、回自遼東曰、鎮

撫王永言、海西羅郎哈使人言曰とあり、二

十一年八月甲辰に「通事金汗、回自京師啓、

遼東人言、海西野人と達達將寇朝鮮と見え

二十五年十一月己未に「今回自京師者言、建

州衛野人と海西達達同謀しと示さる如くで

ある。しかしその内容に入つて検討を加え

ると、海西の語は明國に旅した朝鮮使節が、

遼東地方で語られた言葉をそのまま本國に伝

えたものである。

明國人はこの地方を稱して海西と呼んだか

李朝の人士はこの地方を忽刺温・火刺温と称  
 した。曰満洲実録口巻一の諸国諸部記に「*Fukien*  
 国の *Ula* 地方の部、*Hada* の地方の部、*Yehe* 地方の部、  
*Hofa* の地方の部」と見えりから、この地方の  
 住民は彼等の住地を「*トルン*」と自稱したに相  
 違なく、朝鮮の史書にいう忽刺温はその音価  
 を写したものである。曰李朝実録口では太宗  
 十一年二月丙申の条に「猛哥帖木兒之弟沙介  
 来云、胡刺温兀狄哈将与他野人來侵」と見え  
 るのが、忽刺温の初見であるが、朝鮮では以

後一貫してこの呼称を踏襲している。忽刺温  
 は金代にも溯ることのできる古語で、曰金史  
 曰卷四、熙宗本紀、天眷九年十一月癸巳の条  
 に「上獵于忽刺渾土温」と見える。元代には  
 この地方の記事は現われな<sup>③</sup>い。明国人の忽刺  
 温の用例は、和田清氏も指摘された如く、混  
 雑を極め、初期には黒龍江流域までを指し、  
 奴兒干地方まで含めることもあったが、のち  
 海西とほぼ同地域を指す呼称として用いら  
 るに列つた。



明代の海西女直がどのよ  
 うな生活と營んで  
 いたかに関する記録は、  
 今日ほとんど遺存し  
 ていない。『大明実録』  
 には海西女直の各衛  
 人の來朝のことは記さ  
 れているけれども、  
 ととの生活については  
 断片的に書き留められ  
 てゐるにすぎないから、  
 その実体は知り難い。  
 しかるに朝鮮世宗二十  
 一年（一四三九）  
 正月、海西女直の兀者  
 衛人が都児也といふ人  
 が朝鮮に來朝し、その  
 さいの發言が『李朝実  
 録』に記されてゐる。都  
 児也は兀者衛と兀者

衛人の生活とその周辺について語つてゐるに  
 過ぎないが、これによつて海西女直の生活の  
 大体をうかがい知る事ができる。次の第二  
 節では兀者衛についてその概略を述べ、第三節  
 では兀者衛の本拠が松花江と伊通河との合流点附近に在つ  
 たこと、第四節以下では、都兎也の発言に則  
 し、兀者衛人の牧畜、婚姻、樹上葬などにつ  
 いて考察することとする。

第一節補注

① 白鳥庫吉「海西女真に就いて」曰白鳥庫

吉全集曰第五卷、昭和四十五年九月刊、

岩波書店、四三五—四五〇頁。

② 箭内互「元明時代の滿洲交通路」曰滿洲

歴史地理曰第二卷、大正二年五月刊、九

頁、四四六頁。

③ 和田清「明初の滿洲経略」曰東亞史研究

曰滿洲篇、昭和三十年十二月、東洋文庫

三四五頁。

第二節 元者衛について

元者衛は日女真館来文に女真文字で「元」

と記されている。<sup>①</sup> 元者は女真語「元」の音價を

漢字で写したものである。

元者衛を構成した部族は、これまでの研究によれば遼

代には兀惹・烏舎、金代には烏底改・兀的改野人・盟熱、元

代には吾者野人などと呼ばれた部族と関係があると思われる。<sup>②</sup> す

なわち池内宏「鉄利考」<sup>③</sup> および日野周三郎「兀惹部の発展」に

よれば、遼代での彼等の本拠は黒龍江省南部の東京城地方であ

つたといひ、和田清「兀惹考」<sup>④</sup> によれば、遼代の兀惹は唐代の

黒水靺鞨の後裔であり、黒龍江下流域に居住し、これが後の兀的改  
 ・吾者・兀者であつた。明代兀者女直の住地  
 は西は呼蘭河流域から東は屯河流域に及び、  
 小興安嶺の南斜面に当る松花江流域はこれに  
 含まれる。彼等は今日のゴルデイ（赫哲）と  
 同様の部族であつたと述べられた。凌純声氏  
 は曰く松花江下游的赫哲族<sup>⑤</sup>において、金史地  
 理志の一文「金之壤地封疆、東極吉里迷・兀  
 的改諸野人之境」を引き、吉里迷は *Gilman*、兀  
 的改は赫哲 *Goldi* である。語音が相近きのみ

ならず地理的分布も亦はなはだ相符す、とい  
 ている。わたくいは兀者衛の系譜は、先学の  
 諸説の如く遼代の烏底改・烏金、金代の兀的  
 改、元代の吾者野人に連りたるものと思ふが、  
 それが赫哲(Goldi)と同じ種族と存す説は疑尚  
 と思われぬ。日李朝実録中には忽刺温兀狄哈  
 といふ現われ、二とも多いから、彼等は兀狄  
 哈すなわちウデハの一種であつたと考えたい。  
 兀者衛人は元代の吾者野人の後裔であらう。  
 元代末期の吾者野人の酋長は撘羊哈といふ人

物で、至正十三年に來朝したことが元史に  
 記す。遼東撈羊哈及乾帖困朮赤朮等五十六名吾  
 者野人、以皮貨來降。給撈羊哈等三人銀牌一  
 面、管領吾者野人⑤と記す。明代に入  
 り、洪武十七年六月、兀者野人酋長王忽顏奇  
 等十五人が來朝し、⑦洪武二十年十二月、西陽  
 哈といふ野人部將が百三十四人の部下と共に  
 遼東に來降した。⑧西陽哈 Hsi-yang-ha は撈羊哈 Shub-  
 yang-ha と同一人物であらう。西陽哈は洪武二  
 十八年、明國總兵官周興の率いる大軍による

討伐を受けた。そしてこの時、  
 社徳・景誠・  
 朱勝の率いる明の遠征軍は、  
 今の哈爾賓北方  
 の呼蘭・綏化・巴彦・海倫地方に  
 転戦し、その  
 の足跡は松花江南の賓州にまで及んだ。  
 ⑨ 明国の  
 軍の足跡は、海西女直の生活圏の  
 全域に及んだもののと察せられる。  
 やがて永楽帝の治世となると、  
 女真諸部族  
 に対する政策の転換がなされ、  
 諸部族を招撫し、  
 明国に貢献せしめることとなり、  
 女真文  
 の勅諭が各地に送られた。  
 そしてこの呼びか



けに忘じ、永樂元年十二月、西陽哈・鎖失哈  
 が明国に来朝し、兀者衛の設立となった。曰  
 大明太宗実録口卷二五、永樂元年十二月辛巳  
 に次のように記される。  
 忽刺温等處女直野人頭目西陽哈鎖失哈等來  
 朝貢馬百三十匹。置兀者衛、以西陽哈為指  
 揮使、鎖失哈為指揮同知、吉里納等六人為  
 指揮僉事へ以下略。  
 衛は本来明国の官衛であるが、この場合は  
 明国から官員を派遣せず、女真人の首長を衛

の長に任じ、在地における首長の特権を認め  
 つつ、彼等を明國の行政機構内に組織しよ  
 とするものである。

西陽哈は、その後いくばくもなく死亡した  
 うしく、兀者衛の家督は鎖失哈・捏兀的・刺  
 塔等により受け継がれていった。そして永樂

二年二月には、脱脱哈を首長とする兀者左衛  
 が、永樂二年十月には那海を首長とした兀者

右衛および義不扎尼を首長とする兀者後衛等

が兀者衛から分設され、また正統八年四月、

割肥河衛	12
卜魯兀衛	12
木束河衛	12
阿倫衛	11
兀也吾衛	11
兀魯罕河衛	11
者帖列山衛	11
朵林山衛	11
納刺吉河衛	11
友帖衛	11
翰朵倫(里)衛	10
木屯吉衛	10
喜樂温河衛	10
劉童衛	10
察刺秃山衛	10
童寬山衛	10
卜忽秃河衛	10

兀者衛の都督刺塔の弟析居のため、成討温衛が分設された<sup>(12)</sup>。こゝにいた衛の細分化は、豪族の割拠する衛内の複雑な事情と、家督相続上の争いに起因する混乱を反映している。

## 大明實錄見在女真衛頻度表

建州衛 171

建州左衛 99

建州右衛 25

毛憐衛 95

兀者衛 120

兀者右衛 24

兀者左衛 23

兀者前衛 16

兀者後衛 1

兀者穩勉赤千戶所 1

兀者撲野木千戶所 2

兀者托溫千戶所 4

兀者屯河千戶所 1

成討溫衛 4

弗提衛 51

嘔罕河衛 45

肥河衛 40

考郎兀衛 35

嘉河衛 33

右城衛 27

哥吉河衛 26

忽石門衛 25

塔山衛 24

益實衛 23

屯河衛 22

忽魯愛衛 20

亦馬刺衛 19

亦馬忽山衛 18

葛林衛 18

朵兒必河衛 18

亦里察河衛 16

失里木衛 16

木蘭河衛 16

翰蘭河衛 15

阿者迷河衛 14

阿刺山衛 14

吉河衛 14

兀的河衛 14

愛和(河)衛 13

玄城衛 13

撒只刺河衛 13

撒刺兒衛 13

老哈河衛 13

可令河衛 12

兀里奚山衛 12

右の表は曰大明実録の国初以来景泰八年  
 (天順元)正月に至るまでの約九十年間へ女  
 真朝貢の記事は永樂年間以降急に増えるから  
 洪武年間には希で  
 實際には五十五年間の記録に現われる女真  
 各衛の中から、頻度十以上のもつを抽出した  
 ものである。兀者衛の頻度は一ニ〇で建州衛  
 一七一には及ばないが、しかし兀者衛群の頻  
 度を總計すると一九六となり、他の海西女直  
 各衛の頻度にくらべれば圧倒的に多い。そし  
 て左・右・前・後衛および千戸所といつた衛

星の衛所を従えている衛は海西女直では元  
 者衛ただ一つあるのみである。これによつて  
 も元者衛が他の海西女直から卓越した巨大衛  
 であつて海西女直の中心であつたことがうか  
 げられる。

元者衛人は朝鮮世宗二十一年（正統四）正  
 月、はじめに朝鮮に来朝し貴重な記録を残し  
 た。元者衛人来朝のいきさつは第二項で述べ  
 るのどここでは省略するが、世宗十四年以來  
 北邊に来寇する忽刺温への対策に困じた朝鮮

園政府が、和解の使者を忽刺温地方に送り、  
 その呼びかけに応じ世宗十九年八月、まず嘸  
 罕河衛・肥河衛が使節を朝鮮に送り、以後七  
 年間、朝鮮と海西女直間に国交が開かれた。  
 兀者衛人の来朝は、この間前後四回に及ぶが、  
 その最初の来朝者都兒世は朝鮮園政府のもと  
 めに応じて質問に答え、次のような記録を後  
 世に伝えた。日李朝世宗実録四卷八四、二十  
 一年正月己丑の条に次のように記される。  
 北平館報礼曹曰、忽刺温于知哈兀者衛指揮

僉事都見也言、本衛管下人三百六十餘戶、

軍數一千餘名。迤東三日程、有色割兒大山、

迤北平衍無人。迤西不知里數、有達麼阿德

處衛·朵忽論等衛。西南間十日程、有開原

衛。東南間三十日程、乃是朝鮮國會寧府。

大抵本土所產、獐鹿居多、熊虎次之。土豹

貂鼠又次之。牛馬則四時常放草野、惟所騎

馬、飼以藟豆、若乏藟豆、切獐鹿肉、与水

魚飼之。其婚禮、女生十歲、前男家約婚、

後逐年三次筵宴、二次贈牛馬各一、待年十



程	明	殺	目	目	箭	其	為	弓	七
詳	一	牛	、	女	。 不	肉	考	知	八
細	代	或	後	真	忌	、	服	哈	乃
な	を	馬	垂	則	食	張	。 置	則	成
も	通	、	於	火	肉	皮	其	父	婚
の	じ	煮	肩	葬	、	鬣	屍	母	礼
は	、	肉	、	、	但	尾	於	死	。 父
こ	兀	以	仍	皮	百	脚	大	死	娶
の	者	祭	穿	冠	日	、	樹	娶	其
外	衛	、	直	頂	之	兼	、	其	妻
に	に	徹	身	上	。 掛	置	就	末	、
は	関	而	衣	綴	之	生	其	繫	兄
な	す	食	、	白	。 兼	時	下	二	亡
い	る	之	每	鹿	置	所	宰	鈴	、
。	記	。	遇	布	。 生	佩	馬	、	娶
そ	録		七	、	時	乃	、	其	妻
い	ぶ		七	前	所		而	妻	
ま	び		日	蔽	佩		食		
都	二			面	乃				
	此								

兎也の話題は、元者衛の位置、家畜、婚礼、  
 葬祭など、生活の周辺にも及び、当時の人々  
 の風俗を知る上に貴重な根本資料をわけわけ  
 に提供してゐる。つぎにわたくしは都兎也の  
 語るところに即し、元者衛人の生活について  
 考察したい。

第二節補注

① 清瀬儀三郎 "A Study of the Jurchen Language and

Script" 法律文化社、京都、一九七七

										日女真語 語の人事門 には兀者 に女真語 で
										と音價 を記し、 に重しと 漢譯を ほど
										こ し て い る。
②										池内宏 の鉄利考 に日滿鮮 史研究に 中世一
										昭和八年 十月、岡 書院、一 五一一七 七頁
③										日野開三 郎の兀惹 部の發展 に日史淵 に第
										29・30・ 31・32 卷、昭和 十八一二 〇年。
④										和田清 の兀惹考 に日東亞 史研究に 滿洲篇
										一四一 一六〇 頁。
⑤										凌純声 の松花江 下游的赫 哲族の上 下、

国立中央研究院歴史語言研究所刊、一九

三四年、南京。

⑥ 曰元史口卷四三、順帝六、至正十三年六

月癸卯の系。

⑦ 曰大明太祖實録口卷一六二、洪武十七年

六月辛巳

⑧ 曰大明太祖實録口卷一八七、洪武二十年

十二月癸亥の系。

⑨ 曰大明太祖實録口卷二三九、洪武二十八

年六月辛巳。和田清「明初の滿洲經略」

曰東亞史研究 四滿洲篇、三二五頁。

⑩ 曰大明太宗實錄 四卷二六、永樂二年二月

丙戌の條に、一兀者衛頭目脱脱哈等五十

三人來朝。別設兀者左衛、以脱脱哈等指

揮同知（ハ）以下略（レ）と記されるように、

兀者左衛は永樂二年二月、兀者衛から分

設され、最初の頭目は脱脱哈であつた。

⑪ 曰大明太宗實錄 四卷三一、永樂二年十月

辛未。

⑫ 曰大明英宗實錄 四卷一〇三、正統八年夏

四月丙午。

第三節 兀者衛の位置

兀者衛の戸數、位置につき、都見也は次の  
 ように言つてゐる。

本衛管下人三百六十余戸、軍數一千余名。

迤東三日程、有色割兒大山。迤北平行無人

迤西不知里數、有達麼阿德兒衛・柔忽論等

衛。西南間十日程、有開原衛。東南間三十

日程、乃是朝鮮國會寧府。

こゝで次日に栖するのは、兀者衛の西南十

日程に開原衛があり、東南三十日程に朝鮮國

会寧府が存したといふ記事がある。開原は明  
 の永樂四年三月、女真・兀良哈との交易のた  
 め馬市が開設され、女真貿易の中樞として栄  
 えた城街であり、会寧は朝鮮世宗十六年十二  
 月、都護府に昇格せしめられた朝鮮東北鎮護  
 の要衝であり、ともに現在その位置はあきら  
 かにである。この二所を基点として考察を進め  
 れば、兀者衛の位置も或程度比定すること  
 ができる。

まず当時の吉林省地方での、人の一日の歩

行距離を問題としたい。朝鮮世祖十一年（成  
 化元）五月、建州女直から朝鮮に逃来した明  
 国人称波右が、賃問に答えた中に「童倉家、  
 在趙三波家西北三日程」とあり、これに「日  
 行五十里、百余家、出軍六百余名」と注記し  
 てある<sup>①</sup>。注記は明国人称波右の発言に即して  
 なされたたから、こゝに所謂「里」は明国の尺  
 度によると考えられる。日行五十里とあるが  
 当地は山間部であるから、平野部での行程は  
 やや伸びるであらう。



清朝の高士奇は康熙帝の第二次東巡に隨行し、全行程七十九日間、にわたり一日も休まず詳細な記録を留め、のちにこの記録は日扈從東巡日録として世におこなわれ、いるか、同書巻下によれば、康熙二十一年二月十五日、第二次東巡の旅に出た聖祖は、山海関、奉天に入り、三月九日、奉天を出、撫順、薩爾滸山を経、永陵に詣で、鉄嶺県境に入り、柳条辺、牆を越えて北進し、三月二十五日、吉林に着いた。所要日数は十七日。各一日の行程は

之れ、之れ四十里あり、五十里、七十里、九十  
 五里あり、一定いなきが平均すれば六十四里  
 となる。

四月七日（甲申）、吉林を出發した聖祖一  
 行は、奉天に向け南下し、十四日（辛卯）、

威遠堡辺門に入り、十五日（壬辰）、開原県  
 城に入り、三道鋪（三塔堡）に駐蹕し、四月十

六日、鉄嶺を經、盛京城に帰還した。<sup>③</sup>吉林か

ら開原に到る距離は、後に示す曰盛京通志に

卷一七、駅站の記述によれば五百五十五里と

ある。康熙帝の一行は一日平均六十九里、約  
 七十里を歩き、吉林開原間を八日間を通じて  
 た。  
 ④ 園田一亀氏の研究曰金・世宗の「東巡」考  
 四によれば、世宗は大定二十四年三月十三日、  
 燕京を発ち、十八日をついやし、千二百六十  
 五里の行程を踏破し、四月二日、広寧府（北  
 鎮県）に達した。また許亢宗の「奉使行程録  
 四」にあつても燕京から広寧の顯州までは十八  
 日程であり、清の乾隆帝以降の東巡において

も、燕京・広寧間は十八日の旅程であつたこ  
 とが述べられてゐる。これらの場合の一日平  
 均行程は約七十里である。従つて以上考察し  
 たところにより、歴史時代の吉林省・遼寧省  
 地方の旅行者の一日の平均行程は約七十里で  
 はなかつたかと察せられる。

曰盛京通志曰卷一七、駅站の系には、盛京

省内の駅站間の距離が記されるが、これによ  
 り、開原・吉林間の里程は次のようになる。

開原站—五十五里—棉花街站—四十里—葉

赫站 | 八十里 | 黑爾蘇站 | 六十里 | 阿爾灘

額墨爾站 (大孤山站) | 六十里 | 一把單站

( 馱馬站 ) | 六十里 | 刷烟站 (雙陽站) |

五十里 | 衣兒門站 | 七十里 | 搜登站 (蘇通

站) | 七十里 | 泥汁哈站 | 十里 | 吉臨烏喇

| 五十里 | 哲松站 (金周俄仙洛站) | 六十

里 | 舒蘭河站。

曰柳辺紀略 四卷二には、開原・吉林間の里

程を次のように記してゐる。

開原県十五里至開原站、十五里至柳糸辺威

遠堡門、四十里至棉花街、五十里至也合站

五十里至火燒嶺、三十里至黑而蘇站、三十

里至小孤山、四十里至大孤山、三十五里至

易屯河、二十五里至一把旦、二十五里至石

頭河、三十五里至雙陽河、六十里至衣兒門

二十里至沙溝、三十里至一拉溪、二十里至

搜登、二十里至水哈、三里至小水哈、五十

里至船廠。

開原・吉林間の里程を總計すれば、曰盛京

通志曰によれば五百五十五里、曰柳辺紀略曰

によれば五百九十三里となる。先に述べた如  
 く清の聖祖はこの間を八日で通過した。一日  
 の速度は約七十里前後となる。そしてこの七  
 十里へ日本の約十里あるいは八十里の行程  
 は、皇帝の巡幸時のみならず、普通の人の三  
 九月間の馬行一日の距離を示すものであると  
 楊賓は次のように指摘している。曰柳辺紀略  
 曰卷三に曰く、  
 辺外駅、相去遠近不一。或百里、或百余  
 里、或七八十里。然所謂七八十里者、三九

月間、亦必走馬竟日乃得到。

先にゆたくしは、元者衛は現在の吉林市か  
 烏拉鎮付近に存したのではないかとの説を述  
 べたことがある（『明代元者衛に関する研究  
 』、『史林』四五八巻一号、一九七五年一月）  
 。その理由は元者衛の都指揮瑣勝哥が明国の勅  
 命により吉林を督守していたからである。『遼  
 東志』四巻九、外志、外郡の条に次のように  
 記される。

建州。東瀕松花江、風土稍類開原。江上有



河、曰穩流。深山多産松木。国朝征奴兒干、  
 於此造船。乘流至海西。裝載賞賚。浮江而  
 下。直抵其地。有勅、令兀者衛都指揮瑣勝  
 哥督守。

建州は元明時代における吉林の地名であつ  
 て、建州女直の名もこの地に由来している。  
 このことは夙に大正二年、箭内巨氏が「満洲  
 に於ける元の疆域」<sup>⑤</sup>において曰大元一統志曰  
 の「京へ上京」之南曰建州、西曰賓州におよ  
 ぶ「混同江、俗呼松阿哩江、源出長白、北流

經旧建州西五十里、会諸水、東北流、經故上

系、下達五國頭城北、又東北注於海し等の史

料を紹介し詳論されたところであり、和田清

氏も「明初の滿洲經略」<sup>⑥</sup>において、建州が奴

兒干經營の根拠地であり、兀者衛の都指揮瑣

勝哥の守る所であったことを論ぜられた。

吉林の督守を命ぜられた瑣勝哥 (So-sheng-ko)

は「大明英宗實錄」卷三五、正統二年冬十月

戊午の条に「兀者衛故都指揮鎖弁哈孫男幹朵

若へ中略」各來朝貢馬及方物」と記される鎖

升哈 (So-sheng-ha) と同一人物であろう。遠隔地  
 に在る者に吉林守備を下令するの は不自然で  
 あるから、兀者衛は吉林か或はその近傍に所  
 在したとも考えられる。もつとも瑣勝哥は兀  
 者左衛都指揮ではなかつたかとの疑問もある。  
 曰大明太宗実録 口卷一〇八、永樂十五年十二  
 月壬寅に兀者左衛都指揮鎖升哈等來朝貢馬  
 賜賚有差しと見えるからである。たとえ鎖升  
 哈が兀者左衛人であつても、兀者左衛は吉林  
 もしくはその近傍に所在したとも考えられ

その本衛たる兀者衛も吉林近傍に所在した蓋  
 然性が高いと考えたのである。しかし都兎也  
 は「遼北平行無人へ中略」西南間十日程有  
 開原衛と言つており、吉林の北方は平行無  
 人とは言ひ難く、また開原から十日の地でも  
 ないから、兀者衛の位置を吉林とするのは誤  
 りである。

わたくしは兀者衛は賓州付近に在つたと考えた  
 い。その理由の一は兀者衛は海西女直中最  
 大の集落であるから、必ず元末明初頃の交

通の要衝で、しかも開原東北十日の地に位置し  
 たにちがいになく、賓州がその條件にかなうか  
 うである。明初の賓州について、遼東志曰  
 卷九、外志、開原北陸路の条に「賈道站、漢  
 州站、歸仁縣、韓州、信州城、幹木城、海西  
 賓州站、龍安站、弗顏站」と見える如く、賓州は開  
 原から東北行し阿勒楚喀地方に向う陸路の要  
 衝に在つた。賓州の位置は、松井等氏は松花  
 江と伊通河の合流する地点で今の江南鎮付近  
 とし、池内宏氏は松花江の南岸、遜札堡の村

岸八里營子付近とし、三上次男氏は靠山屯付

近と考えてゐる。② わたくしは賓州は恐らく吉林省に

山屯付近で、兀者衛の村落は松花江と伊通河

の合流点の紅石砬地方から靠山屯付近にかけ

て広く分布したものと見う。賓州と開原間の

距離は、曰松漢紀聞に卷下に

來流河四十里至報打亭董鋪、七十里至賓州

渡混同江、七十里至北易州、五十里至濟州

東鋪、二十里至濟州、四十里至勝州鋪、五

十里至小寺鋪、五十里至威州、四十里至信

州北、五十里至木阿鋪、五十里至沒瓦鋪、	五十里至奚營西、四十五里至楊相店、四十	五里至夾道店、五十里至安州南鋪、四十里	至宿州北鋪、四十里至咸州南鋪。	と記される。咸州はいまの開原であるから、	總計すると六百九十里となり、開原からほぼ	十日の里程と稱するこゝとがでさる。	理由の二は、賓州が遼代以後兀惹部の住地	であつたことである。すなわち曰遼史匹卷三	八、地理志に「賓州、懷化軍節度、本渤海城
---------------------	---------------------	---------------------	-----------------	----------------------	----------------------	-------------------	---------------------	----------------------	----------------------

統和十七年、邊兀惹戸と見える。遼代にお  
 ける兀惹部の本拠については、池内宏、日野  
 闌三郎兩氏は吉林省東遼城付近と考へ、和田  
 清氏は黒龍江下流域とするが、遼の統和十七  
 年、遷され、賓州に住むようになった。金朝  
 初期に賓州が兀惹部の住地であつたことは口  
 金史、太祖本紀、二年十一月の条に「僕虺等  
 攻賓州、拔之。兀惹、雛鵬室來降、遼將赤狗兒  
 戰于賓州。僕虺・渾黜敗之」と記される如く  
 である。金の太宗の即位を賀するため、宋の



徽宗の使節許亢宗は宣和七年（天會三）汴京  
 ・会寧府内を往復したか、そのさいの紀行文  
 が「宣和乙巳奉使行程録」として「大金国志  
 」と曰三朝北盟会編口巻二十に見える。その許亢  
 宗は烏舍寨において混同江を渡つたことが行  
 程録第三十五程の条に  
 漫七離行六十里、即古烏舍寨。寨枕混同江  
 湄。  
 と記される。烏舍寨は今の紅石砬附近と考え  
 られ、烏舍は兀惹であろうから、松花江と伊

通河の合流点附近は、金朝初期には兀惹部の  
 住地であつたことが、これによつても證さ  
 る。

外山軍治氏の研究では、金代の唄熱部は兀  
 惹部であつたとされるが、唄熱は日松漢紀聞  
 凸卷上に、

唄熱者、國最小。不知其始所居。後為契丹

徙置黃龍府南百餘里。曰賓州。州近混同江。  
 即古之粟末河、黑水也。部落雜處、以其族

類之長、為千戶統之。

と見えるように、その本拠が賓州に在った。元代に於ける賓州地方の記録は遺存しないうが、此の地方は金代からひきつづき兀惹部の住地であつて明代に到つたと思われる。以上のよ  
うに古籍にいう賓州が開原東北ほぼ十日程にあり、迤北平行という記述にも合ひ、また遼代末期以後、この地が兀惹部の住地であつたといふ理由で、わたくしは賓州地方が明代兀者衛の本拠であつたと考へてゐる。

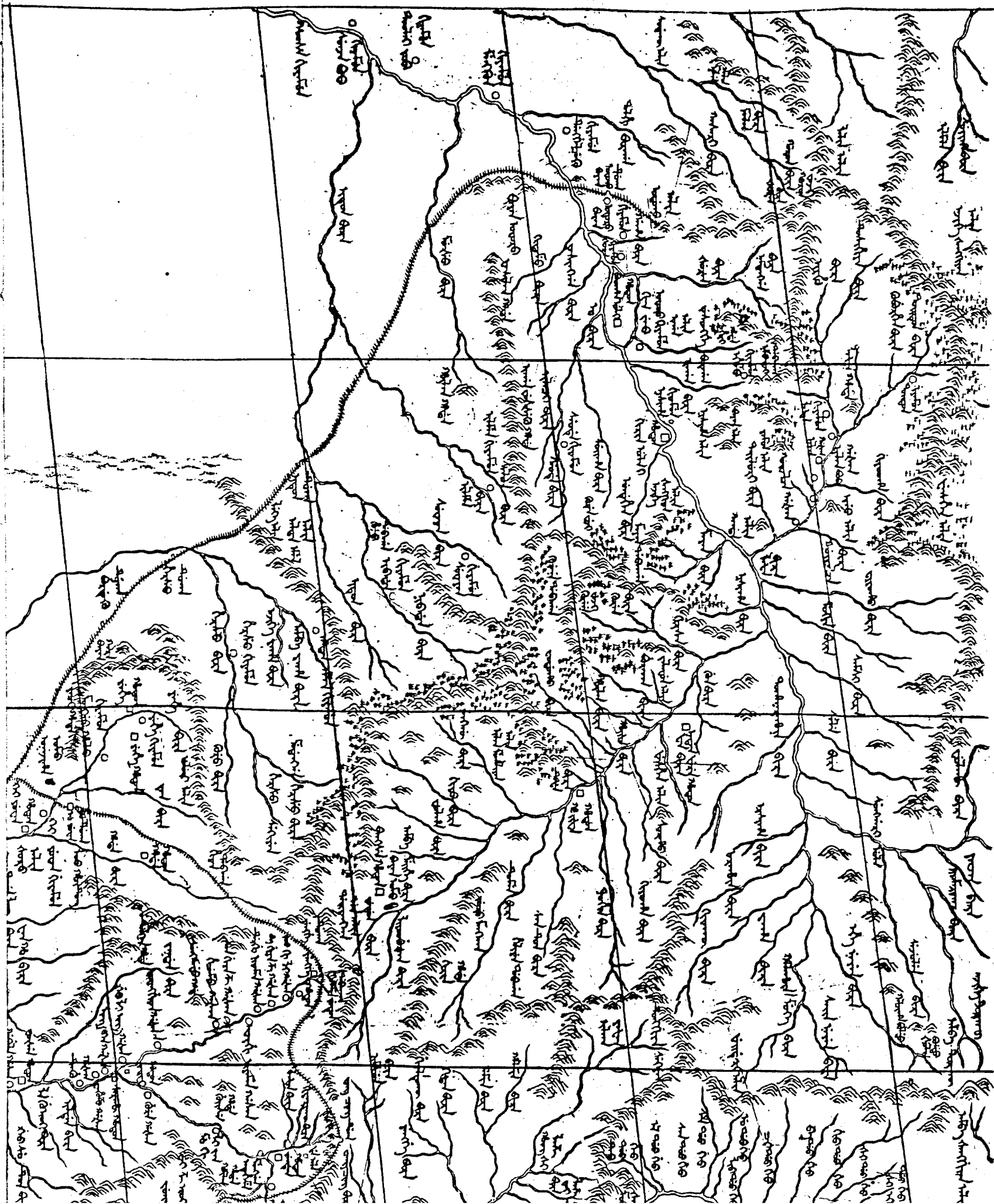
兀者衛とならんで海西女直を構成した大村



落として嘔罕河・肥河衛があるが、その住  
 地はわからぬ。しかし大明英宗実録に卷  
 一三三、正統十年九月甲申、十一月己丑の条  
 に、兀者衛・肥河衛・嘔罕河衛人が福餘衛に  
 報復のため、兵を辰州に聚めたことが記され  
 る。辰州は恐らく信州で、信州は今の懷徳で  
 あるから、肥河衛も嘔罕河衛もこの方面に所  
 在したのである。嘔罕河衛は農安地方に、  
 肥河衛は長春地方に在ったのではないかと思  
 うが確證はない。

都兒也は一遼東三日程、有色割兒大山と  
 言っている。色割兒 (se-ko-eh) は滿洲語 *seheri*  
 と同義の忽刺温兀狄哈語の音写と思われ、*seheri hada* は  
 危峰すなわちそびえ立つ山の意で、本来は普  
 通名詞であるが、都兒也は固有の山を指して  
 いるらしい。日清内府一統輿地秘図四によれ  
 ば *Girin ulai hoton* の東北 *Gin jeo oforo giyamun* の東  
 方に *Seheri hada* が存する。二の山は日乾隆内府輿  
 図四の「色黑里哈達」に相当し、康熙版日盛  
 京通志四卷九、山川の系に「色黑力山」(鳥

喇一城東北一百二十里、高二百五十步、週圍  
 十里と記るされるけれども、これが都児也  
 のいゝ色割児大山であるかどうか確證はない。  
 都児也の所謂色割児大山は、張廣才嶺中の一  
 山を指していふように思われる。都児也のい  
 う「達麼阿德処衛」は所在不明。「朶忽論衛  
 」はダフール(Dafur)達呼爾と関係があるう





第三節補注

① 曰李朝世祖實錄 卷三六、十一年五月丁

未朔。

② 称波右は、もと遼東の住民であること曰

李朝世祖實錄 卷三二、十年二月壬辰の

系に「有名称波右者、自野人中來告云、

予本遼東人」と記される。

③ 園田一亀曰清朝皇帝東巡の研究 大和書

院、昭和十九年一月。曰大清聖祖實錄 卷

一〇二、康熙二十一年夏四月、参照。

④ 園田一亀 曰金の世宗の「東巡」考 曰清

朝皇帝東巡の研究 曰二四四―二七六頁。

⑤ 箭内互「滿洲」に於ける元の疆域 曰滿洲

歴史地理 曰才二卷、二六八―四三二頁。

⑥ 和田清「明初の滿洲経路」 曰東亞史研究

曰滿洲篇、四二一頁。

⑦ 松井等「許亢宗の行程録」に見ゆる遼金時

代の滿洲交通路 曰滿洲歴史地理 曰才二

卷、一四二頁。

池内宏「遼代混同江考」 曰滿鮮史研究 曰

中世一、一九九―二五四頁。

三上 次男 丁完顔阿骨打の経略と金国の成

立し 丁金史研究、一、金代女真社会の研

究 丁 昭和四七年三月、中央公論美術出

版、三七頁注 8。

⑧ 池内 宏 丁 鐵利考し 丁 滿鮮史研究 丁 中世一、

一五―一七七頁。

日野 開三郎 丁 兀惹部の發展し 丁 史淵 丁 二

九、三〇・三一、三二、三三號。一九四

三―四五頁。

和田清「兀惹考」曰東亞史研究「滿洲篇」

一四一—一六〇頁。

⑨

外山軍治「金代盟熱の文化について」曰  
全朝史研究「四六一—四九一—六一六—二八頁」。

第四節

土産・牧畜

「土産」 都見也は兀者衛の産物について

「大抵本土所産、獐・鹿居多。熊・虎次之。」

土豹・貂鼠又次之」と述べている。

凌純声氏の研究可松花江下游的赫哲族に

よれば、<sup>①</sup> 赫哲族の獵戸の狩獵時期は、ほほ四

期に分けられ、(1) 正月五日から二月十五日頃

まで火狐・獾(猪)・黄鼠・狼・麂などを狩

り、(2) 四月初日から六月末まで茸角・黑熊・

野猪等を、(3) 八月半ばから九月十五日まで麂

・鹿・熊・野猪等を、(4)十月初旬から十二月  
 半まで貂・獺・火狐・獾・黄鼠・麝・灰鼠・  
 熊・虎・豹等を狩猟した。中でも夏の鹿狩は  
 重要であつて茸角は高価をよんだといふ。都  
 児也は獐と鹿が多かつたと記してゐるが、秋  
 葉隆氏によるオロチヨンの族の調査報告によれ  
 ば、オロチヨンの食う肉は鹿類が最も多く、  
 彼等の着る衣類も鹿類の毛皮で、鹿類の大部  
 分は麝であつた。麝は豹・獐とも書かれ、の  
 ろのニとで、毛皮は温かく肉は美味であつた

といふ。<sup>②</sup> 曰盛京通志 卷二七、物産の条には

「麋、鹿茸類。色蒼赤、又黑龍江地方、毎冬有

白項野麋、從海上来、不可勝数、形比内地微

大、但味稍腥」と見え、曰黑龍江外記 卷八

に、「麋皮、不挂霜而毛易落、故服者嘗少、

率連之為車帷。其肉則禦冬美味」と記される。

この地方の豊富な鹿群が、明代元者衛人の食

料・衣類・住居に充分な材料を供給して来た

のであろう。

鹿は、女真人は神聖視して来たと察せられる

日李朝世祖実録四卷一六、五年六月平西に  
 野人俗忌寅日と記される。ロパーチンは、  
 シベリアのオロチイ人は虎を自己の祖先とみ  
 なしており、トイテミズム的宗教意識から決  
 して狩猟しない。もし狩猟中に虎に出あつた  
 なら、獵銃を投げすて跪いて特別の祈りを捧  
 げる、と記し、幾つかの虎に関する伝説を紹  
 介している。③兀者衛附近に虎の多かつたこと  
 は都兎也が「熊、虎次之」と言つているが、  
 やや北方の呼蘭平野に虎の多かつたことは



黒龍江外記 〇卷八に「呼蘭、多虎。虎過、父  
 子兄弟不相讓。独殺之、以献幕府」と見え、  
 豹については「益奈通志 〇卷二七、物産の条  
 に「豹、似虎而小。白面団頭。色白者曰白豹。  
 黒者曰烏豹。文田者曰金錢豹。最貴重。文尖  
 長者曰艾葉豹」と記される。貂鼠は明清兩代  
 を通じ、この地方の特産であったが、シベリ  
 アのタイガが地方のそれと比べて品質は劣った。  
 へ牧畜 〇元者衛における牧畜について都見  
 也は次のように述べている。

牛馬則四時常放草野、惟所騎馬、飼以芻豆、  
 若乏芻豆、切獐鹿肉与水魚飼之。  
 牛は前代からひきつづき飼養されたものの  
 ほかに、兀者衛人が遼東で交易して得たもの  
 もある。日大明英宗実録四卷五二、正統四年  
 閏二月己丑の条に、  
 畢恭又奏、韃子・海西・野人女直、歸自京  
 師。道過边境、輒以所得綵幣或駕馬、市耕  
 牛及銅鉄器。臣以耕牛边境人所恃以為生、  
 而銅鉄器、外夷所資以為用。乞禁勿与市。

上可其奏、諭總兵巡撫等官禁之、敢有犯者、  
治罪不宥。

と記され、曰大明英宗實錄口卷八三、正統六  
年九月丙辰の条にも、

鎮守遼東太監亦失哈奏、海西等処野人女直、  
每來市易、願以馬易牛。今官軍少馬、乞從

其貿易。事下、行在兵部請移文於遼東總兵

官曹義等、体審斟酌以聞、從之。

と記される如くである。元者衛の馬は日常に  
騎乗するもの以外は草原に放置されていた。

口黒龍江外記 口卷八には、牧草が繁茂するた  
 め青青哈爾地方では養馬が容易であつたと、  
 次のように記してゐる。

齊齊哈爾、羊草暢茂、馬食輒肥、遠行者微

加梁豆、余不用、故養馬最易。有阿敦者、

十家而九。阿敦、詛言牧群也。

ところで、惟所騎馬、飼以藟豆、若乏藟豆、

切獐鹿肉与水魚飼之、といふ都児也の発言は

馬を動物の肉で飼養したことを示す記録であ

る。こゝに記した飼育法は近世のツングース族間

でもおこなわれたいことを、シロコゴロフは次のように報告している。<sup>④</sup>

「滿洲の山岳地方、並びに小興安嶺地方では（中略）正規の馬の飼養には全熟適しないのであって、馬は冬季及び時には夏季においてさえ、同じく食料の不足に苦しむのである。滿洲の(三)(四)の地方及び小興安嶺の(1)(2)の地方では、ツングースは肉を餌とする馬の飼育法を講じている。即ち馬は先ず初め塩気を付け、た乾肉に少しづつ慣れさせて行き、その後生肉に

慣れるのである。かかる食餌で生きている馬  
 は非常に強くなり、季節如何を問はず何時で  
 も狩猟に使役するニとができる。ツングース  
 の言に拠れば、肉食に慣らされた馬は、年齢  
 ニ十五歳に達するし、乾草で飼育されている  
 馬よりもすべこの点でずっと優れている。レ  
 兀者衛の村落に牧馬がおり、耕牛が存した  
 とすれば、兀者衛人の狩猟活動はいちじるし  
 く制限され、その生活様式も純粹の狩猟民、  
 たとえばオロチモン族のそれとは、おのずか

ら異なつたものとなつたに違いない。こゝし  
 た兀者衛人の生活様式を考察するには、さき  
 に一九四二年、興安嶺地方のオロチヨン族の  
 民族学的調査にあたられた今西錦司氏、伴豊  
 氏の調査報告が参考になる。同氏等は「大興  
 安嶺におけるオロチヨンの生態」<sup>⑤</sup>において、  
 次のような調査結果を示された。すなわちオ  
 ロチヨン族は、馴鹿を飼養して使役する馴鹿  
 オロチヨンと、馬を使役する馬オロチヨンと  
 に区分されるが、馬オロチヨンにあつては、

馬は狩猟生活に重要な役割を占めており、獲  
 物・家財の運搬のためにも不可欠の財産であ  
 る。しかし一方彼等の生活は狩猟に依存して  
 いるため、獲物の移動にともない、猟場の変  
 更を余儀なくされ、その都度幕居の移動を余  
 儀なくされる。ところが一方彼等は馬を飼養  
 して、いるため、馬の飼料場としての草原から  
 離れることも許されない。従って彼等の狩猟  
 活動は束縛され、草原をいちじるしく離れた  
 森林地帯では、狩猟生活はむづかしくなる。



大興安嶺地方の草原は、まとして大河川の河  
 谷ぞいに、森の中へ細長く入りこんでおり、  
 この故に馬オロチヨンの生活圏は、各大河川  
 を中心とし、いくつかの小領域に分離されて  
 いる。根河地方のように、広い草地が森林地  
 帯に入りこんだ、いわゆる森林ステップ地帯  
 では、馬飼養にとつて恵まれた環境であるが、  
 東斜面の諸河川では、馬飼養の条件が悪く、  
 そこで草の代りに肉を餌とする飼育法さえ  
 講ぜられた、と述べられている。

因みに同氏等の報告によれば、馬飼養と狩  
 猟とを同時におこなうような、馬オロチヨン  
 的生活型社会は、大小興安嶺地方以外には見  
 いだされない。ザバイカル地方の馴鹿飼養ツ  
 ングースの生活圏の南部とモンゴル草原との  
 間には、一応森林ステップ地帯は存するが、  
 その幅が狭いため、ここには馬飼養をもな  
 う狩猟世界は存在しないといふことである。  
 右の研究に示唆を得たが、明代の兀者衛に  
 あつても似たような事情が考えられる。兀者

衛人も牛馬を飼養し、使役していたため、牛  
 馬の飼料を生み出す草原から無制限に離れて  
 狩猟に専念するニとはできなかつたであらう。  
 馬才口子ヨンの馬は騎乗・運搬用であり、お  
 おむね狩猟者と行動を共にするものであつた。  
 兀者衛の馬は、騎乗運搬用として狩猟・家事  
 の補助として使役されるものもあるが、大部  
 分は遼東での交易用のそれであつたから、使  
 役のため、ことさらに草原を離れさせる要は  
 ない。兀者衛人の社会は狩猟もあるが牧畜業

もあるといふ多面的性格を備えたものである  
 が、草原での牧馬は、それが如何に容易であ  
 るとはいへ、或程度は人による管理が必要で  
 あるから、なおさら馬群のいる草原から離れ、  
 狩獵にのみ専念するわけにはいかなかつたで  
 あらう。都兎也の発言は、明代の兀者衛人が、  
 騎乗用馬匹の飼料欠乏のさい、草原遊牧民の  
 ように牧草を求めて移住する自由を持たなか  
 ったことを示している。獣肉による馬飼養は  
 兀者衛人の定住生活を反映したものであらう

一方彼等が耕牛を輸入していたことから察せ  
 られるように、素朴な農業経営をおこなつて  
 いたから、作物の管理のためにも、行動は一  
 層制限される。従つて明代の元者衛人の生活  
 様式は、たとえば移動する狩獵動物を追つて  
 森林中を自由に移住し、白樺等で作られた粗  
 放な円錐型天幕に住み、それを建てたまま放  
 置しつゝ移動し、狩獵の獲物によつて生計を  
 維持するよくな、オロクヨン你的生活様式もと  
 らなかつたし、牧草を追つて移動する家畜に

依存して生活する遊牧民族の生活様式もとら  
 なかったはずである。或程度の狩猟および漁  
 獵をおこなったにせよ、牧馬および農作物の  
 管理のため、彼等の行動は制限され、その生  
 活圏は河川の流域を軸とした限られた範囲を  
 出なかつたし、恐らく氏族の長を中心とし、  
 聚落を形成し定住していただであらう。都児也  
 の言に「本衛管下人三百六十余戸、軍數一千  
 余名」と見えるのが、このことを有力に示唆  
 する。

第四節補注

① 凌純声曰松花江下游的赫哲族 上、八七

頁。

② 秋葉隆「大興安嶺才口千ヨ」族踏査報告

「口滿蒙の民族と宗教」昭和十六年三月

五七一—五七頁。

③ 平竹伝三「才口千」族研究「口史観」才

一冊、昭和六年十一月、ニ七三頁。

④ シロコゴロフ「口北方ツングースの社会構

成」昭和十六年十二月、岩波書店、六八

夏。

⑤ 今西錦司・伴豊一 大興安嶺における才口  
 チヨンの生態と口民族学研究 四才十三卷  
 一号・二号、昭和二十三年七月。



第五節 婚姻

「結納」 元者衛の婚姻について都見也は

次のように言っている。

其婚禮、女生十歳、前男家約婚、後遶年三

次筵宴、二次贈牛馬各一、待年十七八、乃

成婚禮。

ここぞ都見也は二つの話題を提供している。

すなわち(1) 結納は婚約後順次三回宴会し、

二度、牛馬各一頭、合計四頭を贈る。(2) 婚

期は女子が十歳になると男家から婚約を申し

出、十七八歳に婚礼をなす、といふのである。  
 結納は時代により、また部族によつて贈る物  
 と数とを異にするが、シロコゴロフも指摘し  
 之、いふように支払い様式と価格とは、その集  
 団の相対的な富と経済組織とを反映してゐる  
 から、これによつて或程度まで元者衛人の生  
 活をうかがふことが出来る。  
 まず多様なツングース諸部族の婚姻関係に  
 目を転ずると、オロチヨンのそれについで、は  
 泉靖一氏の「オロチヨン族踏査報告」がある。<sup>①</sup>

これによれば、許婚は男女の父親により極め  
て早くなされ、そのさい結納の馬の数―普通  
五・六頭―も定められる。馬を約束だけ納  
めて始めて社会的に認められた夫婦が成立す  
るが、それができぬときは、できただけ納め  
て男が女の家に通うのだといふ。

シロコゴロフによれば<sup>②</sup> 北方ツングースで

は結納は通例家畜だけから成つていて、外バ  
イカルの馴鹿ツングースでは二十五頭乃至六  
十頭の馴鹿であり、満洲の馴鹿ツングースに

於いては、それよりいくらか少い。馬を使用  
 するツングースに於いては馬約三十頭であり、  
 満洲族の影響を受けたツングースにおいては  
 四乃至七頭の馬とその他の品物および豚であ  
 り、遊牧ツングースに於いては牛と馬とから  
 なつてゐる。その一部は定婚の際支払われ、  
 残りは婚礼の際に支払われる。満洲族におい  
 ては結納は豚や現金で計算され、ゴルヂに於  
 いては現金、豚、酒等で支払われると述べ、  
 結納の価格および支払い様式は、その集団の

相対的な富とその経済組織によるとしている。  
 赫哲族については赤松智城氏の調査報告があ  
 るが、これによれば結婚は家と家との間で取  
 り決められ、男家は女家に采礼として木綿五  
 丈と女性用装飾品と金百乃至二百円を送った  
 が、これを全部支払うのに二三年を要したし  
 支出できない場合には、男は女家で三四年間  
 働らき、その代償として嫁をもらうことがあ  
 ったとい<sup>③</sup>う。ただしシロコゴロフは、近年の  
 満洲族やウデへ、特にブリヤートやゴルヂに

おいては、こゝにいた勞役婚は今では滅多にお  
 こなわれれていないといつてゐる④。かよふな考察  
 をとげたのちに元者衛をふりかえると、その  
 結納品は他のツングースに比して特殊とは言  
 えないうに、つても、決して富裕な經濟状態を  
 示してゐない。これを明代の他の女真族のそれ  
 と比較すると、成宗十四年に奉朝一た建州右  
 衛の趙伊時哈は次のように言つてゐる。

曰李朝成宗實錄 卷一五九、十四年十月戊  
 寅、野人趙伊時哈等八人辭。命都承旨李

世佐賜酒。仍問曰、汝衛男婚女嫁、何以爲  
 礼。答曰、男往女家。又問有納采納幣之禮  
 乎。答曰、婿家、先以甲冑弓矢爲幣、而送  
 于女家、次以金匱、次以牛二頭馬二匹、次  
 以衣服奴婢、各因其家之貧富而遺之。富者  
 三四年而成礼、貧者雖至十年之久、而猶未  
 得成礼。又問婚娶之日、有宴飲之礼乎。答  
 曰、婿往之夕、女家宰牛宴飲。翌日、邀婿  
 之親戚而慰之。

李朝初期の成吉道方面の帰化女真人に  
 つい

又曰李朝世宗實錄四卷五七、十四年八月壬寅  
 の条には「咸吉道向化人等、婚姻之時、多送  
 牛馬于娘家、甚為不可、痛禁此風」と見える。  
 右の婚幣と元者衛のそれと比較するといささ  
 か差がある。都兎也は元者衛の指揮僉事であ  
 った、むしろ富者階級に属するであらうが、  
 貧者間では勞役婚のおこなわれていたことが  
 想像される。元者衛の結納が牛馬であつて、  
 木綿や貨幣でなかつたことに注目したい。そ  
 れは商業活動の未発達な当時の社会状態を反



映してゐる。

「婚期」

都児也は婚期について待年十

七八、乃成婚礼と言つてゐる。赫哲族の故

事調査をおこなつた凌純声は、婚期について

「在他們的故事裏、關於婚姻的位說甚多。結

婚的年齡、早的十二三歲、普通約在十七八歲

と記してあり、  
 ⑤  
 ほぼ元者衛人のそれと

一致する。しかし他のツングース諸部族にお

いても、女性婚姻年齢は性的成熟の年齢と一

致して、十八歳前後であつた。たとえばシロ

コゴロフ<sup>⑥</sup>によれば、婚期は、外バイカル・ツ  
 ングリスでは花嫁の最高年齢は二十八歳で、  
 ビウルチエンに於いては婚姻は十五歳以下で  
 起こることはなく、通例十八歳から二十歳ま  
 での間である。外バイカルの馴鹿ツングリス  
 では、<sup>サレ</sup>花嫁の平均年齢は十七・二歳であり、  
 バイカル遊牧ツングリスでは、平均年齢は二  
 〇・七歳であり、五〇%以上が十九歳から二  
 十一歳までの間であった。満洲の馴鹿ツング  
 ースにおいては、花嫁の最低年齢は十一歳以

下のことがあつた。最低年齢の低い理由は、彼等に  
 頃であつた。最低年齢の低い理由は、彼等に  
 よれば、婦人が非常に足りないからであるといふ。  
 幼児死亡率の高さも、最低年齢の低さ  
 と関係があるかもしれない。ロパーチンは、  
 オロチイ人は凡そ生物を食し、且農業牧畜を  
 おこなわないから、彼等の間では幼児にとつ  
 て適当な食物が少くもない。故に必然的に母  
 親は幼児が七八歳になるまで、自分の乳だけ  
 で育てねばならない。かような環境では、幼

児の死亡率の高まるのは当然であるとい  
 る。<sup>⑦</sup>

満洲族の婚期は、シロコゴロフの日満洲族  
 の社会組織<sup>⑧</sup>によれば、満洲人は息子達を二  
 十一歳までに結婚させることを義務的なこと  
 と考え、また花嫁は花婿とほぼ同年齢である  
 としている。しかし大間知篤三氏の瓊瑣果大  
 五家子保での調査によれば、夫の年長なる場  
 合が絶対多数であった。<sup>⑨</sup>以上の諸調査と比較  
 すると、兀者衛人の婚期は決して特殊とはい

えな。い。最低年齢も極端に低くないことも、  
 民度の高さを反映している。

「逆縁結婚」 都児也は「父死、娶其妻」。

兄亡、娶其妻」と言っている。ここでは妻が

亡夫の兄弟と結婚する婚姻形式をレヴィレイ

ト婚 (Levirate) といい、妻が亡夫の子と結婚する

婚姻形式を継母結婚といい、兩者を總稱して

逆縁結婚ということとする。都児也の発言は

元者衛における逆縁結婚の存在を示す。

逆縁結婚は、モンゴル系およびツングース

系諸部族に古くからおこなわれていた婚姻関係の形式であつて、口史記に匈奴列伝には「父が死ぬと、その後母（継母）を妻とし、兄弟が死ぬと皆その妻をとつてこれを自分の妻とする」とあり、又同列伝、漢の孝文皇帝の系に記される、漢の使者が中行説に言った言葉に「匈奴は父と子とが同じ穹廬に寝臥し、父死すればその継母を妻とし、兄弟が死ぬと、尽くその妻をめとつて妻とする」と示される如く、逆縁結婚は日常的であつた。

蠕蠕の逆

縁結婚について、曰魏書曰蠕蠕位、曰宋書  
 曰南齊書曰梁書曰の各芮芮位に記録を見  
 出し得ないが、田中克巳氏の研究によれば、  
 蠕蠕では國法として、父の寡婦を娶る継母結  
 婚がおこなわれ、<sup>(12)</sup> また烏桓・鮮  
 卑の間でも、匈奴のそれに似た逆縁結婚がお  
 こなわれ、<sup>(13)</sup> た。チンギス・ハン時代のモン  
 ゴルでは、大ヤサの三十五系に父死するや、  
 子はその実母を除く父の妻妾の処置をなし、  
 或いはこれと結婚し、或はこれを他人に嫁せ

しむることを得しと定められており、<sup>(13)</sup> さいし  
 た規定の趣旨にもとづく逆縁結婚は、後代よ  
 でおこなわれたいた。  
 ツングース諸民族の逆縁結婚についてみれ  
 ば、  
 曰魏書曰勿吉伝、曰隋書曰靺鞨伝、曰北  
 史曰勿吉伝、曰旧唐書曰靺鞨伝、曰新唐書曰  
 靺鞨靺鞨伝には、いずれも関連する記事はな  
 いが、曰三朝北盟会編曰卷三に「父死則妻其  
 母、兄死則妻其嫂、叔伯死則姪亦如之。」故無  
 論貴賤、人有数妻しと記されるから、金代初



期の女真族間にはおこなわれていた。しかし  
 金朝治下の女真人間では、漢文化の影響によ  
 り、この風習は漸次すたれていく。

明代の建州女直の婚姻形式にもレヴィー  
 ト婚の存したことは、童猛哥帖木兒の母世吾  
 多が、夫揮厚の死後、揮厚の弟包奇に嫁した  
 ことによつて知ることができ(14)が、成宗十四  
 年に来朝した李木長哈は、都承旨李世佐の問  
 に答えて

曰李朝成宗実録四卷一五九十四年十月戊

寅、（李世佐）又問、同生兄弟、若有先死者、娶其妻然乎。李木長哈曰、兄妻若貌美而多財者、則娶。童巨右同遠止之曰、汝何發此言。貴族則安有此風乎。此特奴輩之事耳。

と言つておつ、また曰李朝中宗實録口卷二一、十年二月己酉の条に「且胡俗、兄死則弟娶兄妻例也。葬哈死則其弟位張哈必娶其妻、而不存葬哈之家」と記される。胡俗とは、この場合は咸鏡道の女真人を指すから、たゞかに存したのびあろう。

明末清初の満洲族の婚姻関係について、昭和十八年、布

村一夫氏がくわしく研究したがい、入関前の満洲族にあつては、一  
 夫多妻制、購買婚の存した事、および李民寔の可建州聞見  
 録中の「嫁娶則不擇族類、父死而子妻其母」を引用し、<sup>15</sup>「継  
 母再婚」制の存在した事を論証した。しかしレヴィレート  
 婚の存在は確言できないうといふ。

近世の満洲族の婚姻関係についてはシロゴロフの研究があ  
 るが、彼は満洲族内におけるレヴィレート婚の存在を否定した。すな  
 わち曰く北方ツングースの社会構成に於いては  
 彼は「満洲族に於いてはレヴィレート婚の風  
 習は今日では知られていない。しかしカールチ

やオロクヤブリヤートに於いては、この風習  
 はなお生存せる甚だ主要なる制度である。し  
 かし二三の間接の証拠から、昔日にはこの風  
 習が滿洲族に於いても行われていたらしいこ  
 とが知られるしと記し、<sup>(16)</sup> また曰滿洲族の社会  
 組織では寡婦——アングシ angasi ——は、  
 その個人的な選択並に希望に従つて再婚する  
 ことが出来る。彼女の氏族、即ち彼女の夫の  
 氏族の、もしくは彼女の父親の氏族の、誰一  
 人と——彼女を再婚さすべく強制することとは

出来ない。へ中略へかくの如く、レヴィ  
トとして知られている慣習は、一つの婚姻形  
式として、満洲族の間に行われまいの  
であるし<sup>(17)</sup>と記している。

沿海州地方のオロチイ族では一夫多妻の風

習があり、レヴィト制度が厳守されてい

ると、ロパーチンはオロチイ族研究に記

して、<sup>(18)</sup>もし子のないままに夫が死去する

と、家系の断絶を恐れ、弟が寡婦と婚姻を結

ぶこととなる。このためにも花嫁花嫁間の年

齡の不調和がもたらされ、わずが十二歳乃至  
 八歳の少年が、三十歳乃至三十有餘歳の寡婦  
 と結婚することがあると述べている。松花江  
 下流のゴルデイ（赫哲）および興安嶺東のオ  
 ロチヨン族に、近年に至るまで逆縁結婚の存  
 したことは、凌純声、曹廷杰、シロコゴロフ  
 布村一夫、田中克巳、秋葉  
 隆氏等の研究により知られる。<sup>(19)</sup>  
 都児也の発言には記されないけれども、建  
 州衛の首長と海西女直との間には、婚姻関係

が存した。 此は曰李朝成宗実録四卷五七、

六年七月癸丑に「李滿住三妻、 一則幹采里、

一則兀良哈、 一則火刺温。 其子酋長甫加大者

火刺温如（女カ）所出也とあり、 曰李朝世

祖実録四卷二六、 七年十二月辛巳に「兀良哈

都督李古納哈子副萬戸甫當可、 到滿浦言、 隨

父赴京、 離家五日程、 宿于車善遷、 妹夫火刺

温兀狄哈高甫亦、 因赴京到此と見え如く

である。 建州衛の酋長李滿住の妻の一人は海

西女真人であつたし、 その子李古納哈の娘は

海西女真人に嫁して来た。恐らく相互扶助と  
 安全保障を目的とした政略結婚であろう。海  
 西女直のどの衛かはあきらかではないが、海  
 西女直の大姓兀者衛がそれではなかつたかと  
 察せられる。  
 如上のように結納の価格および支払の様式  
 は、その集団の相対的な富によるものである  
 し、婚期は人間の自然な性的成熟年齢とかが  
 わりがあるので、各部族ともほぼ一定してお  
 り、また逆縁結婚はツングース諸部族にはほ



共通して現われるから、これらの婚姻形式によつて、元者衛人が現在のどのような部族と系統的に連なるかを判別し特定することほゞでない。

### 第五節補注

① 泉靖一「オロチヨン族踏査報告」曰民族

学研究 四 第三卷 一号、昭和十二年一月、

三九一—三一頁。

② シロコゴロフ曰北方ツングースの社会構

成 四 四 四 三 一 四 四 五 頁。

③ 赤松智城・泉靖一 赫哲族踏査報告 四 頁	滿蒙の民族と宗教 四一七 六頁	④ シロコゴロフ 北方ツングースの社会構	成 四四三五頁	⑤ 凌純声 日松花江下游的赫哲族 四上、二一	七頁	⑥ シロコゴロフ 北方ツングースの社会構	成 四四三四頁	⑦ 平竹伝三 訳 七ロパーチン著、オロチイ族	研究 日史観 四一、昭和六年十一月、二
---------------------------	--------------------	----------------------	---------	------------------------	----	----------------------	---------	------------------------	---------------------

六七頁。

⑧

大間知篤三・戸田茂樹訳、シロコゴロフ

著曰滿洲族の社会組織、昭和四十二年一

月、刀江書院、一〇三頁。

⑨

シロコゴロフ曰滿洲族の社会組織、一〇

四頁、注2参照。

⑩

内田吟風訳、匈奴伝、曰騎馬民族史、平

凡社、昭和四十六年十月、一一一五頁。

⑪

田中克巳、曰北アジアの諸民族に於けるレ

ヴイレート、曰北亞細亞学報、三、一九

回四年十月、二一七一—二五四頁。

⑬ 拙稿「烏桓・鮮卑伝」日騎馬民族史 山平

凡社、東洋文庫一九七、昭和四十六年十

月、一五三—二一四頁。

⑭ リヤザノフスキイ著、東亞經濟調査局訳

日蒙古慣習法の研究 昭和十年四月、一

三頁。V. A. Riasanovsky, *Fundamental Principles of*

*Mongol Law*. Indiana University Publications, Uralic

*and Altaic Series*, Vol. 43, p. 86.

⑮ 本書第二章第二節、童猛哥帖木兒 参照

⑮

布村一夫「明末清初の満洲族に関する一  
 考察」日書香 四十五卷十二号、昭和十八  
 年十二月、一一一六頁。

⑯

シロコゴロフ「北方ツングースの社会構  
 成」四二三頁。

⑰

シロコゴロフ「満洲族の社会組織」一一  
 三頁。

⑱

平竹伝三「説」ロパーチン著、オロチイ族  
 研究 日史観 四一、二二七一—二九三頁。

⑲

凌純声「日松花江下游的赫哲族」下、六八

○頁。

曹廷杰曰西伯利東徧紀要に「一查、伯

利（ハバロフスク）東北行一千二百餘里

至阿吉大山、以上沿松花江兩岸居者、通

稱黑介（中略）夫喪則妻纏白巾、衣檻樓

待安葬、以終喪。後遂弟妻兄嫂、兄妻弟

媳、甚至翁媳相配曰西勒弥」と記される。

シロコゴロフ曰北方ツングースの社会構

成、川久保悌郎・田中克巳訳、四二二頁

布村一夫「赫哲族におけるハルカについて

レ日書香四十五卷六号、昭和十八年六月

一一一—一三〇頁。

秋葉隆日滿蒙の民族と宗教四昭和十六年

三月、七〇頁。

田中克巳「北アジアの諸民族に於けるレ

ウイレート」日北亞細亞學報四三、昭和

十九年十月、二一七—二五四頁。

## 第六節 樹上葬

都兒也。は元者衛人の葬儀にフイマ次のよ  
に言フテいる。

弓知哈則父母死、編其髮、其末繫二鈴、以  
為孝服。置其屍於大樹、就其下、宰馬而食  
其肉。張皮鬣尾脚、掛之。兼置生時所佩弓  
箭、不忌食肉。但百日之内、不食禽獸、頭  
目女真則火葬、皮冠頂上、綴白鹿布、前蔽  
面目、後垂於肩、仍穿直身衣、每過七七  
日殺牛或馬、煮肉以祭、徹而食之。



元者衛人は父母が死ぬと弁髪に二鈴をつけ喪章としたとい  
う。元狄哈の中でも東京城地方の元狄哈の女性には、平常身を鈴を  
身に付けていたことは、日夢朝世宗實錄世宗卷八六、二十一年七月戊申  
の条に「吾知介之俗、女皆佩鈴」と見える如くである。これにづく  
く都見世の発言は、元者衛における樹上葬の存在を示している。

樹上葬は山谷中の樹上に簡単な設備を設け、人の遺骸をその上に葬る  
葬儀形式であるが、この一た風習は所謂古代ツングース

系諸部族の間では見出すことはできない。た

とえば古く咸鏡道地方にいた沃沮族では、仮

埋葬後、遺骨のみ木槨に収納する形式をとる。

このことは曰三国志曰魏書卷三〇、東沃沮位  
に次のように記される。

其葬、作大木槨、長十余丈、開一頭作戶。

新死者、皆仮埋之、才使覆形、皮肉尽、乃

取骨、置槨中、孝家、皆共一槨、刻木、如

生形、随死者多数。又有瓦鑿、置米其中、

編梟之於槨戸辺。

梟<sup>①</sup>の後身といわれる勿吉の葬儀形式に

いはは、曰魏書曰卷一〇〇、勿吉位に其地

下湿、築城穴居。屋形似塚、開口於上、以梯

出入。へ申略。其父母、春夏死、立埋之、  
 冢上作屋、不令雨湿、若秋冬、以其屍、捕  
 貂、貂食其肉、多得之、と記されるように、  
 死亡直後に埋葬し、塚上に小屋を建てる土葬  
 である。曰北史四卷九四、勿吉伝にも曰魏書  
 四に依拠して同様の記載が示される。  
 靺鞨族についてはいまは曰旧唐書四卷一九九下、  
 靺鞨伝に「死者、穿地理之、以身襯土、無棺  
 斂之具。殺所乘馬於屍前、設祭」と見えるか  
 ら、やはり土地を掘って埋め、死骸に直接土

をかける土葬である。曰新唐書曰卷二一九、  
 黑水靺鞨位にも、曰旧唐書曰のそれに似た土  
 葬形式が、死者、埋之、無棺槨、殺所乘馬  
 以祭しと記される。  
 金代女真の葬儀形式も靺鞨族のそれに近い。  
 曰三朝北盟会編曰卷三に「其死亡、則以刃斃  
 額、血淚交下、謂之送血淚。死者、埋之而無  
 棺槨。貴者、生焚所寵奴婢・所乘鞍馬、以殉  
 之。所有祭祀飲食之物、尽焚之、謂之燒飯」  
 と記される如くである。そして、明清時代に入

女真

ると、族は火葬となる。永樂八年（朝鮮

太宗十年）、慶源城で朝鮮軍と交戦した女真

軍は、四十八人の戦死者を火葬にふし、遺骨

を父母妻子のもとに持ち帰った<sup>②</sup>。また又ルハ

千時代の満洲の村落を調査した李民寔は、曰

建州聞見録<sup>③</sup>に「死則翌日拳之於野而焚之。

其時子孫族類咸聚會、宰牛馬、或哭、或食、

蒙白、ニ三日、除之云レと記している。ニ

した簡単な葬儀は、はた目にはおよそ葬儀と

はうつらなかつたらしい。曰李朝世祖実録<sup>④</sup>

卷二五

七年八月辛巳の条で、申叔舟・具致

寛等は、野人本不行喪、今從國制而行之と

言つてゐる。たゞ明代建州右衛人趙伊時哈の奏言（

四季朝成宗史録の卷一五九、十四年十月戊寅）に、

又問、有祭祀之禮乎。答曰、祭天則前後齋

戒、殺牛以祭。又於月望、祭七星。然此非

常行之事、若有疾病祈禱、則有之耳。親死

則殯於家、亦殺牛以祭。三日後、擇向陽處、

葬之。其葬之日、常時所服之物、并葬之。

且殺其所乘之馬、去其肉而葬其皮。又問親

死、服何服乎。答曰、或着衰服。又問親死

食肉乎。答曰、殺牛以祭、故不得已食之。

と見える。樹上葬では、死後、家屋内

に遺体を三日間安置するにもおこなわれた。

樹上葬は古代ツングース系諸部族にはおこ

なわれず、むしろ古代トルコ・モンゴル系部

族に現われる。たとえば室韋にフイマは曰魏

書曰卷一〇〇、失韋位にフ父母死、男女聚哭

三年。屍則置於林樹之上と見え、曰隋書曰

卷八四、室韋位にフ婦人不再嫁、以為死人之





上。居喪三年。年唯四哭しと記される。大柩  
 の上に死体を安置するのは、樹上葬の一変形  
 と見るこゝとが、できよう。

奚にフイテハ曰隋書四卷八四、奚位に死  
 者、以葦薄裹屍、懸之樹上しと見え、契丹に  
 フイテハ、曰隋書四卷八四、契丹位にフ父母

死而悲哭者、以為不壯。但以其屍、置於山樹  
 之上、經三年之後、乃收其骨而焚之、因醉而  
 祝曰、冬月時、白陽食、若我射獵時、使我多

得猪鹿しと記される。

唐代の契丹族にあっては、いささか葬送形式が変化し、馬車を以て大山に送った後、樹上葬となる。曰旧唐書吐蕃一九九下、契丹法に「其俗、死者不得作塚墓。以馬駕車、送入大山、置之樹上、亦無服紀。子孫死、父母晨夕哭之。父母死、子孫不哭」と記さる如くである。また原山煌氏は最近の研究「タイルダルの葬送」において、曰元朝秘史に「タイルクの研究」、チンギス汗はマングト部の戦士タイルダルの戦死にさいし、彼の遺骨をカル

力河畔の崖の上に置かせた。これは鎮魂再生を念じての骨格保存の一種であり、樹上葬の變形であるとしている。<sup>④</sup>

こゝに樹上葬は、近世の黒龍江地方や黒龍江下流のツングース族、オロチヨン族、松

花江下流域のゴルダイ（赫哲）族に受け継がれてきている。<sup>⑤</sup>内藤湖南氏によれば、風葬の記事

は、清朝人の記録の中では、方式済が乾隆二

十二年前後に著した『龍沙紀略』が最旧のも

のの「た」といふ。方式済は次のように記して

東北辺有風葬之俗。人死以芻裹尸、懸深山  
 大樹間。將腐、解其懸、布尸於地、以碎石  
 逐体薄掩之、如其形也。  
 民國二十一年に編纂された曰黒龍江志稿に  
 卷六、地理志、風俗の条にも、全く同文が記  
 されている。また清の吳振臣の曰寧古塔紀略  
 には、黒龍江下流の黒斤（ゴルダイ）の樹  
 上葬にフイテフ又東北五六百里為呼兒喀、又  
 六百里為黒斤、又六百里為非牙哈、總名烏稽

躰子（中略）死以片緜裹尸下棺、以木架挿于  
 野、置棺于架上。俟棺木將朽、乃入土、と記  
 してゐる。

近年のゴルデイ（赫哲・黒斤）の葬送儀礼  
 については調査報告や研究書も多いが、樹上

葬がおこなわれると、—たもの、これを否定

—たもの、とがある。樹上葬がおこなわれな

くと—たもの、および否定はせぬまでも、樹上

葬がおこなわれたとは記してゐないものに、

徐宗亮が光緒十五年に公刊した日黒龍江述略

凸卷六がある。次のように記される。  
 俗有喪、樹木桿於庭上。挂長幡、以示遠近、  
 起蘆屋、置柩其中、或數日、或十數日、昇  
 之郊外。親屬服粗白布。無麻。赴弔者、亦  
 白冠。初多火葬。或近水置之、隨江漲而没。  
 火葬や水葬が多いと記している。最近のI  
 ・A・ロパーチンの研究でアムール河流域原  
 住民間の葬送儀礼は一九六〇年刊によれ  
 ば、  
 近年のアムール河流域のゴルデイ族には  
 樹上葬はみられないとのことである。同書に

よれば、死者は屋内で座席と同じ高さで作ら  
れた特製の台の上に横たえられ、新しい着衣と  
かえられ、顔面を白布で覆われる。埋葬は一  
兩日中におこなわれるが、父兄や子の臨在な  
しには葬儀は執行されない慣行であるから、  
近親者不在の時は、夏期でも葬儀延期二三週  
間に及ぶことがある。遺骸は門戸からではな  
く窓から屋外に運び出され、棺に納められる。  
埋葬は極めて簡単で、近接した森林中に浅い  
穴を掘り、棺を納め、上に横に板をわたし土

をかける。棺と板との間には隙間がある。墓  
 所で犬を殺し、その上に大鹿の皮をかけたの  
 ろ、その皮を墓所の傍の一本の杭にかける。  
 故人の持物・カヌー・オイルなどを墓上にお  
 いて葬儀は終となる。参列者は後をふりむか  
 ず、立留まらず、故人の家に帰る。寡婦は七  
 昼夜墓所に居り、その他の近親者は近寄りぬ  
 といふ。埋葬といふ点で元者衛の葬儀とは形  
 式を異にするが、動物の皮を木に掛けること、  
 葬儀の一劃期が七日であることは、元者衛の



習俗と似ている。

赤松智城氏の調査報告曰満蒙の民族と宗教

口によれば、ゴルデイではまず死者の足元で

焼紙をおこない、哭泣し、故人の目下の者は

白衣（孝衫）を着用し、叩頭ののち入棺し、

墓地に赴いて埋葬する。死後は七日おきに四

十九日間近親一同が集り、供物（饅頭、米飯、

白菜、素麺、鶏卵、魚等）を捧げ、線香を上

げ、叩頭する。四十九日が終ると次は百日目、

故人の誕生日、次の命日、翌年の命日と三年

の間、年忌をいとなむ。三歳以内の幼児の死  
 亡の時は、死体を藁に包み、畑中で火葬し、  
 四歳から十歳の子供は藁に包み山間に風葬し、  
 或は土葬するといふ。<sup>⑦</sup>葬儀に白布を用いるこ  
 と、葬祭が七日おきに七回なされること、百  
 日を以て服喪期間の一区切りとすることなど  
 の諸点で、元者衛の葬送儀礼と赫哲のそれと  
 は似ている。赫哲の葬儀に白布を用い、服喪  
 期間が七日であることは、<sup>⑧</sup>黑龍江志稿四卷  
 六、地理志、風俗の系に「赫哲人、父母死、

以白布纏長枕、又作白葺合家守哭甚哀。逾七日、服滿而除しと見える記録とも符合する。近年の赫哲族に樹上葬がおこなわれていたと、たのは凌純声である。彼は曰松花江下游的赫哲族口に次のように記している⑧。

赫哲人、打围死在山中時、即取大樹幹一段、先将樹的一面斫平、再挖成槽形以作棺、上面亦覆一槽形之樹作棺蓋、屍納木中、用樹皮緊扎棺与棺蓋。然後用有樹又之樹四棵、上架兩橫木、其上再攔樹枝鋪成一台、高約

丈余、棺即置於台上。早先不知架台、即以  
 樹皮掛棺於樹上、越二三年後、屍體腐化、  
 死者的家屬入山取骨、納入鹿皮口袋中、負  
 回宅中再葬。枯骨至家時、放在院中、不得  
 攜入室內。再葬時、先在地中掘一坑、深約  
 一尺五寸、所用之棺有仍如上述木槽形的、  
 亦有幾根大樹枝拊成木排插入土中成一棺形  
 的、其大小視屍骨而定。如屍骨上筋肉未盡  
 腐化、則須穿上衣冠而後埋葬。棺蓋須露出  
 地面。上面以土堆成一棺形、前高後底。他

們現時俱用漢人棺木。重葬之事、亦仍有之。

墓地常在屯的附近或屯中、昔時更有葬於家

中院内者。葬法有一定方向、頭西足東。

棺の製作法、樹架の設置法、遺骸処理のこ

となど、記述はきりぬき、くわい。

アムール河流域のツングース族が樹上葬を

保存してゐることは、ロパーチンも報告して

ゐる。⑨ 同報告書によれば、Ochji 族は森林中に小

屋付の台を建て、遺骸は棺に納めたのち台上

にのせ、死者の顔は海あるいは河にむける。

純粋のツングースでは遺骸はトナカイの皮中  
 に包みこみ、故人の私有物、武器、食器等と  
 共に同じ木にかけられる。これらの物はすべ  
 て一部分が破壊され、食器の底には穴があけ  
 られている。それはこれらの物も、この世を  
 離れて自由な魂となり、次の世においで死者  
 に奉仕せしめるため、死に至らしめためと  
 いふ。またニオラツツエモ、ヤクト人、ツ  
 ングース人が死骸を馴鹿の皮に縫いこめたの  
 ち樹上に置き、死霊が下りられぬように小枝

を伐り、掘り、習慣を報告してゐる。⑩

大口千ヨシの葬儀について、曰、黒龍江外

記、白卷六に「呼倫貝爾、布特哈。人死、挂樹上。

怒鳥、食。以肉、尽為升天。世有鳥樹葬之說、

即此俗と見え、曰、黒龍江志稿、白卷六、地理

志、風俗の系に「鄂倫春人、其住江省各城者、

一切礼俗、与滿洲同。其在森林、游獵者、凡死者

用大樹、鑿穴、殮之。置於高崗樹上。一年後埋

之、殆有上古樹葬之風、歟」と記されるように、

樹葬か、樹葬後埋葬といふ形式がおこなわれ

た。曰満蒙の民族と宗教の所収、秋葉隆氏の  
 オロケヨン族調査報告によれば、樹上葬は特  
 に小児の死亡時におこなわれ、大人の場合は  
 通常は土葬であつたといふ。小児は死後また  
 帰り来るが故に樹葬するといひ、その高さは  
 六七尺であつた。⑪ また泉靖一氏の「オロケヨ  
 ソ族踏査報告」⑫によれば、大人が死ぬと納棺  
 し、その人が生前最もよく乗つた馬を殺して  
 皮を剥ぎ、これに棺を包んで埋葬する。そ  
 れ馬の肉を食ひ酒を汲みサマソが祈をささげ



る。もし棺が緊急に入手できぬ時は、身の丈  
 位の棒を二本地面に立て、その間に板を渡し  
 その上に横臥せしめ、棺が入手次第埋葬する。  
 年がめぐり三月の清明節（Haimeshi）が来ると、  
 altanchashim なる金箔および紙を、その人の死  
 亡場所で焼き、焼け残りを親族同志で分けあ  
 い、故人から馬をもらったと一マ持ち帰る。  
 子供が死んだ時は架を作り樹上葬をおこない  
 納棺、埋葬はおこなわない。これは子供の肉  
 が腐り、白骨が地に墜ちる時、亡児再び母の

胎内に宿ると信ぜられていたためだといふ。  
 口人民中国は一九八〇年四月号、  
 「探訪少数民族の風葬について次の  
 ように記している。」「オロクヨン族の  
 人びとは人間が死んでも魂は生きてい  
 ると信じられていると信じている。」「  
 シヤーマンを招いては、  
 ら人形をつくり、  
 ら人形をつないだひもを  
 一本づつ死者の子供とシヤーマンが  
 持つ。」「シヤーマンが持つ。」「  
 ヤーマンに祈りをささげたあと、  
 法事道具で  
 〇もを切り、  
 わら人形を遠くへ  
 投げると、こゝろ

して死者の魂がもう遠い世界へいったとされるのである。死者を担いで墓地へいくと、一メートルほど離れた二本の松の木を選び、地上ニメートルのところまで木を折り、そこに横木をわたす。そして、ごごで包んだ遺体を横木の上におき、さらに白樺の皮か木の枝をかぶせる。風葬の葬式はこれで終わるのだ。遺体が、いつまでもそこにあるほど遺族にとつて縁起がよい。もし遺体が木から落ちたら、そのよま放つておくのである。もし土葬にした

ら、夏は野獸が掘り出して食べる下ろす。また冬になれば、一メートルの地下まで凍り付いてしまふから、穴の掘りようがないと記している。

樺太ポロナイ河上流地方のオロツコの樹上葬については、明治四

三年、石田収蔵氏が写真付で報告している。これによれば昔時のオ

ロツコはみな風葬（樹上葬）であつたが、近

年はロシヤ風となり、墓地には十字架が建て

てあるといふ。

ソロン（索倫）族の葬儀については上牧瀬

三郎氏のロソロン族の社会④がある。これに

よれば、元來死体は原野に放置するのが通例

であつたが、現在は棺に納め埋葬するようになった。ただし十歳以下の幼児の遺体は、布片に包み野原に棄てられる。父母の死亡時には、子は百日間白衣を着け、妻を失つた夫は、三十日間白帯を着け、夫に死なれた寡婦は、三年間白衣を着るといふ。

以上のように考察をめぐらしたうえで、兀者衛の葬送形式にたらしめられて考へると、兀者衛人が受け継いで来た樹上葬の系譜は、古代ツングース、女真、満洲族には類似したものを

見出すことはできない。それは古代トルコ・モンゴル系部族、近年のシベリヤ・ツングース、オロチヨン、赫哲族のうけついで樹上葬の系譜中に位置づけられるものである。近年の赫哲に、樹上葬が次第にすたれつつあることが諸調査に報告されているが、元者衛においても頭目は火葬であった。火葬はいわば新しい風習であつたろうが、時代の経過にとともに、それは民衆にひろく普及し、樹上葬が次第に姿を消したものと推察される。葬儀が

樹上葬があること、葬儀に白布を用いること、七日、百日を以て服喪期間の画期とする点において、明代元者衛の葬送形式は赫哲族のそれと似ている。

第六節補注

① 挹婁について、三上次男「挹婁人の民

族的性格とその社会」日古代東北アジア

史研究 昭和四十一年八月、吉川弘文館

二二三—三三〇頁。

② 曰李朝太宗實錄四卷一九、十年四月己酉。

③ 丁建州聞見錄は李民寔の遺集曰紫巖集

四の第六卷に收められ、二、此は李

民寔の丁柵中日録し丁越江後追録し丁自

建州還後陳情疏し丁建州聞見錄しなど

と共に、又ルハ午時代の滿洲と朝鮮の事

情を知る貴重なる資料がある。明の万曆四

十六年三月一日、撫順東方のサルフで、

明國の西路軍を破つた又ルハ午軍は、

二日、北路軍を撃滅した後、明の南路軍を



迎え討つた。劉継の率いるこの南路軍に

朝鮮軍七千名が参加しており、李民寅も

その中にいた。朝鮮軍はほとんど戦うこ

となく満洲軍に投降し、主將の姜弘五ほか

十名ばかりの者が建州に送られ、李民寅

もその中にあり、その地で幽囚生活を送

つた。この幽囚期間中の日記が「柵中日

録」であり、見聞したところを記したの

が「建州聞見録」である。兩書とも日朝

鮮学報 第六四輯、昭和四十七年七月

一二五——一九〇頁、に影印され、二、三。

④ 原山煌「クイルダルの葬送」日史林四第

五七卷三号、一九七四年五月、三四—五

三頁。

⑤ 内藤湖南「龍沙紀略」題し日滿蒙叢書四

五、大正十年五月。

⑥ Ivan A. Lopatin, *The cult of the dead among the native*

*of the Amur basin.* 1960, *Netherland.*

⑦ 赤松智城・秋葉隆日滿蒙の民族と宗教四

一七五頁。

⑧ 凌純声曰松花江下游的赫哲族 上册、二

二一頁。

⑨ 注⑥の書の七三頁。

⑩ 牧野弘一（李弘植）訳、ニオラツツエ著

曰シベリア諸民族のシヤーマン教と生活

社、昭和十八年四月、一〇頁。

⑪ 赤松智城・秋葉隆曰滿蒙の民族と宗教

八三頁。

⑫ 泉靖一「才口チヨン族踏査報告」曰民族

学研究 第三卷 一号、昭和十二年一月、

三九一—三一頁。

⑬

石田収蔵「樺太才口ツコの墓所」曰東京

人類学会雜誌 四第二五卷五号、一九一〇

年二月、一九七頁。

⑭

上牧瀬三郎曰ソロン族の社会 曰昭和十五

年三月、生活社。八七一—八八頁。

## 第七節 家屋と農耕

「家屋」 元者衛の家屋について都見也は言及してないが、元者衛人の生活様式はオロキヨンのそれとは性格を異にしていたため住居もオロキヨンの風の白樺の円錐型天幕ではなく、河川流域を中心とした定住生活に相応しい固定した木造家屋であったと考えられる。元者衛人の家屋についての直接の記録は遺しないうが、同時代の周辺部族のそれは参考となろう。明代中期の弘治四年（朝鮮成宗二十二年

年一、東京城地方に出兵した朝鮮の副元帥李  
 季全が、尼麻車兀狄哈の家屋構造についで次  
 のように発言した。尼麻車兀狄哈は兀者衛人  
 と同じく兀狄哈とよばれる部族に属した。遼  
 東から遠く離れた東京城地方の兀狄哈でも、  
 かような開化ぶりを示していたといふ点で参  
 考とするに足る。日李朝成宗実録四卷二五九  
 二十二年十一月戊子の条に次のように記され  
 る。

上曰居室何如。季全曰、一梁之室、其制与

唐人居室相似。此則兀狄哈昔時搶擄開原衛

之人、男婚女嫁、累代而居。故其居室之制、

如此。上曰其計活何如。季全曰、臣曾見幹

朵里兀良哈、居室不豐、室廬阨陋。兀狄哈

則室大淨潔、又作大橫盛米。家家有雙砮、

田地沃饒、犬豕雞鴨亦多畜矣。上曰有瓦屋

乎。季全曰、皆茅屋也。

同時代史料ではないが、四三朝北盟會編に

卷三には金初の風俗として、

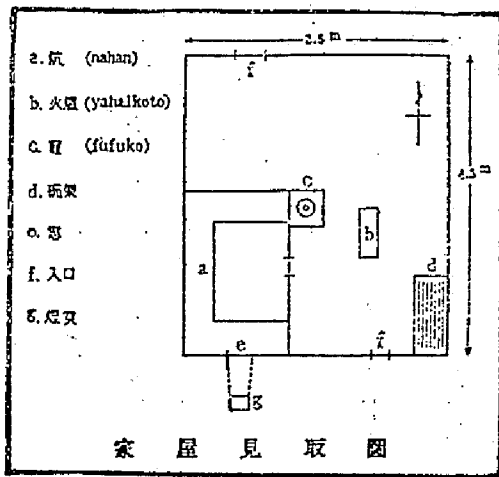
其俗、依山谷而居。聯木為柵。屋高数尺、

無瓦、覆以木板、或以樺皮、或以草綢繆之。  
 墻垣籬壁、率皆以木。門皆東向、環屋為土  
 床、熾火其下、与寢食起居其上、謂之炕、  
 以取其煖也。  
 とあり、曰大金國志正卷三九、初興風土の条に、  
 其居、多依山谷、聯木為柵、或覆以板與樺  
 皮。如牆壁亦以木為之。冬極寒、屋纔高數  
 尺。獨開東南一扉。扉既掩、復以草綢繆塞  
 之。穿土為牀、煖火其下、而寢食起居其上。  
 と記される。金代女真人の家屋は板葺または



草葺の木造家屋で室内に炕があり、東または  
 東南に扉があった。康熙二十一年三月二十七  
 日、聖祖に扈從して大烏喇村（今の烏拉街）  
 に入った高士奇は、同地方の家屋について曰  
 扈從東巡日録曰卷下に次のように記している。  
 其居、聯木為柵。上覆以板、復加以草牆。  
 壁亦以木為之。汚泥其上。地極苦寒、屋高  
 僅丈余。獨開東南扉。一室之内、炕周三面。  
 爨火其下、寢食起居其上。雖盛夏、如京師  
 八月時。

板葺・草葺の木造家屋という点で十二世紀  
 の女真人と明代の尼麻車兀狄哈と十七世紀の  
 大烏喇村の家屋構造にはほとんど差異がないように思われる。  
 また昭和十二年、赫哲族の民俗学的調査に当  
 たった赤松智城氏は、赫哲族の家屋についで  
 了現今は滿洲族人及漢人の朽屋と余り変つた  
 所はないと述べ、上に掲げたような家屋見  
 取圖を示された。①金代女真、明代兀狄哈、清  
 初の大烏喇村の住居も、圖示すればこれによ  
 く似た圖になつたろう。



金代初期の女真家屋にはすでに  
 炕があった。満洲旗人英和  
 が道光八十年頃著わした  
 句ト魁城賦には炕の構造や  
 燃料等について「屋内炕皆三  
 面、或煨牛馬糞、或燒草木枝  
 葉、禦寒。外砌磚為筒、以出  
 烟氣、清語呼蘭是也」と記さ  
 れる。明代兀者衛人の住居も  
 かように炕をそなえた木造草

葺で、近年の赫哲のそれに似た構造であった  
 と察せられる。兀者衛人は忽刺温兀狄哈を自  
 称した。滿洲語 *Enggan* は炕の煙突の謂であるか  
 ら彼等の自称も家屋構造と何等かの関係があ  
 るのかもしれない。兀者衛の家屋は木造板葺  
 または茅葺であったと察せられるから、發掘  
 調査による確認も成果は望み難いであらう。  
 「農耕」 海西女直の農耕について、明國  
 人吳良の見聞がある。司大明英宗實錄 四卷一  
 〇三、正統八年夏四月庚戌の条に、

錦衣衛指揮僉事吳良奏、臣奉命使海西、見  
 女直野人家、多中國人。驅使耕作。詢之、  
 有為擄去者、有避差操罪犯逃竄者、久陷胡  
 地、無不懷鄉。  
 と記されるから、定住家屋の周辺では農耕が  
 おこなわれていた。前掲の赤松智城氏の報告  
 によれば、赫哲族の一軒の家は穀倉と豚小屋  
 等から成る数箇の付属建造物をもなつたか  
 り、穀倉は枝倉つくりで、倉庫と母屋との周  
 辺に耕作地がつづき、家屋に近い耕作地には



ていたとのこととてある。魏声龢の『増訂吉林

地理紀要』(民國二十年刊)卷下、賓県の条には「境内河流

交貫、農業適宜、墾闢年久、戸口稱盛」と記

され、賓州地方は農業にも適していた。明代

元者衛人の農業経営について都兎也は言及し

ていないが、その実態は近年の赫哲族のそれ

に似たものであつたと察せられる。清初の建

州女直の農耕について李民寅の『建州聞見録

』には「土地肥饒、禾穀甚茂、旱田諸種、無

不有之。絶無水田、只種山稻、秋後掘窖以蔵

漸次出食、故日暖、便有腐臭と記され、ほ  
 ぼ同時代、同地方を歩いた国田兵右衛門は可  
 鞆鞆漂流記に「一、鞆鞆にて日本の者共被  
 殺候処より、同都迄三十五日路の間は、田は  
 一切無御座候。粟稗其外雑穀は、日本の如く  
 にて候」と記してゐるのも参考にならう。清  
 朝初期の烏拉街地方での農耕について、高士  
 奇は「扈從東巡日録」に次のように記し  
 てゐる。

地宜稷宜穀宜稗。三月播種、八月穫刈、蓋



三月之前、地凍未開、八月以後隕霜殺草、計于耜与滌場時、不過四月有余。不施糞溉不加耕耨、可足終歲之用、土膏肥沃可知。土壤肥沃なため、わずかの労力で一歳の用には足る收穫を得たといふ。また同地方の虞村の住民の生活について、右文にひきつづいて次のように記してある。

虞村、居人二千余戸、皆八旗壯丁。夏取珠、秋取蘂、冬取貂皮、以給公家及王府之用。男女耕作、終歲勤動。亦有充水手拏舟。漁。

戸捕魚、或入山採樺皮者。其食甚鄙陋。其  
 衣、富者不過羔裘紵絲細布。貧者、惟鹿鹿布  
 及貓犬獐鹿牛羊之皮。間有以大魚皮為衣者。  
 珠蚌生支江山溪中、人於五六月間、入水採  
 老蚌剖取。最大者充貢。其色微青、不甚光  
 烏拉街は明末清初には海西女直烏拉部の本  
 拠であつた。ことは、日滿洲實録四卷一に「*Ula*  
 部の本の名は *Hilbur*、姓は *Nana* のち *Ula* 河岸  
 に國を置いた。この國の名を *Ula* といつたし  
 と記される如くである。烏拉部は明代の塔山

前衛<sup>②</sup>の後裔であるから兀者衛人と系譜的に連  
 なるものではないが、居住地が近く環境も似  
 たものであり、同じ海西女直に属し、且社会  
 の進歩の緩慢な時代であるから、烏拉街地方  
 の人々の生活は、兀者衛人のそれに知る上に  
 参考とならう。そして烏拉街人の春は耕作し、  
 夏は珠を取り、秋は人参採取にいそしみ、冬  
 は貂皮を取り、終歳勤勞すといった生活は、  
 そのまま兀者衛人のそれに通ずるものがある  
 のではあるまいか。

以上に考察したところにより、(1)明代兀者  
 衛人の生活圏は、今日の吉林省の松花江と伊  
 通河との合流点地方に展開し、その本拠は恐  
 りく貴州すなわち鞍山附近に存した。(2)第  
 四節土産・牧畜の条、および第六節樹上葬の  
 条において説いた如く、生活様式および葬送  
 形式において、兀者衛人のそれは近年の赫哲  
 族のそれに近似しているため、両者とも共通  
 の祖先から出た部族である蓋然性が高い、と  
 いう結論に導かれる。しかし兀者衛人はウデ

ハ族であつて赫哲（ゴルタイ）族ではない。  
 明代の元者衛人は遼・金・元代の元惹・元的  
 改・吾者などの部族と系譜的に連らなうもの  
 であるが、彼等はウデハ族であつたゴルタイ  
 族とは言えないようである。

明代中期まで繁栄した元者衛が、明代末期  
 に到つて衰えたのは、貿易路が変化したため  
 であらう。明代中期以降、東北アジアに貂皮  
 貿易がさかんとなるが、口萬曆武功録巻一

一、ト案・那林孛羅列伝に「貂皮、自開原東

北數千里而遠、江上之夷、販之東北天山間、  
 歲以秋七八九月、一入中國、必取海西。行夷  
 遮道、分其利、然後入中國、と記される如く、  
 貂皮の利に着目した海西人の中には、途中で  
 荷を買ひ取つて明國貿易に従事する者もあつ  
 た。のちに兀喇國や哈達國の祖となつた塔山  
 前衛の速黑忒（克什納）は、こゝにいた海西商  
 人の一人であつて、彼等の活躍により、從來  
 は貿易路の主流であつた貴州—信州—懷徳—  
 韓州—八面城—を經て開原に到る路線の繁

業が奪われ、代つて蒙古站、榮忒哈門、打牲  
 烏拉、吉林を経て開原に到る路線が貿易の主  
 幹線となつた結果、兀者衛は衰微し、史上か  
 ら姿を消すこととなつたと推察される。

### 第七節 補注

① 赤松智城曰滿蒙の民族と宗教曰一七一頁。

② 曰遼夷略曰に「南関之夷會速黑忒、塔山

前衛左都督也」と見える。速黑忒は曰滿

洲実録曰卷一に克世納都督 (Kesi-ne dudu) と

しく現われ、元喇国の首長であり、哈達  
 国の王台の祖父である。園田一亀曰明代  
 建州女直史研究に昭和二十八年、東洋文  
 庫刊、三二一—三二四頁参照。



第二項 忽剌温兀狄哈の朝鮮貿易

はじめに

明代前期の海西女直の對外貿易は、馬匹をのぞいては有力な商品がなく不活潑であつた。ここでは海西女直と朝鮮との貿易關係を通じてこの事を考察したい。

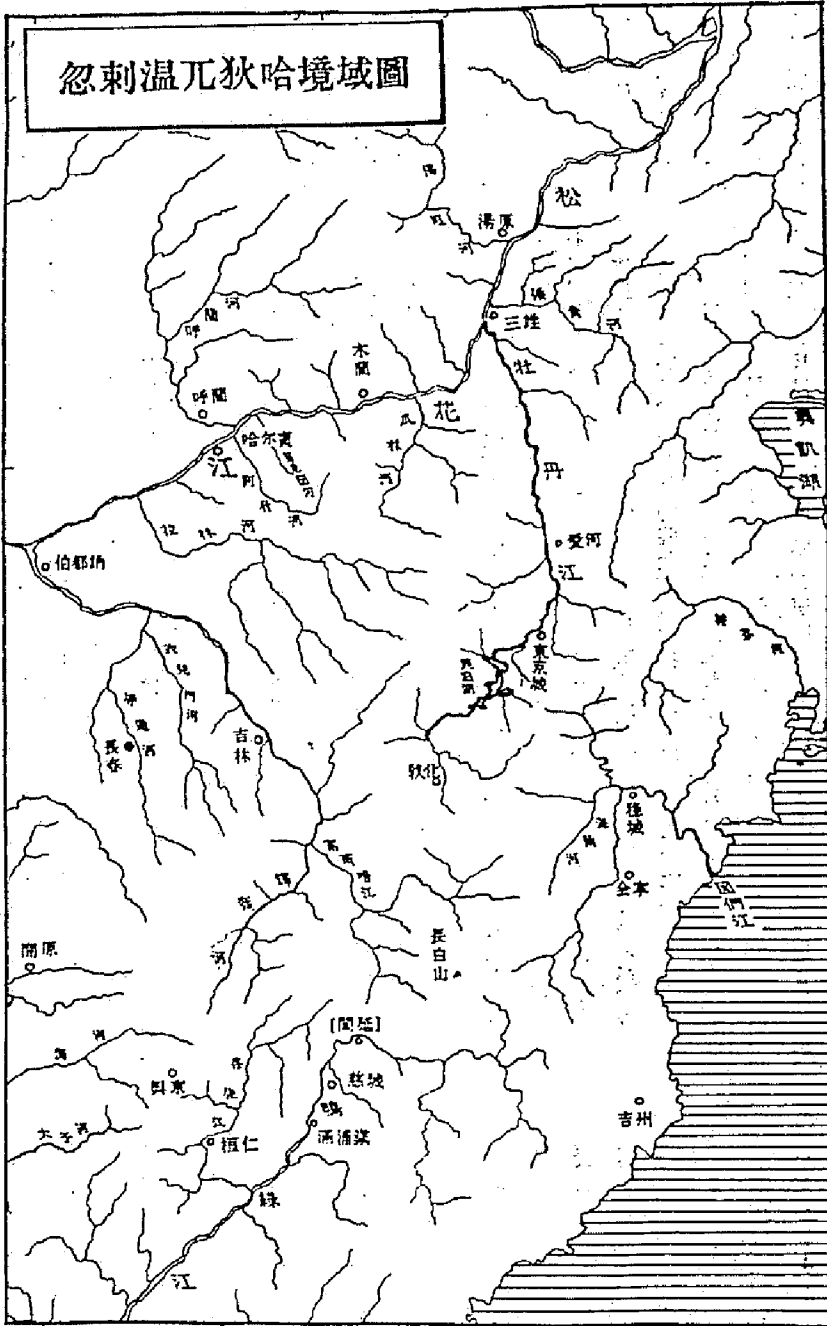
朝鮮の世宗十四年(明・宣徳七、一四三二)

✓、タタールに生活圏をおびやかされた忽剌

温兀狄哈は朝鮮北境に侵入するようになった。

忽刺温兀狄哈を招撫するため、世宗十八年（一四三六）、毛多赤という女真人が朝鮮国からの贈物を持ち、遠く忽刺温地方を旅行した。その答礼として世宗十九年、肥河衛・嘔罕河衛の使者がはじめて朝鮮に入国し、その後世宗二十五年に至るまでの七年間、忽刺温兀狄哈と朝鮮国との間に貿易関係が継続した。しかしこの間に兩國の貿易の活況をうながすような有力な商品が現われず、貿易関係は終息している。

忽刺温兀狄哈地域圖



朝鮮國の人々は彼等を忽刺温元狄哈と呼ん  
 だが、明國人は海西女直と呼んだ。海西女直  
 は単独で或は數個の村落民が合同して明國に  
 朝貢するのが例であつた。曰大明實錄四を讀  
 むと三百有余の海西女直が明一代を通じて京師  
 に朝貢するさまが知られる。しかし朝鮮國に  
 は、本章でとりあげた一時期を除くは海西  
 女直の來朝のことはなく、高麗時代にも元惹  
 ・烏底改の來朝はなかつた。とすれば世宗十  
 九年に始まる朝鮮國と忽刺温元狄哈との七年

間の交渉は、史上で唯一回の両者の出合いだ  
ったことになる。

第一節 忽刺温兀狄哈と朝鮮との接觸

一 閔延の役

忽刺温兀狄哈の朝鮮国来朝の発端は閔延の

役に始まる。世宗王の十四年（一四三二）冬

、野人に四百余騎が朝鮮北境の閔延に侵入し、

人畜を掠奪した。江界節制使朴礎は追撃し、

人二十六、馬三十匹、牛五十頭を奪いかえし

た。前後の戦に朝鮮軍人は十三人が戦死し、

二十五人が矢傷を受けた（日李朝世宗実録四

卷五八、十四年十二月甲午）。この数は翌年

正月、日戦亡被擄人七十五、戦亡人四十八

（曰李朝世宗実録四卷五九、十五年正月癸亥

）と訂正された。東寇者を「野人」と表現し

ているのは、事件の混乱の爲に、守備軍も東

寇者を正確に識別し得なかつた爲と察せられ

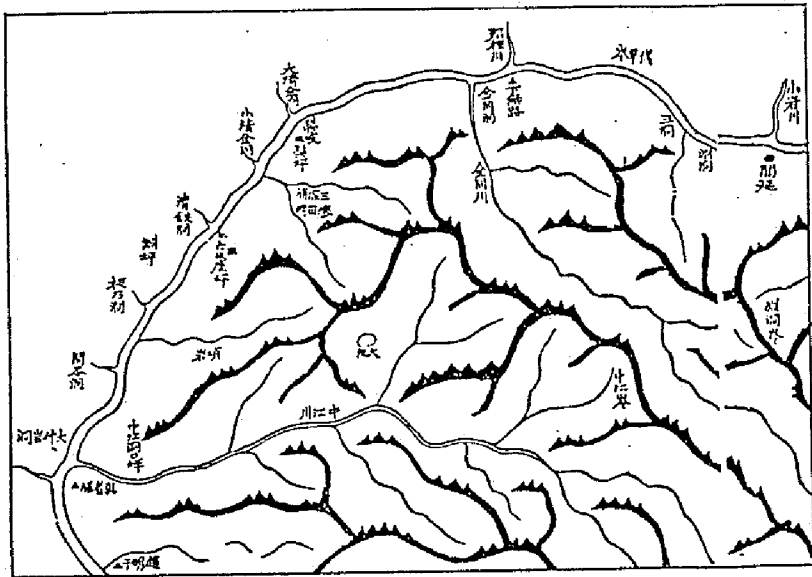
る。

閔延の地理的位置については、津田左右吉

氏は厚昌郡厚昌面富興洞に<sup>①</sup>、瀬野馬熊氏は中

江鎮に比定されたが<sup>②</sup>、李仁榮氏は従来の諸説

ならびに未紹介の史料をふまえて、現在の平



大東奥地図

道	よ	さ	安	宗	境	閣	延	址	安
甲	れ	れ	道	実	に	延	新	と	北
山	ば	マ	地	録	つ	固	城	も	道
郡	閣	い	理	凸	い	辺	址	つ	の
の	延	る	志	卷	マ	の	に	て	下
管	は	か	の	一	は	地	比	往	長
轄	も	、	系	五	日	理	定	年	洞
下	と	こ	に	四	李	的	さ	の	の
の	咸	れ	詳	、	朝	環	れ	閻	土
閻	吉	に	記	平	世	た	た	城	城



延村であつたが、甲山郡から遠く離れてゐる  
 ため、太宗十六年、小董頭以西が平安道に編  
 入され、閔延郡となつた。同地理志に「閔延郡  
 (中略) 戸二百六十二、口一千五百七十三、  
 軍丁翼軍一百五十一、守城軍二十一」と記さ  
 れる。ように、守備軍の数は合計百七十二名で  
 あつた。曰李朝太宗實錄 凶卷三四、十七年八  
 月癸卯に、「以閔延、屬江界、差翼千戸二員。  
 兵曹啓、閔延千戸等以權差、不顧生理、長年  
 防禦、難堪其苦。乞以此郡屬江界道、中翼千

戸二員差下何如、從之レと見え、同世宗実録  
 卷四一、十年八月癸巳の条に「去丁酉年、別  
 置閤延郡、移属平安道、只置千戸二人レと見  
 えるから、平安道に移籍されたのは曰平安道  
 地理志レにいう太宗十六年レではなく、太宗十七  
 年のことであるが、移籍後の守備軍は千戸二  
 名に率いられていた。すなわち事件発生当時  
 は、わずかに百七十余名の兵士が二名の千戸に  
 率いられて閤延を守備レしており、その中四十  
 八名が戦死し、七十五名が捕えられたことに

なる。守備人員の過少にツイマは、曰李朝世

宗實録口卷二一、五年八月庚戌に平安道監

司啓、閔延郡人前副司正金竜乙等三十六名、

陳訴云、今兵曹受教、新定城基、其内無水。

且將數少民戸、新旧兩城、難以守禦レと記さ

れる如く、平安道觀察使が事変前にすまに着

目レとあり、同世宗實録卷六九、十七年八月

辛丑にレ陞閔延郡為府置鎮。以郡当要害、人

物鮮少、將欲徙民居之也レと見える如く、事

変後に府に昇格し鎮が置かれ、  
ニ此にともな

人員も増加されたと察せられる。  
 これより先、閻延には世宗零年八月に吾郎  
 哈四十余人が来寇し男女十名をとらえ、曰李  
 朝世宗実録凸卷一、零年八月乙巳、同四年  
 十月には野人三十余人が禾穀を焼き、同実録  
 卷一八、四年十月庚戌、同四年十二月には  
 野人四百余騎が侵入し、知閻延郡事李安吉が  
 二百余騎を率いて力戦し撃退した。同実録卷  
 一八、四年十二月庚子・壬寅、同閏十二月丁  
 丑、といつた事件が発生した。かように事

件が多発し、しかも守備人員も急には増補で  
 きない事情であつたから城堡を補強して万一  
 に備えるため、世宗十二年七月、修築が開始  
 された（曰李朝世宗實錄卷四九、十二年七  
 月戊辰）。しかし、近者辺境無虞」といふ理  
 由で工事がやめられてゐる（同實錄卷五十、  
 十二年閏十二月己酉）。従つて世宗十四年冬  
 の女真人の來襲に際しては、防備施設もたと  
 のわず、人員も不足し、朝鮮国の軍人はかな  
 りの損害をこうむつたと察せられる。侵入者

が誰であつたかについて守備軍からの報告が  
 なかつたのも、こゝした状況下での戦の混乱  
 を反映してゐると思ふ。

二 閔廷の役に関する証言

この閔廷の事変の詳細をすみやかに朝鮮国  
 政府に通報したのは建州衛の李滿住であつた。

すなわちこの事変は<sup>(1)</sup>まず李滿住の部下の劉乙  
 哈が沈吧納奴の文書をもつて朝鮮に通報し、

日李朝世宗実録 卷五八、十四年十二月丙午

、(2)ついで李滿住が江界に通報し(曰李朝世

宗実録上卷五九、十五年正月壬戌)、(3)また別

に童猛哥帖木兒が関係者を通じて咸吉道に通報

した(曰李朝世宗実録上卷五九、十五年正月

己巳)。以上三つの史料に記すところを、時

の経過に従い逐次述べる、宣徳七(世宗十

四、一四三二)年十一月二十九日、暖禿に居

住したいた建州衛指揮沈吒納奴が李滿住のも

とに人を遣り、忽刺温人が百五十余の人馬を

以て閭延・江界地方に侵入し、男女老幼六十

四人を掠奪したことを報じた。李滿住はこの  
 時、明國皇帝の聖旨を受け土豹捕獲に従事し  
 ていたが、報をうけると兵を率いて星夜前赴  
 して追跡した。たまたま建州左衛の都督童  
 猛哥帖木兒は張天使に従って北京に行く途中  
 であった。張天使とは明國の内官張童兒のこ  
 とで、宣徳帝の命をうけ、海青・土豹等の捕  
 獲のため、宣徳七年六月、阿木河に到着し、  
 使命を終えて帰京の途中であったが、李滿住  
 の軍と出遇い、協力して忽刺温人を守定山口



に追いつめ、朝鮮国の男女六十四名を取りか  
 えした。このとき童猛哥帖木兒は忽刺温人の  
 尽殺を主張したが、張童兒は、中国使臣が奴  
 兒干往來の際に不測の報復を受けることを恐  
 れ、制止した。李滿住はこの朝鮮国人六十四  
 名全員を朝鮮国の江界に送りかえした。以上  
 が最初の通報の概略であるが、通報はそれぞ  
 れ出所を異にながら、ほぼ同じ内容を伝え  
 てゐる。

以上の通報にもとづき、この事変に対処す

るため朝鮮國の廟堂において論議が重ねられ  
 廟議の結果、閔延來寇者は忽刺温人ではなく  
 建州衛人であるとの結論に導かれ、この結論  
 にもとづき、世宗十五（一四三三）年四月十  
 九日、平安道都節制使崔閔徳は平安道の馬步  
 正軍一万余、黃海道の馬軍五千をひきいて鴨  
 緑江を渡り、建州衛を攻撃した。<sup>④</sup> 朝鮮國がど  
 のよきな根拠にもとづいて建州衛人を閔延來  
 寇者と断定したかについては、日李朝世宗実  
 録四卷五九、十五年二月己亥の条に記される

廟議の進行中に示されていゝるが、その冒頭に

「上將討娑猪江野人、欲試大臣。密令政府六

曹三軍都鎮撫等、各陳接待之方、声罪之辞、

政伐之策」と見え、如く、廟議開始以前に世

宗は建州衛出兵の決意を、この決意に

もとづき政府六曹三軍都鎮撫等に建州衛討伐

策ならびに声罪之辞を、このろみに試問した。

これに答える大臣

等の所説には、討伐に對する積極的及論は示

されず、「忽刺温兀狄哈がいすく人ぞ能く二

十余日の程を越え、深入作賊せんやしとか、  
 一忽刺温人が何の嫌ありて一軍の孤軍を以て  
 わが人物を奪わんやしとか、一婆猪江元良哈（  
 建州衛）と兀狄哈とが同心作賊せるは疑い無  
 ししといつた憶測が、論議の流れを討伐へと  
 導いてゐる。ここに注目すべきは領議政黃喜  
 の発言に「被虜回還者がまた言う、汝輩（建  
 州衛人）は陽に兀狄哈を囲みしも、而も実は  
 とともに和好し、或ものは胸を合せて相把し、  
 或ものはともに酒肉を食すしと見え、一糸で

あつて、これは閩延の東寇者が兀狄哈であり、  
 彼等が掠奪の帰途建州女直に囲まれたことを  
 当事者である閩延の役の被虜人等が認めたと  
 とを明瞭に示している。

閩延の役のさいに、たまたま現場を目撃し

た明国使臣張童兒ほどのような見解を示して

いるであろうか。彼の直接の証言は記されな

いが、彼の報告にもとづいて作成されたと思

われる宣徳帝の勅書が、曰李朝世宗実録正卷

五九、十五年三月乙亥の条に、次のように記

される。

進献使金乙玄、捧勅回自京師。上率文武百

官、迎勅如常儀。勅曰、比聞本國後門、被

忽刺温地面野人頭目木荅兀・南不花・阿魯

兀等、搶去頭匹、經過建州左衛地方。為都

指揮僉事李滿位等奪下男女六十四名、拘留

在衛、不曾登回。已勅李滿位等、奪下前頭

人口、送回本國。及勅忽刺温地面野人頭目

木荅兀等、如搶去人口頭畜見在、亦皆送還

これには聞延來寇者が忽刺温の頭目の木荅

兀・南不花・阿魯兀等であり、彼等が来寇の  
 帰途、李滿住等に六十四名をとりかえされた  
 ことが記されていゝ。従つて

(1) 沈吒納奴の文書。

(2) 李滿住の来報。

(3) 咸吉道方面の女真人の来報。

(4) 被虜人自身の証言。

(5) 明国宣徳帝の勅書。

以上の五者の証言は、閔延の来寇者が忽刺温

兀狄哈であつたと一致して指摘してゐる。こ

こに到つてわかれわかれも来寇者が誰であつたか  
 はついでこの的確な認識に到達し得たと考えた  
 よいと思ふ。

### 三 明国使節の忽刺温派遣

宣徳八(世宗十五、一四三三)年、朝鮮国  
 が建州衛に出兵したことは、同年五月、明国  
 に伝わつた。明国の遼東總兵官巫凱は、朝鮮  
 国の出兵により國家の体面がそこなわれたと  
 感じ、朝鮮国を問詰するよう宣徳帝に請うた



が、宣徳帝は朝鮮と建州との争いに私闘と理

解し、遠表争競、是非未明と勅して詰問

使は送らなかつた（曰大明宣宗実録口卷一〇

三、宣徳八年六月癸未）。しかし朝鮮国、建

州女直・忽刺温人等のそれぞれの主張が異な

る為、明国は孟捏可来等を使臣として三國に

派遣し、擄掠の人馬があれば返還せしめ、事

実を究明させることとした（曰李朝世宗実録

口卷六〇、十五年六月戊戌）。

孟捏可来は朝鮮国人崔真とともに建州衛の

李滿住の村落に立寄り、滿浦鎮を經由し、世  
 宗十五年八月十日、朝鮮に入国した（曰李朝  
 世宗實錄四卷六一、十五年八月甲午、閏八月  
 乙亥）、彼等が朝鮮国王にもたらした勅諭に  
 は、先に四月十九日、朝鮮軍が建州衛を「搶  
 劫し、李滿住を傷つけ、その妻を殺し、人  
 民多数を掠去した」とに言及し、「王亦須以  
 所得建州等衛勅諭誥命、并人口頭畜等物還之、  
 而自今各順天道、謹固辺備、輯和鄰境、戒飭  
 下人、勿相侵犯」と記している（曰李朝世宗

P71 ✓

実録 四卷六一、十五年閏八月庚申。これに

対する世宗王の反駁は、園田一亀氏の研究に

記されていゝるので省略する。⑥

孟捏可來等は朝鮮国王にあつた勅書のほか

に、猛哥帖木兒、毛憐衛、因吞野人、婆猪江

忽刺温木答兀のそれぞれにあつた勅書五通を

携行しており（曰李朝世宗実録四卷六一、十

五年閏八月辛酉）、使命をはたすため世宗十

五年閏八月壬申、頭目十五名を連れ京城を出

発し忽刺温地方へ向かつた。

この一行には明國使節王欽・王武が何處か  
 らか合流して加わつてゐるが、この兩名が孟  
 捏可來と行るともにした時期はあきらかでは  
 ない。兩名は同年九月、竜鳳站の路上で朝鮮  
 進獻使許之惠と出会つてゐるから、曰李朝世  
 宗實録四卷六一、十五年九月己亥、兩名は  
 孟捏可來等と共に朝鮮に入國したのではなく、  
 別に北京を出、忽刺温に向う孟使節と建州衛  
 方面で合流したものと察せられる。

この王欽・王武も忽刺温頭目木答元等に与

える勅書と携行していた。王欽等はこの時朝鮮に入国しなかつたが、恐らく朝鮮国進献使許之恵が勅書と謄写し、平安道監司李叔時がこれを伝写して朝鮮国にもたらしたのだから。この勅諭は日李朝世宗実録四卷六一、十五年九月庚子の条に次のように記される。

平安道監司李叔時、伝写兩王使臣齋來勅書以送。其辞曰、皇帝勅諭野人頭目木答兀・沙籠加・得隆哥・南卜哥・阿魯古・禿魯多・額勒肯革等。爾等能敬順天道、帰心朝廷。

在於迎境居住、謹守法度。朕心嘉悦。比聞  
 爾等去年槍了朝鮮人口頭畜。勅至爾等、即  
 根尋追取原槍人口頭畜、交付百戸王欽・舍  
 人王武・同指揮僉事孟捏哥來・百戸崔真等  
 領去給還朝鮮國王、尤見爾等敬順朝廷之美  
 意、故諭。  
 勅諭の趣旨は、去年、木答兀等が捕えた朝  
 鮮國の人畜の返還を、彼等に下命したもので  
 あるが、右文によつてはじめ、世宗十四年に  
 閔延以來寇した七人の忽刺温頭目の名があま

らかとなつた。彼等の名は張使節や建州女直  
 からの報告にもとづいたものであろうから信  
 憑性は高いと思われる。しかし彼等の所屬す  
 る衛名は、この時点ではあきらかではない。

右の勅諭をたずさえた四使臣は忽刺温地方  
 におむすき、一応の使命を終え、王欽と王武  
 とは同年十一月十日朝鮮に到着し、曰李朝世  
 宗實録四卷六二、十五年十一月己丑、乙未、  
 丙申、同十二月乙卯、孟捏可來・崔真もこ  
 の頃朝鮮に再來した。曰李朝世宗實録四卷六

二、十五年十二月辛酉。忽刺温地方での成  
 果にっいては、世宗王が宣徳帝に送つた上奏  
 文に記されるが、これによれば實際に忽刺温  
 に出向いたのは王欽・王武の兩名であつた。  
 彼等は未返還朝鮮國人十四名の探索を命ぜら  
 れていた。しかし忽刺温地方の土民は「無聞  
 到花名、不肯發還」と稱して返還に応じな  
 かつたため、探索は不成功に終つた。王欽・王  
 武は孟捏可來等と合流のため、いつたん京城  
 に赴き、世宗十五年十二月、四使臣とも相前



後して京城をたろ帰国の途についた（曰李朝  
 世宗実録の卷六二、十五年十二月乙卯、辛酉  
 ）。  
 。

翌世宗十六（宣徳九、一四三四）年、孟捏

哥来・王欽・王武の三使臣は忽刺温地方に赴

いた。その途上、彼等は遼東で朝鮮通事艾儉

と会ったが、艾儉に、勅諭を奉じて忽刺温地

方に行き、前年朝鮮国から奪った財産家畜を

取りかえし、来る七月頃朝鮮国へ到着すると

予定を述べている（曰李朝世宗実録の卷六四

十六年五月癸巳。その後三名の明国使節は忽刺温地方を踏査し、未返還の十四名中、四名を取りかえしたが二名はすでに死亡し、八名はとりかえせなかつたといふ。曰李朝世宗實錄四卷六五、十六年八月癸亥。孟捏可來と王武とは、まず復命の爲に北京に赴き、その後遼東に帰つたと察せられるが、王欽のみは別途に兀狄哈人を伴い北京に赴いてゐる。そして王欽もまた北京での復命を果したのち遼東に帰り、三名

同道のうゑ宣徳帝の勅書を奉じ、頭目三十名  
 と被虜朝鮮国人四名を護り、九月二十七日、  
 鴨緑江を渡り朝鮮に入国した（曰李朝世宗実  
 録 四卷六六、十六年十月甲辰朔）。このこと  
 は曰大明宣宗実録 四卷一一二、宣徳九年八月  
 壬子にも次のように記される。

遣金吾右衛指揮僉事孟捏可来、送朝鮮国人  
 金香伊等還国。先是、香伊等十二人、為忽  
 刺温野人沙隆加等所掠。国王以聞、上遣孟  
 捏可来齎勅追索、惟存香伊等四人、故遣送

還國

これによれば救出された朝鮮国人四名中、一人は金香伊という名で、彼等を掠去したのは忽刺温の沙隆加であつたことが判明する。沙隆加という人物については日李朝世宗実録に卷六六、十六年十月乙卯の条に記される宣徳帝の勅諭にややくわしい。

勅曰、得奏、忽刺温野人地面虜去本国人口十四名、称無開到花名、不肯登還、今原差指揮孟捏哥来等言、除病故二名外、其余十

二名見在。

茲復遣指揮孟捏哥來、

百戶王欽

舍人王武、

賚勅往諭肥河等五衛都指揮僉事

刺令哈等、

令其着落忽刺温地面野人沙隆哈

等、各名下追取、送還本國、如已送至王可

收領給聚。

明國使節は肥河等五衛をとおとすに、その都

指揮僉事刺令哈に諭し、彼を以て沙隆哈等に

着落へ申しつけし、朝鮮國人をとりかえし

たのびある。肥河等五衛が本件と何等かの関

係を有したことが、こゝにありはしめられてあ

きらかとなつた。ここに沙隆哈は、前掲口李

朝世宗実録四卷六一、十五年九月庚子に示さ

れる、宣徳帝から勅書を送られた。木答兀・

沙籠加・得隆哥・南卜哥・阿魯古・禿魯多・

額勒肯革等シの中の沙籠加であつたと思ふ。

とすれば、これらの七名が、肥河等五衛シの関

原者であつた蓋然性が高くなる。

四 嘔罕河衛頭目 沙隆哈

肥河等五衛とは如何なる部族であつたらう。

か。その本貫および周辺の事情を知る手がかりとして、沙隆哈といふ人物に着目したい。沙隆哈は、先に述べた如く刺令哈に命ぜられた朝鮮国人を返還した人物であるが、曰李朝世宗実録四卷六六、十六年十一月辛丑に記される鎮撫王永の言に「海西羅郎哈、使人言曰、吾等率近処蛇籠哈三百余名、今十一月十二月間、欲向朝鮮国擄掠しと見えるから、蛇籠哈すなわち沙隆哈は、羅郎哈すなわち刺令哈の近所に居住し、かつ刺令哈に何等かの形で従

屬する者であつた。刺令哈は曰大明宣宗實錄  
 四卷一〇三、宣德八年七月乙亥の条に、  
 命肥河衛故指揮使哈哈纏子刺令哈、嘔罕河  
 衛故指揮使必纏子乃騰、各襲父職。  
 と見える如く実存の人物で、肥河衛指揮使哈  
 哈纏の子である。この場合に彼が嘔罕河衛の  
 乃騰とともに入明してゐることは注目すべき  
 ことと思ふ。

沙隆哈といふ人物は曰大明實錄には、  
 一は現われる。正統二年冬十月甲申、同月庚



寅、 正統十二年十二月甲戌、 正統十三年十一

月辛丑、 景泰元年春正月己丑等に現われ右

城衛都指揮僉事沙隆加、 および正統十年十二

月甲子に見える成討温衛指揮沙隆加がそれぞ

あるが、 いずれも同名異人で、 本件の沙隆哈

に該当する人物とは思われない。

沙隆哈は世宗十七年にも、 一は一人馬を

ひきつれて朝鮮北境をおびやかしたといわれ

るが、 李朝世宗実録の卷七〇、 十七年十二

月癸卯、 この頃、 彼と行動を共にした人物

に乃伊臣と稱される者がいた。曰李朝世宗実  
 録 卷七四、十八年七月辛亥の条に記される  
 咸吉道都節制使金宗瑞の啓に「忽刺温兀狄哈  
 沙弄哈・乃伊臣・毛都好等」<sup>②</sup>、於五月、率軍馬  
 五百名、出婆猪江。沙弄哈則侵閔延、乃伊臣  
 ・毛都好則掠滿住居処。兩人之言、異口同辭。  
 しと見える。文中の沙弄哈は沙隆哈であらう。  
 この乃伊臣には、後に論ずる如く朝鮮から細  
 麻苧布その他が贈られ（曰李朝世宗実録 卷  
 七五、十八年十二月癸未）、その答辭に「忽

刺温兀狄哈、嘔罕衛指揮乃要昆、及肥河衛指  
揮伐兒哥等、各遣人奉書投化、レと記してある  
から、乃要昆すなわち乃伊巨は嘔罕衛の頭  
目であつた。

この乃伊巨は、曰大明実録四では乃騰と記  
される。曰大明英宗実録四卷一四、正統元年

二月癸丑の系に、

以嘔罕衛頭目ト兒格・沙籠哈・阿里哈・

沙兒忽・忽失刺、兀者右衛頭目弗刺答、俱

為指揮僉事。從本衛都指揮乃騰等奏請也。

と見えるのは、その一例である。文中に沙龍	哈とあるのは、 <small>曰</small> 李朝実録にいう沙隆哈・	沙弄哈であらう。従つて沙隆哈も乃伊臣も嘸	罕河衛の頭目であつたことになる。後述する	如く乃伊臣に封する朝鮮国からの贈物は、	乃伊臣三兄弟処しにあつたものだといふから	へ <small>曰</small> 李朝世宗実録 <small>曰</small> 卷七五、十八年十二月癸	未、あるいは沙隆哈は乃伊臣の兄弟であつ	たのかもしれない。	さ ま か よ う に し て 世 宗 十 四 年 （ 一 四 三 二 ）
----------------------	--------------------------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	--	---------------------	-----------	---

冬以来、朝鮮国北境で活動した部族は、沙隆

哈・乃伊巨を中心とした嘔罕河衛人、および

刺令哈に率いられた肥河衛人であることが、

間延事変発生後数年に亘り、ようやく朝鮮や

明国の為政者に知られるようになった。これ

は外患の根源を見きわめたという意味で、外

交上の一成果と稱すべきではあつたらうが、

来寇者の実体があきらかにされたにせよ、朝

鮮国辺境の安危は好転しなかつた。

すなわち世宗十七(一四三三)年正月十三

日には、二千七百余騎の兀良哈（兀狄哈の誤  
 リ）とあり、（一）が閭延城を囲み、（二）李朝世宗実  
 録 卷六七、十七年正月庚寅、辰の刻から  
 未の刻に至る戦に朝鮮國の男子二人を殺し、  
 男女七名、馬六匹、牛五頭を掠取し、（三）李朝  
 世宗実録 卷六八、十七年六月癸丑、また  
 同年七月十日には野人二十余名が越江し、  
 ⑤ 黄豆地方で戦ったし、（四）李朝世宗実録 卷六  
 九、十七年七月乙酉・戊子、同月十八日に  
 は同じ部族と思われ、二十余名が閭延郡趙明

干<sup>⑨</sup>に侵入し、朝鮮國人三名を殺した（曰李朝  
 世宗實錄 口卷六九、十七年七月甲午、同卷、  
 九月己丑）。翌世宗十八年（一四三六）五月  
 には、兀良哈へ兀狄哈の誤りであらう）五百  
 余騎が閔延の趙明干口子に到り、男女十四人  
 馬五十一匹、牛三十四頭を掠奪した（曰李  
 朝世宗實錄 口卷七二、十八年五月戊子・甲午  
 ）同年八月二十五日、忽刺温兀狄哈加隱豆  
 等八名が会寧に侵入し、男女九名、馬一匹を  
 掠奪し（曰李朝世宗實錄 口卷七四、十八年九

月己亥)、同年九月二十六日、兀狄哈三千余  
 人が慶源を囲んだ(日李朝世宗實録口卷七五、  
 十八年十月乙丑)。のちにこの来寇者は黑龍  
 江深处兀狄哈千五百人ぞ、兀狄哈の死者は四  
 人、朝鮮側の死者および被虜者数は三百余人  
 によつたことわかり、慶源節制使宋希美、  
 護軍李伯慶は、被害情況を適確に報告しなか  
 った罪により重刑に擬せられて(日李朝  
 世宗實録口卷七六、十九年二月甲申、三月庚  
 子。卷七八、十九年八月癸亥)。また十九年



五月一日には、兀良哈へ兀狄哈の誤りである  
 うし三百余騎が趙明干口子に侵入した。日李  
 朝世宗實錄四卷七七、十九年五月乙未。こ  
 こにおいて朝鮮國北境における忽刺温兀狄哈  
 の侵入は、その規模と被害の大きさにおいて  
 無視することのできない段階に立ち至ったの  
 である。忽刺温兀狄哈のみならず、世宗十七  
 年十一月十一日には、嫌真（尼麻車）兀狄哈四  
 百余人が咸吉道の翰朵里部落に侵入し、十四  
 戸を焼き、男女百四十九人、牛馬四百四十五

頭を掠奪してゐることは、忽刺温兀狄哈の活

動が周辺の諸部族に影響を及ぼし、紛争を複

雑化し長期化せしめつつあることの反映であ

ろ。

第一節補注

① 津田左右吉「鮮初に於ける鴨緑江上流地

方の領土」曰津田左右吉全集四第十一卷

四六五頁、一九六四年八月、岩波書店。

② 瀨野馬熊「朝鮮廢四郡考」曰東洋学報四

十三卷一・三・四号。一九二三年。

③

李仁榮「鮮初廢四郡地理考」曰青丘学叢

四二九・三〇、昭和十二年八月、昭和十

四年十月。および「廢四郡問題管見」曰

震檀学报四十三、一—三三頁、一九四一年。

④

園田一龜曰明代建州女直史研究、国立

書院、東京、一九四八年、六五—一一二

頁、参照。

⑤

曰李朝世宗實錄四卷五九、十五年二月己

亥の条に記される領議政黃喜の言には

被虜回暹者亦言、汝輩陽固兀狄哈、而實

与和好、或合胸相把、或相食酒食、則汝

等引而犯边無疑矣、と見えぬ。合胸相把

は満洲語の *Tebelijeme acambi* すなわち抱見禮

をいひるのである。時ならず相会した建

州女直と海西女直とが、たがいに肩を抱

きあひ挨拶をかわしたのがある。

⑥ 園田一亀、前掲書、八八頁。

⑦ 毛都好・木答元などと呼ばれ、沙籠加。

乃伊巨等と朝鮮北辺に活躍したこの人物

は元者衛人にて、世宗十九年九月癸卯に朝

鮮に來朝したも多吾哈も二の人であるら

しい。曰李朝世宗実録の中に關連史料

を抽出すると次のように記される。

(1) 卷七八、十九年九月癸卯、御勤政殿

受朝。忽刺温兀狄哈毛多吾哈來朝。上引

見于殿内曰、汝輩昔不來朝、今乃朝見、

險遠道路、艱苦而來。毛多吾哈曰、我祖

速時忒哥、謹事中國。諸酋長咸有歸順之

心、遣其使介。我則親來矣。路雖窄矣。

我將之、路雖短矣。我將長之、率我本  
 土之人、將以順事大國矣。上曰、汝意甚  
 好、就舍休矣。毛多吾哈自其祖速時、  
 時管軍、族屬強盛。

(2) 卷七八、十九年九月戊申、御勤政殿

受朝（中略）忽刺温都督羅邑大遣指揮莫  
 只等五人、指揮松其羅遣指揮苦榮哥等六  
 人、指揮家音閒遣指揮厚時等、來獻土宜  
 及馬。（中略）莫只曰、我先酋長速時、  
 哥、敬事皇帝、無有罪愆。前來毛多吾哈

速時心哥第七子之子也。我會長羅邑太、

速時心哥長子之子也。使我擎奉土宜以献

曰、此為薄物、但表歸順之誠耳。我是以

来。

(3) 卷八五、二十一年六月癸巳、依旨咸

吉道都節制使金宗瑞曰、今来元者左衛都

智羅邑大使送麼氣言、我會長村卑役言、

我聞打籬哈・馬忽等、領一百七十八名、

將寇朝鮮國。(以下略)

毛多吾哈は祖父の速時心哥の時代から軍

を統率した人物で、部族の勢力も強盛であつたといふ（史料(1)）。曰大明太宗実録四卷三四、永樂三年三月己亥に「兀者左衛頭目木答忽等九十七人來朝」と見えむが、文中の木答忽は毛多吾哈であらう。そのまゝ世宗十五年、明國の宣德帝から勅諭を送られた「野人頭目木答兀」（曰李朝世宗実録四卷六一、十五年九月庚子）および世宗十八年五月頃、乃伊巨等と協同して李滿位の村落を襲撃した毛都好も



一 曰李朝世宗實錄口卷七四十八年七月

辛亥ノ毛多吾哈であろウのら。彼モ沙隆

哈ヤ乃騰等と同様に閔廷の事件に關係が

あつた。彼は「速時応哥第七子之子」で

あつたが、速時応哥とは元者衛の最初の

頭目西陽哈であろウ。速時応哥の長子の

子といふ羅邑大ヤ莫只(摩氣)、松其羅

苦榮哥、家音閒、厚時について、明実

録に記録がない。曰李朝世宗實錄口卷七

八、十九年九月甲辰に「即今都督乃要昆

伐兒哥等遣使帰順。指揮毛多吾哈聞之、  
 即自来朝しと見えるがら、乃要昆の嘔罕  
 河衛とも伐兒哥へ別里格の肥河衛とも  
 比較的接近した土地に毛多吾哈の兀者衛  
 は存したと考えられる。

⑧ 小薰豆にっいは日東国興地勝覽 正巻五

五、江界都護府、古跡、闡延廢府の条に

丁本朝太宗十六年、以距郡懸遠、割小董

豆以西、爲閬延郡、屬本道、と記される

如く、太宗の頃から閬延郡に所屬するよ

うになつた。曰李朝世宗實錄、卷八四、

二十一年三月丁卯の条の平安道都節制使

李藏の所啓に丁一、閬延邑城傍近小董豆

及温大・下無路等處居民、於本邑城入保

しと見えるから、小董豆は閬延から遠く

ない地点にあつたと思われ。李仁榮氏

は小董豆を厚昌郡厚昌面章興洞か、また

はその付近に存つたとしている。李仁榮

「鮮初廢四郡地理考」曰青丘学叢書第二

九号、昭和十二年八月、一一〇—一一二頁

①②

趙明平口子は今の慈城郡長土面長城洞に  
 当る。瀨野馬熊「朝鮮廢四郡考」曰東洋

学報四第十三卷一号、四六一—五一頁。

第二節 忽刺温兀狄哈の来朝

一 毛多赤の忽刺温派遣

かかる中であつて朝鮮国政府が、毛多赤と

いふ女真人を忽刺温地方に派遣したことは、

複雑化しつゝある兩民族の關係に、新たに転

機を開くものであつた。毛多赤派遣前後の事

情は曰李朝世宗實錄四卷七五、十八年十二月

癸未の条に記されてゐるが、使節派遣の發想

は毛多赤から出てゐる。すなわち毛多赤は、

みずから細麻布紅苧布各二匹、有紋席子一張

を朝鮮國からあずかり、それらを忽刺温に持  
 参し、朝鮮國政府からの贈物としてではなく、  
 朝鮮國北辺の辺將からのそれとして忽刺温元  
 狄哈の乃伊巨に贈れば、彼もかならず人を遣  
 わして回答し、こちらも彼地の形勢をうかが  
 うことができよう。と提案した。咸吉道都節制  
 使によつて報せられたこの提案に對し、世宗  
 は「勝負未だ決せざるに先に和解を求むるは  
 弱きを示すに似たり。これ漢唐以来、諸將の  
 取ずる所なり。我國に交兵の急あるに非ず。

先に忽刺温に施して以て和親を求む。事もし  
 未だ成らずんば當に笑を中國に取るべしと  
 躊躇を示しながらも、夷狄を以て夷狄を間  
 す。その言に聽従するも、また害なしと言  
 い、諸大臣の議を経て忽刺温兀狄哈乃伊臣三  
 兄弟のそれぞれに、細麻苧布各一匹、席子各  
 一張のほか、細麻布紅苧布各一匹、席子一  
 張を加えて与えることとし、毛多赤に持たせ  
 出登させた。毛多赤は幹朵里族の千戸で、女  
 真諸部族の動静を、しばしば朝鮮國に通報し

た人物であつた（曰李朝世宗實録四卷七八、  
 十九年七月丁酉、卷八一、二十年六月甲戌）。  
 毛多赤が何時ごろ忽刺温地方に出發したか  
 はあきらかではない。曰李朝世宗實録四卷七  
 八、十九年八月乙丑の条に「咸吉道都節制使  
 報、六月晦時、忽刺温地面、雪深一尺、氷凍  
 三日、草木尽枯」と見えるのは、彼の忽刺温  
 旅行時の見聞を反映したものであるかもしれ  
 ない。しかし世宗十九（正統二、一四三七）  
 年八月、嘔罕河衛の首長乃要昆等が使者を朝



鮮國に送つて来たことは、毛多赤の旅行のあ  
 きりかな成果であった。

忽刺温兀狄哈から朝鮮國に送られた最初の  
 使節は、嘔罕河衛乃要昆の使者弓將介等六人  
 および肥河衛伐兒哥の使者吾寧応哈等六人で  
 あつた。日李朝世宗實錄四卷七八、十九年八  
 月丁亥の条に、使者の來朝を伝へて次のよう  
 に記される。

忽刺温兀狄哈嘔罕河衛指揮乃要昆及肥河衛指

揮伐兒哥等、各遣人、奉書投化。嘔罕河衛書

曰、大明皇帝封忽刺温一方兀狄哈乃要昆、  
 設立嘔罕衛、世襲都督、住坐本土、管轄百  
 姓。今欲於朝鮮回殿下、受命効力、往来交  
 通。差送指揮弓將介等六人。自今受命効順  
 永不寇边。我等地面所費金銀及馬匹鞍子等  
 物賜給、仍投高爵遣還、則乃要昆等益改前  
 心。殿下所貴之物、我等亦連續進献。永永  
 歸順。肥河衛兀狄哈伐兒介書亦同。

右文は忽刺温兀狄哈の嘔罕衛（曰大明實錄  
 凸にいゝ嘔罕河衛）指揮乃要昆ハ使者に托し

て朝鮮にもたらした書信の謄写であつて、大  
 明皇帝の冊封を受け嘸罕河衛を設立したと、  
 朝鮮国殿下の命を受け、つとめて往来交通す  
 ること、指揮弓将介等六人を派遣し、以後と  
 こしえに辺境への侵入を止めることを述べ、  
 自らの所望する金銀および馬匹鞍子などと高  
 麗とをたまわらば、殿下の貴ぶ物を連続して  
 進献し、とこしえに帰順しようとして述べたもの  
 であつて、肥河衛からの来書も同文であつた。

兩衛の使節は同年九月、兀良哈部の都児温

に伴われて世宗に謁した。曰く李朝世宗實錄に  
 卷七八、十九年九月戊戌。都兎温が同行せ  
 しめられたのは、言語の便宜を考慮してのこ  
 とと察せられる。このとき世宗は都兎温、  
 將介、吾寧応哈等三人を勤政殿で引見し、長  
 途の旅をねぎらい、彼等の来朝を嘉賞した。  
 都兎温は忽刺温會長の言葉を代弁し、さきに  
 朝鮮國が捕えた忽刺温人朴多弄哈、無伊応哈  
 等を朝鮮が釈放したことを、忽刺温會長がよ  
 りこびとし、使を遣はして帰順の意を通ずるた

めに都兎温に朝鮮への同行を求めた経過を述  
 べている。都兎温はひきつづき兀狄哈の情勢  
 に言及し、「且欲帰順者、非独兀刺濫。」北方  
 深处種類、亦皆将有帰順之心矣」と稱してい  
 るが、嘔罕河・肥河衛人の来朝は、李朝時代  
 における忽刺温兀狄哈の最初のそれであつた  
 ばかりでなく、後続する忽刺温人の来朝の發  
 端をなすものであつた。

ニ  
 嘔罕河衛と肥河衛

嘔罕河衛の乃要昆と肥河衛の伐兒哥とは如  
 何なる人物で、その村落は何処に在つたので  
 あるうか。嘔罕河衛は永樂六年正月に設立さ  
 れ、初代の首長は必纏といつた。曰大明太宗  
 實録四卷五五、永樂六年正月甲戌。曰大明  
 宣宗實録四卷一〇三、宣德八年七月乙亥の条  
 に「命へ中略」嘔罕河衛故指揮使必纏子乃胯  
 各襲父職」と見えるように、この時以前に必  
 纏が死亡し、乃胯が父の職を受けついたので、こ  
 の乃胯が曰李朝實録四にいう乃要昆であるこ

とは先に述べた。彼は正統元年に都指揮同知

に（曰大明英宗實録四卷一四、正統元年二月

乙丑）正統六年に都督僉事になり（曰大明

英宗實録四卷七六、正統六年二月丁亥）正

統七（世宗二十四）年頃死亡し、子の你哈答

が代つたこと、曰大明英宗實録四卷九九、正

統七年十二月戊子に、

嘔罕河衛都督僉事乃騰卒。上遣官致祭。賜

賻儀紵絲二表裏、鈔一百錠。（中略）命故

嘔罕河衛都督僉事乃騰子你哈答（中略）俱

襲職。

と記される如くである。乃膀の死亡にさいし、  
 明国が官を遣つて祭をしていふことは異例の  
 ことぞ、彼が如何に海西女直の大豪族であつ  
 たかを示してゐる。世宗十九（正統二）年、  
 彼が朝鮮に使節を送つた時、彼は都指揮同知  
 であつたから、朝鮮国に奉呈した書中には「世  
 襲都督」と稱してゐるのは字義通り解すべき  
 ではなからう。乃膀の使者弓將介については  
 曰大明実録中に該者が見当らない。



次に肥河衛は永樂四年九月に設立された。当初の首長は哈合察といひ(曰大明太宗實録 四卷四五、永樂四年九月辛巳)、宣德八年七月頃死亡し、その子の刺令哈が代つて指揮使となり(曰大明宣宗實録 四卷一〇三、宣德八年秋七月乙亥)、翌宣德九年に都指揮僉事となつた(曰大明宣宗實録 四卷一〇八、宣德九年二月乙丑)。宣德九(世宗十六)年、明國が刺令哈にいひつて朝鮮國人を返還させたことは先に述べた(曰李朝世宗實録 四卷六六)。

十六年十月乙卯。日李朝世宗實錄四卷六六、  
 十六年十一月辛丑に「海西羅郎哈使人言曰、  
 吾等率近処蛇籠哈三百余名。今十一月十二月  
 間、欲向朝鮮國擄掠」と見えるから、彼自身  
 も朝鮮に来寇したことがあるかも知れない。  
 その刺令哈も宣徳末年に死亡し、子の別里  
 格が襲位した。それは日大明英宗實錄四卷一  
 四、正統元年二月丁未に「命故肥河衛都指揮  
 僉事刺令哈子別里格、襲為指揮使」と見える  
 如くである。世宗十九（正統二）年、朝鮮に

吾寧忘哈を派遣した。伐兒哥は、ここに  
 う別里格で、肥河衛第三代の首長に当る。彼  
 はこの年十一月、明國に奏請して都指揮僉事  
 に陞せられ（曰大明英宗實録四卷三六、正統  
 二年十一月丙午）、正統六年閏十一月、都指  
 揮同知となり（曰大明英宗實録四卷八六、正  
 統六年閏十一月甲戌）、天順元年頃まづに死  
 した（曰大明英宗實録四卷二八五、天順元年十二月己酉）。  
 肥河衛の位置を明瞭に示す史料はないが、  
 これを示唆する記載は曰大明實録四の中に次の

よゝに現れる。

(1) 太宗實錄、卷四五、永樂四年九月辛巳、

禿河・石魯・山門等処女直野人頭目哈合

察等六十三人來朝。置肥河衛。命哈合察

等為指揮千百戶。

(2) 宣宗實錄、卷九九、宣德八年二月辛亥、

兀者、肥河等衛奏、和寧王阿魯台部衆、

數經其地。恐其侵擾、欲以兵拒之。

(3) 英宗實錄、卷一二一、正統九年九月壬寅

初肥河衛都指揮別里格奏、兀良哈拘殺其

使人、朝廷許其報復。別里格遂同嘔罕河  
 衛都督你哈荅等、率衆至格魯坤迭連地、  
 与兀良哈頭目拙赤安出等戰、大敗之、遣  
 指揮咬失以狀聞。

(4)

英宗實錄、卷一三三、正統十年九月甲申、

兵部奏、遼東總兵官都督同知曹義言、海  
 西肥河衛女直都督刺塔、寧哈荅、別里格、  
 遣其徒咬東等來報、欲于今秋率衆往福余  
 等衛、報復私仇。已聚兵辰州。戎狄多詐  
 或是假此為名、窺伺邊境。

(5) 英宗實錄、卷一三五、正統十年十一月己

丑、勅諭（中略）肥河衛都督僉事別里格

等（中略）曰、今得爾等奏、去年被兀良

哈達子劫掠爾女直人畜財物。迎者、爾往

彼報復、得其達子人口、彼復追及爾等將

所得達子人口、遣人來奏。還就遣人往彼

取原掠爾女直人口、遣人來奏。

すなわち(1)では肥河衛が禿河・石魯・山門と

呼ばれる土地と深い関係のあったことか記さ

れ、(2)では和寧王阿魯台の部衆が「ば」「ば」

の地を通過したとあり、(3)では兀良哈三衛の  
 者が肥河衛の使人を拘束して殺した事件に端  
 を發し、肥河・嘔罕河衛の首長等が部衆を率  
 いて格魯坤迭連の地に至り、兀良哈の頭目拙  
 赤安出と戦つたと見え、(4)では肥河衛人が福  
 余衛を討とうとして兵を辰州に集めたとあり  
 (5)では兀良哈人の掠奪に對する報復として、  
 肥河衛の首長別里格等が兀良哈を討つたと  
 を伝えている。かように肥河衛人は兀良哈三  
 衛としばしば紛争を起してゐることを考へる

と、その位置は兀良哈三衛に接近していたと  
考えぬばならない。

肥河衛は賓州西方の蜚克圖河からその名を

得たとする説もあるが、<sup>①</sup>蜚克圖河 Fiktū Dina は

阿什河の東方を<sup>阿什河と</sup>ほほ並行して流れ、兀者衛の

所在する伊通河口付近からは遠く離れてゐる。

兀者・肥河・嘔罕河三衛は行動を共にしてゐ

ることが多いから、この三衛は地理的にも接

近していたと考えた方がよいから、蜚克圖河

に所在したとは考えられない。前掲史料(1)に



附平夷指掌建州女直巢窟道路全圖併論

秘書兵衛卷之八

四十五



秘書兵衛卷之八

四十六

影明天啟刻秘書兵衛建州女直巢窟道路全圖

謝國棟曰清南國史料考



よれば、肥河衛は禿河・石魯・山門といふ土

地と深い関係があつた。いま曰遼東志曰およ

び曰清開國史料考の地圖によれば、松花江

の上流に禿河が流れる。建州すなわち吉林の

西方に記される禿河は、いまの伊通河か飲馬

河に当るように思われる。すなわち肥河衛も

また兀者衛と同じく伊通河の流域かまたは飲

馬河の流域に所在したのであつて、或は今日

の德惠付近にても位置したかと思われ。嘔

罕河衛の位置もこの付近に求むべきで、確證

はないが農安付近であつたかと察せられる<sup>②</sup>。

三 忽刺温兀狄哈朝鮮來寇の背景

肥河衛・嘔罕河衛といつた海西女直が、何

故朝鮮に遠征をこなつたのであろうか。事

件の背景を知る為にはモンゴルおよび兀良哈三

衛の動向に目を転じたい。永樂年間のもんご

ルでは、西方のオイラートへ互刺<sup>①</sup>と東方の

タタールとが対立抗争をつづけていた<sup>③</sup>。すな

わち永樂のはじめ、ベンヤシリがタタール可

汗となりタタル部が優勢になると、オイラ  
 ー部は明國にタタル征討を請うた。永樂  
 八年成祖は大軍を率い、オノン河・ケル  
 河まで遠征した。その結果勢力の衰えたタ  
 ー部は阿魯台に率いられて明に朝貢し、阿  
 魯台は和寧王に封ぜられた。永樂十二年、こ  
 んどは成祖が阿魯台の要請をいれ、オイラ  
 ーを遠征し、このため打撃を受けたオイラ  
 ー部は明國に朝貢し、オイラーを助け、タ  
 タルを討つように明國に請うた。永樂二十

年、タタイルの和寧王阿魯台は永樂帝の親征  
 を受け、翌二十一年、オイウトとも戦つた  
 敗れ、二十二年にも永樂帝の親征を受け、たう  
 え、宣徳六年にも再びオイウトと戦つて敗  
 れた。こゝろタタイル部は次第に衰弱しな  
 かり、兀良哈三衛方面に逃げたが、このためタ  
 タイル部は兀良哈三衛や海西女直とも新たな  
 対立関係に入るこゝととなった。

そゝろ、宣徳七年九月には、タタイル部は兀  
 良哈三衛人に掠奪されたことを機会にかえ

つて逆襲し、三衛人を海西地方に逃亡させた

し、曰大明宣宗実録四卷九五、宣徳七年九月

己未、同年十一月にも阿魯台の部衆は兀良

哈を攻撃している。また曰大明宣宗実録四卷

九九、宣徳八年二月辛亥の条に、

兀者・肥河等衛奏、和寧王阿魯台部衆、教

経其地。恐其侵擾。欲以兵拒之。上曰虜逐

水草求活耳、拒之非是。

と記されるように、彼等はしばしば兀者衛・

肥河衛の地にも侵入した。右の一文は兀者・

肥河衛人等が防戦の許可を明國に奏請したものである。そして一月後の宣徳八年三月には阿魯台の部衆は忽刺温の地に移住した(曰大明宣宗實錄四卷一〇〇、宣徳八年三月戊寅)。タタール部と忽刺温兀狄哈との生活圏の接点では、牧草地をめぐるあらそいも生じていたと察せられるが、嘉河衛のよくな弱少部族は旧居を捨てて遼東に移住したいと奏請したし軍数一千を持つ兀者衛や肥河衛は、タタールの武力追放を奏請した。宣徳七年(一四三二



一は朝鮮の世宗十四年にあたる。この年には  
 右のような事情によつて生活の根拠を奪われ  
 遊牧・狩獵地を失つた忽刺温人の中には、徒  
 党を組んで他部族あるいは朝鮮にまで侵入し  
 強盜的に行爲をはたらく者も發生してゐたので  
 ある。世宗十四年冬、閔延へ侵入した者が嘔  
 罕河・肥河・兀者衛等の忽刺温人であつたこ  
 と、この年の秋、タタール部が忽刺温地方に  
 侵入したことの二点を考えると、右のよう  
 に推測する誤りないと思ふ。ここに注目すべ

きは和寧王阿魯台の侵入に際して、兀者・肥  
 河兩衛が共同して防戦を奏請していることと  
 ある。恐らく兩衛は互に近地に所在し、外敵  
 侵入の際には緊密な連繫動作がおこなえるよ  
 うな部族連合組織によつて結ばれていたので  
 はないか。朝鮮近境での活動も緊密な連帯の  
 もとにおこなわれていたことを考えると、わ  
 たくしはこの忽刺温地方には部族連合政權す  
 なりちグルンが存在したのではないかと思ふ。  
 その政治体の中心が兀者衛で、その首長が西

陽哈およびその後継者の鎖失哈・捏兀的・刺塔等であつたと察せられる。

四 忽刺温人來朝の盛況

如上のよゝに世宗十九年八月、 嘔罕河・肥

河衛人が來朝すると、同年九月には兀者左衛の首長毛多吾哈がみずから來朝し、また兀者

左衛都督羅邑大の派遣した莫只等五人、海兒

地面の松其羅の遣わした苦榮哥等六人、家音

開の遣わした厚時などが相ついで到着すると

いうように、事体は急速な進展を示し始めた。  
 忽刺温からの来朝者は、絡繹不絶のありさ  
 よびあるのに、朝鮮国には接待に必要な予備  
 知識が皆無であつたので、世宗は十九年九月  
 忽刺温人の宿泊館に監護官通事を訪問させ、  
 忽刺温地方の里数、道路の遠近、何某は何地  
 に居住するか、統率する部族の戸数及び人口、  
 酋長は誰、次酋長は何某、酋長の数と部落の  
 強弱、といった事柄に調査をおこなうよう指  
 図してゐる（曰李朝世宗實錄四卷七八、十九

年九月甲辰。このことは事のなりゆきの急  
 激さと、変化に対応しきれぬ混乱とを反映し  
 ている。調査の結果は記録されてい  
 ない。  
 世宗十九年八月以後、朝鮮に来た忽刺温人  
 を逐次表にして示すと次頁のようになる。こ  
 の表について見ると忽刺温人の来朝者は世宗  
 二十一年（正統四、一四三九）年に最も多く、  
 六十五件に達しているが、翌二十二年に七件、  
 二十三年に九件、二十四年に八件と減少し、  
 二十五年（一四四三）の五件を以て世宗時代

忽刺温兀狄哈朝鮮來國表

世宗實錄

年 月 日	衛 名	派 遣 者	被派遣者	人 數	備 考
19, 8, 丁亥	嘔罕衛	乃要昆	舌將介	6	賜鞍馬(世宗19年10月丁巳朔參照)
"	肥河衛	伐兒哥	吾寧忘哈	6	
9, 癸卯	兀者左衛	毛多吾哈			
戊申	兀者左衛	羅邑大	莫只	5	來獻土宜及馬
"	海兒地面	松其羅	苔榮哥	6	"
"		家音間	厚時		"
10, 丁巳朔		加音間	沙羅哈		獻土宜
10, 丁丑			厚伊	9	來獻土宜
20, 正, 丙申			於郎哈	11	來獻土宜
辛亥		市堂哈	安充哈	12	來獻土宜。賜鞍馬衣服
"		月下	阿下大	5	"
2, 乙卯朔		加堂哈	厚時波	5	來獻土宜
3, 乙酉朔		大愁	都乙赤	2	賜鞍馬衣服
"		通吐	蘇里忘哈	3	"
"		加多哥	好心波	2	"
"		都乙市老	伊里忘哥	2	"
"		苔失里	早花	6	"
"		所音中	法提	3	"
3, 庚子			舌乙加茂	2	來獻土宜。賜物有差。
6, 甲戌, 庚辰		沙弄哈	沙弄哈弟	11	來獻土宜
"			也吾時		"
7, 戊子	吾魯河衛		雙管奴	2	"
"	刺郎吉衛	捨籠哈	多不落	3	"
"	亦馬何衛	殺殺	付羊古	2	"
9, 壬寅			也時	7	
10, 丁巳		家音間	沙羅哈		來獻土宜
11, 丙申			毛多吾	5	"
辛丑			監守	9	"
丙午			所郎巨	22	"
12, 辛酉	兀者右衛	桑吉塔	都里也	5	來獻土宜。賜衣服鞍子絛布席子
辛未			毛堂哈	13	賜鞍馬衣服
21, 正, 己丑	兀者衛		都兒也		

4, 癸卯	斡朶倫衛	都隱土	甫也大	来献土物
"	迷塔兒何衛	阿羅孫	阿下	"
"	兀里奚山衛	吾知其	沙伊間	"
5, 戊午	阿舌河衛	阿知羅	所乙非	2 "
"	夫都好衛	也時他	也吾乃	"
"	家下衛	沙充哥	朱赤	2 "
6, 壬午	忽石門衛	油克可	衣成可	賜衣服靴笠麻布
"	撒刺兒衛	甘多	忘乃	"
"	馬刺衛	無札	蒙古道	"
"	塔麻速衛	好心波	毛伊乃	"
"	木興河衛	速申哈	朴時	"
"	兀里奚山衛	兀昇哈	伊沙底可	"
壬辰	兀魯罕河衛	加多孫	也時乃	"
"	卜魯兀衛	沙多吾	昌守	"
"	亦迷河衛	時羅毛	伊弄哈	"
"	和卜羅衛	狂只老	阿羅孫	"
"	朶兒必河衛	於乙巨	也叱大	"
癸巳	兀者左衛	羅邑大	麼氣	"
丁酉	囉罕河衛	那要看	亏將可	来献土物
"	葛林衛	渣的奴	也令哈	5 "
"			者当哈	2 "
"		牙失荅	牙当吉	3 "
"		刺哈	兀長加	2 "
"	兀者衛	忽失苦	十八	"
丁亥(壬寅)	木里河衛	多羅可	大陽可	来献土物。賜衣服靴笠布
"	兀里奚山衛	欽出哈	大愁	"
"	忽忽八河衛	阿当哈	軍有	"
"	把河衛	八兒速不花	所舌多	"
7, 壬申	乞塔河衛	者里	朶令哈	"
"	阿刺山衛	咬納	把郎哈	"
"	把河衛	考兀	刺打	"
"	兀的河衛	忽失粘木	亦令哈	"
"	古里河衛	鬼迷	奴兒非	"
"	葛林衛	伐里哥	把打	"
8, 辛巳	兀里奚山衛	韓的其	阿底哥	"
辛丑	亦馬忽山衛	羅因加茂	阿堂可	来献土物
"	刺麻刺衛	法甫西	奕蒙巨	"
"	古魯渾山衛	波沙羅	太者蕤	"
"	兀川衛	毛都好	達里	"

	"	水万衛	波叱大	加時仇	"
	"	加河衛	所同可	古赤	"
	"	兀此河衛	必樂	義突哈	"
	"	兀也吾衛	孫保	時方巨	"
	"	兀他河衛	舌云甫	斜隱致	"
9,	丙辰	阮里河衛	其方可	舌里底可	來獻土物
	"	伊乙淡河衛	所同可	仇乙好土	"
	"	列門河衛	沙隆阿	大甫下	"
	"	右城衛	失弄可	阿羅孫	"
	"	虛味河衛	者和	阿古里	"
	"	兀者右衛	波乙愁	蒙古	"
	"	兀列河衛	官音奴	多時底可	"
	"	弗朶兀河衛	阿古察	班車	"
	丙寅		於時底巨	君土	8 "
	辛未		卓時	羅下取	4 "
10,	丙子朔	夷山衛	澄可	阿羅豆	
	辛巳			所乙古	2 來獻土物
	"	把河衛	加羅	雄時老	
	"	木京河衛	者音波	月乙下	
11,	乙巳朔	嘔罕河衛	愁下斜弄可	都都市老	11 來獻土物
	壬子			多非羅	2 "
	庚午			下澄介	11 "
12,	庚辰			於巨里	16 "
	"	兀者衛		王忙乃	賜衣服。鞍子
	乙未	納木河衛	伐乙加豆	松古老	來獻土物。賜衣 一盛笠靴
	"	薛列河衛	家乙多茂	加乙愁	"
22, 2,	甲戌朔	碧河衛	羅伊昆	於乙赤	來獻土物
	"		代乙介	忘家阿里	"
	己亥	察河衛	可里甫下	赤乙多	"
	"	古城衛	豆乙古	古乙麼	"
	"	嘉吉河衛	汝乙豆	多時麼	"
	"	吉河衛	臥里大	多里底可	"
22, 10,	庚寅			者里	來獻土物
23, 11,	甲寅		也吾乃	色奇	2 "
	"		於知乃	於里	"
	"		李甫皮羅	帶羅哥	2 "
	"		數吒	煎亮哥	"
	"		垂祿哥	多時底哥	"



	"	得哥	假丁哥	"	
	"	黄加老	倪是	2	"
	"	苦石臘	吉塘哥	"	"
	"	加来	帶壯	"	"
24, 5,	庚申朔		格曾可	14	来献土物。賜衣服笠靴絲布
	庚辰 (己丑)	加弄介	忘家	"	"
	"		仇赤羅	"	"
	"	伊親術	波下多	"	"
	"	"	也時	"	"
10,	癸卯		艾因塔	6	"
12,	丁酉	加籠介	仇赤羅	9	"
	壬寅		教化	"	"
25, 2,	壬寅	吾嘎可	海僧哥	6	来献土物。賜衣服笠靴
	"				
6,	甲申朔	改達蘇	大平	4	"
	丁酉	昌哥老	長家	7	"
11,	癸亥		羅吾乃	"	"
			伐宋	4	"
<u>世 祖 實 錄</u>					
6, 正,	乙酉		照麟可		来献土物
6,	甲戌		亏多可	4	"
11,	庚寅		間都	5	"
	壬辰		軍有	6	"
	丙申		間都	5	"
7, 2,	己卯		照麟可		
9,	壬戌		阿充可	6	来献土物
(10,	癸酉)				
9, 11,	己巳		軍有	3	"
10, 12,	乙未		多伊舍	3	"
12, 正,	乙丑		軍有		
	己巳		時伊可時		
	己巳		毛伊乃		
12,	辛丑		阿充介	4	来献土物
	己未		照麟可	"	"
	丁卯		沙乙古大	"	"
14, 正,	甲申		軍有	5	"

睿宗実録

元, 11, 乙未

阿充介 6 来献土物

成宗実録

睿, 11, 丁卯

者里 2 来献土宜

元, 12, 壬戌

沙乙古大 9 賜物有差

”

阿充介 4 ”

2, 11, 丁卯

阿充介 4 来献土宜

3, 12, 癸酉

洪多伊哈 7 ”

己卯

軍有 13 ”

己丑

者里 6 ”

5, 12, 壬午朔

劍加 9 来献土宜

壬寅

沙乙古大 12 来献土宜

6, 11, 朔丙午

阿充哈 7 ”

18, 2, 丙子

所弄巨 4 ”

19, 2, 丁巳

洪多伊舍 5 来献土宜

20, 12, 辛亥

沙乙古大 10 ”

21, 2, 辛卯

吉堂可 6 来献土宜

22, 正, 己亥

伊時可 8 ”

4, 丁卯

” 8 ”

23, 2, 壬戌

弄巨 7 ”

24, 2, 丙辰

司猛有川 6 ”

25, 正, 戊午

照麟可 10 来献土宜

2, 甲子

沙乙古大 9 ”

庚午

伊時可 6 ”

の忽刺温貿易は終了している。

その後、十八年を経過し、世祖六(天順五

一四六一)年に到り忽刺温人の来朝があり、

そののち成宗時代に至るまで断続的に来朝者

はあったが、もはや世宗時代の頻度には及ば

ない。そして世祖時代以後は、所屬の衛名も

派遣者も記されず来朝者の住地も記されなく

なる。李朝世祖実録(卷二三、世祖七年二

月己卯に)河伊沙吾羅住上護軍照麟可、等

本処都万户と見えろのが、世名の記される

稀な例ではあるけれども、河伊沙吾羅が何処  
 なのか知ることはできない。世祖時代以後に  
 あつては照麟可や軍有のようには、しばしば来  
 朝し大護軍や中祀といった官職を授けられた  
 者もある。これをただ一回の来朝で朝鮮との  
 貿易に興味を失くした世宗時代の忽刺温人と  
 くらぶれば、両者にいちじるしい相違のある  
 ことが理解される。かように考えると世祖時  
 代以後の忽刺温貿易は、世宗時代のそれと系  
 譜的に連続したものは考え難い。恐らく世

祖時代以後の所謂「火刺温兀狄哈」の多くは  
 朝鮮に近接した地方の「兀狄哈」であつて、  
 来朝の目的もまた他に存したのであろう。従  
 つて世宗十九年に始まる「忽刺温兀狄哈」の  
 朝鮮貿易は、同二十五年までの七年間で終つ  
 たと考えたい。

## 第二節補注

① 和田清「明初の満洲経略」日東亜史研究

四 満洲篇、一九五五年、東洋文庫刊、三

四三頁。日東亞史研究の蒙古篇、二二六

頁、参照。

②

和田清氏は嘔罕河の位置を三姓付近にそ

そぐつ富（倭）肯河に比定された。し

かし三姓地方は元者衛や肥河衛の在つた

賓州地方からはあまりに遠く、相互に緊

密な連絡はとり難いので、この比定は疑

問に思われる。和田清の明初の滿洲經略

に曰東亞史研究の滿洲篇、三四三頁。

③

永樂年間におけるオイラーとタタール

との対立抗争については、

田村実造「明と蒙古との関係について」の

一面視し、日史学雑誌四五二卷一号、一九

四一年十二月、一一二六頁。

萩原淳平「エセン・カインの遊牧王国」

日明代蒙古史研究四一九八〇年二月、

同朋舎、京都、四七一―九八頁。

川越泰博「元刺政権に関する一考察」

東方学四三十九輯、一九七〇年三月、八

八一―一〇二頁。などにくわしい。

### 第三節 朝鮮貿易の目的

忽刺温兀狄哈の人々はどのような意圖で朝鮮に來たのであろうか。たとえば兀者左衛人毛多吾哈が來朝した際に「路雖窄矣、我將廣之。路雖短矣、我將長之。率我本土之人、將以順事大國矣」(曰李朝世宗實錄四卷七八、十九年九月癸卯)と稱し、兀者左衛の莫只も「我酋長羅邑太、速時忒哥長子之子也。使我擊奉土宜以獻曰、此為薄物、但表歸順之誠耳。我是以來」(曰李朝世宗實錄四卷七八、十九



年九月戊申と稱してはいるが、もとより朝鮮國に帰順するたみに來朝したものではない。それは口李朝世宗實錄日卷七八、十九年八月丁亥の條に記される嘔罕河衛都督乃要昆の來書に、

我等が地面に貴ぶ所の金銀および馬匹鞍子等物を賜給され、仍ち高爵を授けて遣還されなば則ち乃要昆等はますます前心を改め、殿下が貴ぶ所の物を我等も亦連続して進獻し、永永帰順す。

と稱していはれ、如く貿易によつて金銀馬匹高麗  
を得ることが目的であつた。

貿易を求めると同時に忽刺温兀狄哈はどのよ  
うな品物を朝鮮にもたらしたのであるか。

彼等がもたらした貨物は日李朝実録には  
來献土物と記されるのみで、内容について

の説明は少ない。ただ日李朝世宗実録は卷九

〇、二十三年七月丁巳の條に「但忽刺温兀狄

哈、往往有贈魚膠者、色潔則進上、不潔則備

修嘗中軍器」と記されている。魚膠は什器の

補修用品であつて貴重品ではない。これを以て全般は推し難いが、つ來獻土物中には朝鮮國が必要とする品物はなかつたのではあるまいか。土物には毛皮も含まれてゐたと思ひやるが、この頃の朝鮮國では特にそれを必要とする社会的流行もなかつたのであろう。又彼等が賣却を目的として馬匹をもちたりたといふ徴證もない。

朝鮮末朝の忽刺温人は、鞍馬の賜與を強く

望んだ。この事は日李朝世宗實録四卷八七、

二十一年十一月壬戌の条の兵曹判書皇甫仁等

の啓に「愁下沙籠介書契、辭雖悖慢、然中國  
 之於夷狄、猶且不責、今其志專在於得馬」と  
 あり、二十一年十二月庚辰の条の元者衛阿下  
 歹の啓に「去年小人遣管下、朝于大國、厚受  
 賞賜。今又小人親來者、蓋欲受鞍馬也」と見  
 え、如くである。忽刺温人が鞍馬を強く望ん  
 だのは、それを以て朝鮮國から厚遇を受け  
 証しとして、故郷に持ち帰る爲であつたろ  
 う。①  
 忽刺温人に封する鞍馬の賜與は、世宗十九  
 年十月、嘔罕河衛の弓將阿、吾寧志哈等が帰

国するさい、會長乃要昆、伐兒哈等の贈物  
 として鞍馬が托されたことに始まる（口李朝  
 世宗実録 卍卷七九、十九年十月丁巳朔）。このとき  
 朝鮮国政府は啓して、もし馬匹を賜ふすれば  
 忽刺温の來請者が増加して不勝之弊へまぢが  
 いしもあるうとして世宗を諫止した。しかし  
 世宗は、一年の内に仮に予め三十余件を備え  
 しむればこれに応ずべし。もし国用を以てし  
 るも足らざれば士大夫等も一々応分の支出を  
 なさしめ忽刺温人の賞賜に充當せしめよ、と

言っている。忽刺温人との貿易に国家の面目  
 をかけた強い決意がうかがわれる。乃要昆等  
 へはもとより世宗二十年正月辛亥に来朝した  
 安克哈、阿下大や、同年三月乙酉朔に来朝の  
 都乙赤、同年十二月辛未に来朝の毛堂哈等にも  
 鞍馬衣服などが与えられたのは、世宗の方針  
 が貿易の初期には生かされていたことの反映  
 であらう。

しかし鞍馬の賜與は、世宗二十一年十一月  
 嘸罕河衛の愁下沙籠介へのそれを最後におこ

なわれなくなり（曰李朝世宗實錄口卷八七、  
 二十一年十一月壬戌）、その後の来朝者には  
 ただ衣服・笠靴・麻布・鞍などを支えられた。

、充分の数の馬匹を準備できなくなった

これは忽刺温人への接待費が増えた為であろ  
 う。世宗二十年二月、世宗は咸吉道都節制使  
 に伝旨し、丁忽来者甚衆、則其供億之費不貲。  
 卿知此意、好謀布置、忽刺温上来之時、其酋  
 長支党爵秩高下、部落强弱、細聞並達、其不  
 宜上送人、則卿於其処、隨宜慰遣（曰李朝世

宗實録 卷八〇、二十年二月乙卯朔と稱し  
 ていゝから、接待費の不足はすでにこの頃現  
 われていたと察せられる。  
 その頃の朝鮮には、忽刺温人の求めに応じ  
 得る程の馬匹は保有していなかつたと察せら  
 れる。末松保和氏の研究によれば、<sup>②</sup>高麗末期  
 から李朝初期に至る三五年間に、耽羅を主産  
 地として約六万匹の馬が明国に輸出されたとい  
 う。これは朝鮮に余つた馬匹を輸出したとい  
 うのではなく、とほ—い中から徴募に依り



たといこのが実情であつた。忽刺温兀狄哈と  
 の貿易の始まる以前に、すでに朝鮮国には牡  
 馬の優良なものほとんど見られなくなつて  
 いたことが、李朝世宗實錄四卷四八、十二年  
 四月丁亥の条の司僕提調の啓に示されてい  
 る。このよきな現象は、國初の馬匹の強制的徴  
 募と無関係ではないであらう。このとき世宗  
 は、幹朶里、兀良哈部の女真人に雜物を給し、  
 達達の牡馬を輸入するよう裁可したが、この  
 ことに示されるように、世宗時代の朝鮮にあつ

ては、女真馬に対する需要がむしろ次第に顕著になつていたのである。やや時代は下るが世祖十二年九月、兵營は防禦の最も緊要な五鎮に戦馬の留養されていないことを指摘し、五鎮において綿布を納めさせ、時価に従つて女真馬を買入れよう求め、裁可されたり。

へ日李朝世祖実録口卷三九、十二年九月己卯、成宗二十五年四月、女真帰化人童清礼が、

清州に良馬を産せず、国王の乗馬も得難いと、ころから、女真の「有色体大雌馬五十余匹」を

進上せしめ、京畿の一島に放牧して蕃殖せし  
 めるよう進言した。曰李朝成宗実録四卷二八  
 九、二十五年四月丙戌。かように朝鮮国側  
 にこそ女真の馬に対する需要が存したのであ  
 った。忽刺温人の来朝した世宗二十年代にあ  
 ったのは、彼等の馬匹の要求には朝鮮国は到底  
 応じ得ない状態にあった。別章に説く如く馬  
 價は明国の方が高價であったから朝鮮国では  
 商品とはなり難く、朝鮮馬の輸入も困難であ  
 り、その他にも有力な商品は未だ現れなかつ

たから、明代前期には朝鮮國と忽刺温兀狄哈  
 兩者の貿易を恒常化し永続させる條件は存在  
 せず、兩者の貿易關係は急速に終焉に向かっ  
 た。

### 第三節補注

①

大國に帰順 (dahame jimbi) して来た者に金銀  
 鞍馬等を與えることは、たとえは日滿文老檔  
 口太宗七、天聰元年七月五日の条に、セクエ  
 ン・ジヨリクト等の来帰して蒙古諸王に太宗  
 が鞍 (enggemu) と轡 (hadala) をつけた馬を与え  
 たと記され、同書天聰元年十二月十六日の条

に、來歸したタイマンのホン・バトル等に太  
 宗は真珠・金銀・蟒緞・貂皮などを与えたこ  
 とが記され、同書天聰二年五月二十三日の条  
 に、來歸したフルハ因の四大人に太宗が來朝  
 の禮 (jike doron) で鞍轡を置いた馬や緞衣、  
 などを与えたことが記されている如く、清朝  
 初期にもかこなやれたいた慣行で、明代の女真  
 族の肉ごも同様の習慣があつたものと察せら  
 れる。従つて忽刺温兀狄哈が帰順の爲~~の~~來朝と稱  
 し鞍馬の賜與を願ひ高爵の授與を要求したの

は一種の儀礼的行爲であつて貿易活動ではない。しかし條件さえととのえれば馬貿易も可能であつた。

②

末松保和「麗末鮮初に於ける対明関係」

曰京城帝国大学文学会論纂口一〇、一九

四一年十一月、京城帝国大学文学会、一

一、二〇八頁。または曰青丘史草口第一、

一九六五年刊、二九五—四八五頁。

The image shows a large grid of 20 columns and 20 rows. The grid is composed of solid lines forming the outer border and dashed lines forming the internal cells. On the left side, there is a vertical margin. Within this margin, there is a small dark rectangular mark near the top and a horizontal line near the bottom. The grid is otherwise empty.

第四節 朝鮮貿易の終焉

忽刺温兀狄哈に對する朝鮮の賞賜は何時頃  
 から貧弱になつたのであろうか。世宗二十一  
 年七月の世宗の伝旨に、嘔罕河衛の兀將哈が  
 者当哈等八人とともに來朝したが、賞賜の品  
 が也吾時等に對するそれと較べて貧弱であつ  
 たことを不満とし、帰途会寧地方で掠奪をお  
 こなうと言つた、と見えるから、恐らくこの  
 頃からのこととであらう（日本李朝世宗實錄四卷  
 八六、二十一年七月戊申）。その上に世宗二



十一年十月、世宗は「本国は土地広からず。穀帛に限りあり。有限の物を以て無窮の旅に及ぶは難し」として来朝者に制限を加え、印信書契所持者に限り来朝を許可し、印信なき者は入国を拒絶するよう金宗瑞に下命した。一日李朝世宗実録口卷ハセ、二十一年十月癸未。このため忽刺温兀狄哈の入朝を許されず。た者はもとより、入国を拒まれた者にも、不滿がひろがったと察せられる。

そもそも朝鮮国政府は、忽刺温兀狄哈との

貿易の初期には、東朝人数の多少や書契印信  
 の有無を不問にふし、すべて入国を許可し、  
 要求に応じていたが、その後、撒力衛都指揮  
 沙乙工介の書契および木忽刺衛指揮毛当介の  
 書契に克黙而河衛の印章を借りて押していた  
 ことがあきらかとなり、また湖寧衛指揮於時  
 応巨、加弄巨、阿吾等は元朝時代の蒙古の印  
 信を持参している事実がわかったので、世宗  
 は守辺諸將に指回して印信なき者の入国を拒  
 絶するよう金宗瑞に下命したのである。

これまでも忽刺温兀狄哈には印信書契を  
 持参しない者が多かつたと察せられる。それ  
 は彼等の自稱する衛名と曰大明実録に所載の  
 衛名とが一致しないからである。たとえば曰  
 朝鮮来国表に記す刺郎吉衛、亦馬何衛、吾  
 魯河衛、阿弓河衛、夫都好衛、家下衛、馬刺  
 衛、刺麻刺衛、兀川衛、水萬衛、加河衛、兀  
 此河衛、兀他河衛、伊乙漢河衛、奎味河衛、  
 古城衛、嘉吉河衛等は、いずれも曰大明実録  
 に所記の衛名とは異なる。これは恐らく彼等

が正式の勅書を持参せず、ただ何某衛人と自  
 稱したために、朝鮮国人書記がこれを音訳し  
 て書き留めたためと察せられる。たとえ勅書  
 を持参した者でも、持参人が果してその衛の  
 成員であつたかどうか疑わしいことがある。  
 たとえば世宗二十一年七月壬申に記される古  
 里河衛指揮僉事鬼迷は、曰大明宣宗実録四卷  
 四〇、宣徳三年三月癸卯の条に「古里河等衛  
 指揮僉事鬼迷等来朝。奏願居遼東自在州。賜  
 金織褰衣絲幣鈔布。仍命遼東都司。給房屋器

四等物、如例と見えるから、宣徳三年（一  
 四二八）以後は遼東の自在州に寄住しており  
 世宗二十一年（正統四、一四三九）には古里  
 河衛にはいなくなつた筈であるから、鬼迷に派  
 遣されたたと稱する奴兒非は古里河衛人であつ  
 たかどうか疑わしい。曰李朝実録曰大明実  
 録曰双方の記事を対校して衛名と派遣者の実  
 在がたしかめられた場合でも、被派遣者は曰  
 大明実録口中にその名が現われない場合が多  
 い。彼つて忽刺温人の中には他衛の勅書を何

等かの手段で入手して来朝した者もいくばくは存したと察せられる。

かように朝鮮に入国を許された者でも、賞賜が減ったために不満を抱いたが、まして遠路来朝したにかかわらず書契不携行の故を以て入国を拒まれた者は、深く朝鮮国を怨み、党をなして不穩な態度を示し始めた。世宗二十二年二月、咸吉道都節制使金宗瑞は、忽刺温の毛都古・那伊寛等が閔延に来寇しようとして、いることを報じた。曰李朝世宗実録四卷

八八、二十二年二月辛卯。そこの警告  
 の如く同年四月、嘔罕河衛の愁下斜弄可等は  
 二百八十余の兵を率い閭延に来寇し、農民一  
 人を射殺し婦女二人を掠奪したといふ。曰李  
 朝世宗實録四卷八九、二十二年六月丁亥。  
 この事件を契機として、朝鮮国政府も忽刺温  
 人との貿易を継続する意欲を失うに到つたと  
 察せられる。

世宗二十四年五月、忽刺温兀狄哈加弄介の  
 子の志家と伴人仇赤羅、毛都好の子の波下多

その伴人也時等の四人が朝鮮に来朝した（曰  
 李朝世宗實錄四卷九六、二十四年五月庚辰）。  
 たまたま朝鮮に来ていた建州女直の浪得里ト  
 バ彼等に遇い、忘家は加籠介の子ではなく、  
 以前に入寇した沙籠介の才二子の多籠介であ  
 った、目下変名して来朝したものと礼費に密  
 告した（曰李朝世宗實錄四卷九六、二十四年  
 五月己丑）。重臣等の中には、忘家を質とし  
 て終身京中に拘留するよう提議する者もあつ  
 たので、密告者得里トを審問したところ、得



里トは、愁下沙籠介の長子は五年前に李滿住

の部落を襲い李豆滿に殺されたが、次子多籠

介は父沙籠介に隨從して李滿住部落に來た。

その多籠介が忘家であると答えた（曰李朝世

宗實録口卷九六、二十四年六月辛卯）。

六月三日、忘家は得里トと対決させられた

が、忘家は沙籠介の子ではなく加籠介の子で

あることを主張し義禁府に收監された。四日

および五日も訊問がつづけられたが確證が得

られなかつたので、廷議の後、波下多と仇赤

羅の二人は本土に還らしめ、志家と也時とは  
 身分にフイこの確證が得られるまで拘留する  
 ミととなり、両名とも太平館に送られた（曰  
 李朝世宗實録四卷九六、二十四年六月壬辰・  
 癸巳・甲午・乙未）。六月十日、波下多と仇  
 赤羅は本国に旅立った。そして世宗二十四年  
 十二月癸巳、仇赤羅は志家と也時を救うべく  
 忽刺温元狄哈加龍介の親書を携え朝鮮に本国  
 へ来た。曰李朝世宗實録四卷九八、二十四年十  
 二月癸巳の条に記される次の加龍介の親書は

忽刺温兀狄哈から朝鮮國に送られた公式文書の最後のものである。

忽刺温弓知介加籠介、復遣仇赤羅、賈書契

来。其書曰、曾遣第二子忘家与仇赤羅、進

献土物。國家聽人虚言、指为沙籠介之子而

拘留。小人姓名与衛名各異、極為悶悶。与

諸弓知介及伊親衛指揮毛都吾、於虚衛指揮

羅昆、渭水边居住、甫堂介等會議、修送書契、

且伊時衛也時、并見留。其妻子亦为至悶、

今回来波下多、得病深重、未得還送、以指

揮多車吾代送、願加護持。

伊親衛は元者衛、毛都吾は元者左衛の毛多吾  
 哈・未答忽・木答元・毛都好であろし、於  
 虚衛は嘔罕河衛、羅昆は乃要昆、渭水は恐ら  
 く伊通河を指すと思われ。朝鮮国政府は来  
 書に慎重に封処した。忘家と也時は仇毒羅と  
 ともに帰国せしめられた。帰国の時期はあま  
 りかでない。忘家拘留事件の後、忽刺温元狄  
 哈の来国は数件を教えるに過ぎない。

第六章 景泰・天順年間（朝鮮世祖時代）  
の女真の対外関係

はじめに

前章においてわたくしは、明初以来正統末年までの女真の対外関係を論じたが、本章ではこれにひきつづき成化年間にとりままでの女真の対外関係を論じたい。朝鮮の世祖へ在位一四五五—一四六八は儒教的徳治思想に心酔し「字小之義」を稱え、女真人を臣下とし

て膝下に從えることを理想とし、積極的に女  
 真人の來朝をうながした。しかし朝鮮國が女  
 真人に官職を敍授したことを明國にどかめら  
 れ、<sup>レ</sup>朝廷とはりあうものしと<sup>レ</sup>叱責され  
 た。このため女真と朝鮮との交通は再び途絶  
 えた。

### 第一節 字小主義

魯山君三年閏六月十一日、領議政首陽大君  
 璪は、右議政韓確等と宮闕に進み、六曹判書  
 等と賓庁に會議し、惠嬪楊氏・尙宮朴氏・錦

城大君瑜等を謀私の罪をもつて流配に処すこ  
 とに決し、鄭麟趾等をもつて魯山君に迫り、首  
 陽大君瑑に位を譲らせた。ここにおいて首陽  
 大君瑑は百官を率い勤政殿に詣り、禪を受け  
 た形式にして王位に即いた。世祖である。  
 世祖は治世をはじめに当り、女真人の招  
 撫に積極的意欲を示した。世祖がどのよう  
 な意圖をもつて女真人の招撫をすすめたかは、  
 瑞緒的にはすでに日魯山君日記の二年正月戊  
 午の條に次の記事にあらわれてゐる。

時世祖、以務農興學、養兵爲事、期於控弦  
 百万、威制夷狄、習陣訓兵。倭野人皆慕悅  
 威德、爭來朝見。

倭人および野人が世祖の威徳を慕い、争ひ  
 来りて朝見すとは、世祖を儒教的徳治思想に  
 根ざす理想的君主に擬した記述であつて、世  
 祖の直接の発言ではないが、実録記者が世祖  
 の理想とするところに即して記した一文であ  
 る。世祖の地位は、中国的天下觀よりすれば  
 一冊封國の首長に過ぎない。——か——彼は一冊



封国の朝鮮国王の地位にありながら、女真の  
 首長等とは対等の外藩の首長の地位を脱し、  
 女真首長とは次元を異にした高次の政治的立  
 場に立ち、夷狄を膝下に従えることを理想と  
 し、その実現をめざして来た。世祖のこゝに  
 た主張は世祖三年七月、咸吉道都節制使郭連  
 城へ与えた諭書にも明瞭に示される。曰李朝  
 世祖実録四年七月庚寅の條に次のように記  
 される。

諭咸吉道都節制使郭連城曰、野人倭人、俱

為我藩籬。俱為我臣民。王者等視無異。或  
 用為力、或用為聲、不可以小弊拒却來附之  
 心。予即位以後、南蠻北狄、來附者甚衆。  
 皆願為我子、此天所誘也。非予智力。但來  
 往駭路、有弊國家、支持難繼。以時宜授卿  
 方略、如左（以下略）。  
 世祖はこうした政治的立場、すなわち野人  
 倭人をわが臣民となし、その土地をわが藩籬  
 とよび、夷狄をわが子として撫恤する立場を  
 「字小之義」と呼んだ。字小の義とは小者を

いたわりはぐくむとらう意で、事大之礼を逆  
 の立場から言つたものである。曰李朝世祖実  
 録正卷一二、四年四月庚午の條に次のように  
 記される。

大抵野人、一以仰中朝、一以仰我國。故夏  
 月來叩。彼即不廢事大之礼、我当撫以字小  
 之義、卿其知悉。

「字小之義」すなわち夷狄を撫恤すること  
 は、明国皇帝のみが持つ特権であつて臣下の  
 何人にも許さるべき行爲ではない。従つて世

祖の理想とするところを推しつめてゆけば結局は明國との衝突を余儀なくされるものであつて、早晩にうした朝鮮國政府の對外施政方針には轉換を予想させられるものがあつた。

さて世祖は元年十一月、まず咸吉道都節制使楊汀に下諭し、從來野人上京者規制のために設けられていた定額に拘泥せず、上京希望者は分運上送するよう下命した。ことに骨着元狄哈の無澄介・照郎哈等はさきに節制使金文起により上京を阻止されており、また都乙

温・浪孛兒罕・速魯帖木兒等の諸酋長も上京  
 を拒絶されていたら、彼等の入京を誘うた  
 め、あらかじめ世祖の意の存するところを諸  
 酋に諭せしめ、その他の女真人に上京を  
 願う者は、迷劣無用の者を降き、定額に拘わ  
 らず分遣上送せしめることとした（曰李朝世  
 祖實録四卷二、元年十一月戊寅）。

世祖の招諭に応じ、元年十一月・十二月には  
 三百有余名の女真人が相ついで来朝し、土物  
 を献じ世祖の登極を慶賀した。元年十二月十

四日、世祖は慶會樓下に御し、倭人・女真人  
 を引見し、爵秩の高下および部落の強弱によ  
 り女真人を三等に分ち、一等の浪李兒罕等  
 五人には鞍馬刀子有環細糸藥囊を、二等の李  
 多弄介等六人には各馬一匹角弓有環細糸刀子  
 藥囊を、三等の柳乃也等五十人には各青紅綿  
 布各三匹刀子有環細糸藥囊を賜わった（曰李  
 朝世祖實錄 卷二、元年十二月乙卯）。さき  
 に李思哲がおこなった調査の成果がここに生  
 かされてゐる。① また骨着兀狄哈金哥羊介を何

多山等処都万戸に任じたほか、豆満江北岸の  
 女真人にまで都万戸・副万戸等の官職を賜わ  
 った（曰李朝世祖実録四卷二、元年十二月庚  
 午）。世祖二年正月には、世祖の即位後、初  
 の新春を慶賀するため、東北境の甫乙補・無  
 乙界・東良北・斜地・常可下・南羅耳・伐引  
 ・愁州・蒲州・阿毛端・会春・董春・甫乙下  
 ・吾音会・無乙界といった諸地方からの女真  
 人來朝者が相継いだ。朝鮮国政府は各部落の  
 主だった者四十数名を所在地の都万戸・副万

戸等に任じまいる（曰李朝世祖実録四卷三、  
二年正月己亥）。

世祖の即位と、それにもない世祖政權が  
示し始めた女真人招撫の積極化は、遠く婆猪  
江地方の建州女直の人々にも伝えられたので  
あろう。世祖二年二月には建州衛李滿位・建  
州左衛童山・右衛都督童羅郎只等が朝鮮に遣  
使來朝した（曰李朝世祖実録四卷三、二年二  
月壬寅・癸卯）。童山は童倉、童羅郎只は童  
納郎哈である。二月五日、世祖は思政殿に御



の開路には反

し李満住の子息李豆里等三十一人を引見し賓

方に饋した(口李朝世祖実録口卷三、二年二

月甲辰)。

李豆里は帰国にさいし咸吉道經由の上京は道

途遙遠であるから平安道の旧路を開かれれば

農月でも来朝しようという李満住の希望を伝

え、平安道上京路の再開を懇請した。平安道

村の者も多かつたが、三世祖は二年七月、承政

院に伝旨し平安道親察使に馳書せしめ、李満

住・童倉等が平安道より上京を要請すれば阻

止せず館待し護送上京せしめ、もし李滿住等の東國時期が明國使節の帰國時に當つておれば、彼等を深処に停留せしめ、明國使節の渡江帰國を待ち上京せしめよ。この事を明使にいらしむるなかれと伝旨せしめた（日李朝世祖實録四卷四、二年七月己卯）。明國の対応を考慮しつつも、建州衛からの使節来朝の類繁化にもない、世祖の女真人招諭の意欲も次第に積極化していることを理解することか

てきる。

所謂「北狄」が君主の威徳を慕い、あらそ

った来朝するとは、儒教的徳治思想に心酔  
 した世祖の理想とするところであつたが、世  
 祖のこゝした交隣策は、一面では北辺居民の  
 犠牲の上に成り立つていたから、女真人護送  
 による駆路の疲弊、接待費の不足が深刻化す  
 るにつれ理想の追求にのみ専念するわけにい  
 かなくなり、二年九月、楊汀に下諭し、女真  
 人酋長の入京のさいに從者の数を制限するよ  
 う下命した（日李朝世祖実録四卷五、二年九  
 月乙酉）。交隣の実績を保ちつつ出費のみは

抑制しようとはかつたものと察せられる。と  
 ころが揚汀は下命に忠実なるあまり、酋長の  
 員数にまで制限を加えたため女真人來朝者が  
 激減した。そこで世祖は二年十一月、制限を  
 嚴重に過ぎれば女真人の怨恨を生むことにな  
 ろうから、ほどほどにせよと揚汀に下諭し（  
 日李朝世祖實錄正卷五、二年十一月癸酉）、  
 揚汀に上京を阻まれた忽剌温兀狄哈および近  
 境の女真人に使者を送り、都節制使は朝廷の  
 意を知らずして汝らの上京を許さざりき。

王はこれを知り都節制使を責せらる。汝らはただちに上京すべしとの世祖の意向を伝えるよう都節制使楊汀に下命した（曰李朝世祖実録五卷五、二年十一月丙戌）。世祖三年正月、前年にもまゝて多くの女真人が朝鮮王室に來賀したのは、朝鮮国政府のこうした熱心な勧誘を反映したものである。

世祖四年正月、建州右衛の首長羅郎可（納郎哈）と左衛首長童倉の使者が賀正のため朝鮮国に遣使來朝した（曰李朝世祖実録五卷一

一、四年正月甲戌・己丑。彼等は二月十九日帰国したか、平安道を經由して帰国を許されたと思われる。それは世祖四年四月、世祖が平安道節制使觀察使に与えた諭書に「かつて下諭し李滿住・童倉等の帶來せる野人を送りしめしは云ふ」と記されるからである。

二の諭書には、世祖が建州衛人の來朝をどのように考えたりしたかがよく示されてゐるので、次に記しておきたい。

李朝世祖實錄 卷一二、四年四月庚午、諭

平安道節制使觀察使曰、曾下諭、令送李滿

伴・童倉等帶來野人。予非不知馭路之弊。  
 此人等皆遠來叩閔、不可過其來附之誠。非  
 徒李滿住童倉、其他亦然。如不得已、則約  
 其謙從、厚待上送。有請糧者、托以非辺將  
 擅便。無已則給其小許。且挾帶弓矢者、勿  
 禁。大抵野人、一以仰中朝、一以仰我國。  
 故夏月來叩、彼既不廢事大之礼、我当撫以  
 字小之義。卿其知悉。

ここに事大の礼の大とは朝鮮を指してゐる。  
 また仰という語は中国と朝鮮に對して全く同様の舌  
 子で使われてゐる。すなわち女真人は中国を

仰ぐのと全く同様の事火の礼を以て朝鮮を仰  
 りており、女真人が事火の礼を廢しないうえ  
 は朝鮮国も字小の義を以て撫恤すべきである  
 との判断であつた。

世祖四年四月、建州衛の李豆里・王三哈・  
 趙豆乙於等七人が來朝した（曰李朝世祖實錄

卷一ニ、四年四月癸未）。李豆里は李滿住  
 の次男である。また李滿住の子の伊澄巨も六

月二十六日來朝した（曰李朝世祖實錄卷一三、四年六月壬午、

あたかも李豆里・伊澄巨の來朝にうながさ

れたかの如く、建州衛人の來朝が頻繁化した。



世祖四年七月二十五日、凡磨の子甫下土等七  
 人が来朝し（曰李朝世祖実録口卷一三、四年  
 六月庚戌）、二十六日には李満住の子阿具が  
 （曰李朝世祖実録口卷一三、四年六月辛亥）、  
 二十七日には童倉の使者多陽哈、および羅郎  
 可の使者が来朝し土物を献じ（曰李朝世祖実  
 録口卷一三、四年六月壬子）、二十八日には  
 李満住の子古納哈も従者をししたがえ来朝した  
 （曰李朝世祖実録口卷一三、四年六月癸丑）。  
 そして八月七日、李古納哈は知中樞院事に、  
 李阿具は同知中樞院事に任せられた（曰李朝

世祖實錄 卷一三、四年八月壬戌。

以上のような経過を経て朝鮮国は李古納哈と李阿具に授職したのであるから、建州女直との間に小規模ながら擬制的冊封体制が成立したと考えてよいであろう。こうして兩國の国交が正常化し、人物の往來の門戸が開かれ、貿易が恒常化する政治的環境がととのいつつあつた。これによつても理解されるように、兩國間に貿易の爲の門戸が開かれる爲には、まず女直が朝鮮を君主と仰ぎ事大の礼を尽す

ことが要件であつて、両者が対等の立場に立つて公然と貿易関係を維持することは考えられないことであつた。

### 第一節補注

① 來朝の女真人を接待するにさいし、女真人の序列に適切な配慮を欠けは思ひぬ紛糾も生ずる。不慮の混乱を避けるため朝鮮国政府では接待の勞に當る礼曹の要請により、女真人の勢力調査をおこなひ、女真在地勢力を朝鮮堂

上の序列に反映させることとなった。魯山君

三年正月、咸吉道都体察使李思哲は、元良哈

・幹采里・骨者兀狄哈・火刺温等の部族の酋

長以下の人員および部族勢力の实体を調査し

詳細に報告するよう魯山君から下諭されたが

(口魯山君日記 丑卷一三、三年正月戊午)

むとより首陽大君璩の方寸より出たことであ

る。下命の数日前に咸吉道都体察使に任せられ

たばかりであったが、李思哲は都節制使と同

議のうえ現地へ赴き、火刺温・愁湓江・具州

等諸地方の兀狄哈を除き、兀良哈・斡朵里・  
 骨着兀狄哈等諸部族の女真人につき調査を實  
 施した。李思哲は二の調査で女真人を所在部  
 落での勢力に即し一等以下四等に分ち、各  
 部落の酋長とその家族構成、部落を構成する  
 成員の姓名等を詳細に記している。調査の対  
 象となった部落は五十余をかぞえ、調査の範  
 囲は遠くは慶興・慶源や豆滿江封岸の女真諸  
 部落にまで及び、範圍の廣さと内容の精密さ  
 からいつて当時としては画期的調査であった

(四) 魯山君日記 四卷 一三、三年三月己巳

二の李思哲の調査記録に「フ」は旗田魏氏の

「吾都里族の部落構成」に「フ」は歴史学研究所 五卷  
 二号、一九三五年十二月、八三—一一四頁、  
 がある。

第二節 字小主義の挫折

世祖四年九月二十三日、建州右衛の首長童倉が来朝した。先に世宗二十一年正月、彼が来朝して以来、約二十年が経過していった。九月二十七日、童倉は十三人の従者を従がえ世祖に扈從して土其山に覬獵した（曰李朝世祖实录正卷一四、四年九月辛亥）。十月二十二日童倉は王素を辞して帰國の途についた。世祖は童倉を引見し童倉の子の知方哈に馬一匹・刀・薬等を賜ひ、父子に酒を進め後苑に御し親射せしめた。

(可李朝世祖實錄四卷一四、四年十月丙子)  
 ごく普通の女真人來朝のさいは、笠靴等を与  
 えられて帰国させられることが多いが、これ  
 等と較べると童倉等に与えられた賜物が如何に  
 破格であったかが理解される。

世祖五年正月二十五日、建州諸衛から李豆  
 里・甫下土・老胡赤等七名が朝鮮国を訪問し  
 土物を獻じた(可李朝世祖實錄四卷一五、五年正月戊申)。

童倉・李豆里等が世祖に謁し、朝鮮国から  
 これまでにない厚遇を受け華美な賞賜を得て  
 帰還したことは、建州諸衛の部落民にとつて  
 もめざましい事件であったと察せられる。建



州衛都指揮李兀哈と童火你赤が二の二とを遼  
 東總兵官に報告したのには、朝鮮入朝を許され  
 なかった一部部落民の羨望と不満とを反映  
 したものであろう。彼等は遼東總兵官に「都  
 督童倉今秋到朝鮮。朝鮮國王毎日賜宴、又賜  
 鞍馬衣服弓劍。度其勢、必有招撫之意」と訴  
 えている。「招撫之意」とは、表裏をわが子  
 として撫恤する意で、中國の皇帝以外には許  
 されない行為と考えられていた。このため總  
 兵官も穩便に処置し難くなつたのであろう。

彼は李元哈に情報の出所と賞賜の物件を確認  
 したのち、経歴修成を童倉のもとに遣り実情  
 の調査に当らせ、またこのことを明国の英宗  
 に奏達した（日李朝世祖実録巻一五、五年  
 二月己巳）。

英宗はただちに朝鮮国への勅諭を草し、陳  
 嘉猷をして国王に送つた。この勅諭は日大明  
 英宗実録巻三〇〇、天順三年二月乙亥の條  
 に記されるが、<sup>①</sup>これによれば明国が朝鮮国を詰問した理由は、

(1) 朝鮮国が未だ嘗て外人と交通したことが

ないにもかかわりず建州三衛の都督等が国王に私謁したと、(2) 彼等が俱に賞賜を得て帰つたこと、の二点になつてゐる。朝鮮国が未だ嘗て私に外人と交通せずといふのは、明国が事実を知らなかつた為であらうが、しかし冊封国間の私交の禁令は嚴に存してゐたこととがわかる。しかし明国が詰問した論点は以上の二点のみではなかつた。

世祖は勤政殿に受勅行礼し陳嘉猷のため茶礼をおこなつた。その席で世祖は、李滿住の

子等は人面獸心にして、來國を許さなければ、辺  
 患を生ずるので、やむを得ず接待したのであ  
 ると弁明した。これに対し陳嘉猷は次のよう  
 に論じている。

曰李朝世祖實錄正卷一六、五年四月己未（

上略）嘉猷曰、朝廷亦知、此輩易生變端。

此輩與畜生一般。今年受職、明年又欲受職。  
 欲心無窮。朝廷所知、但朝廷之意以為、此  
 二人曾受朝廷都督職事。殿下又加授職。於  
 理未安。只此一節而已。今奏本書某人、於

某月日、來受某職及某某賞物。某日回去、  
 明白具聞。朝廷當勅彼人等勿復交通。彼人  
 不敢更來則便是朝鮮之福也。(中略)嘉猷  
 曰、聞古納哈授正憲大夫職事、童山改名童  
 倉、亦授正憲大夫。如此授職者、不止二人、  
 亦須載諸奏本。

理に於て安からざることは、二人が明國都督の  
 職事を受けた者であるにかかわらず、朝鮮國  
 王が官職を授けた<sup>と</sup>た<sup>ら</sup>だ<sup>に</sup>この一節のみである  
 と言っている。こ<sup>う</sup>した重大なことが勅書に

は記されず、陳嘉猷の發言にはじめ、現われ  
 るのは何故であらうか。恐らく授職の事實は  
 彼が朝鮮到着後はじめて聞いたニとて、勅書  
 の書かれた頃は知られていなかつたのであろ  
 う。そして授職の事實は、勅書に示されるニ  
 点よりもはるかに重大であつたので、陳嘉猷  
 のこゝろに發言となつたものと察せられる。  
 彼と通事王軌等は四月十五日、帰国した。明  
 國使節が帰国すると、世祖は咸吉道都体察使  
 申叔舟・都節制使楊汀に下諭し、諸種野人に

対し来国を見あゆせよと伝へさせた（曰李  
 朝世祖實錄四卷一六、五年四月丙寅）。  
 朝鮮国政府は四月十六日、使曹參判曹錫文  
 ・仁順府尹權摯を奏聞使とし、明国に遣つた。  
 彼等の捧持した奏本には陳嘉猷のもたらした  
 勅諭の節該が謄写され、次に宣徳八年（世宗  
 十五年）閏八月十日、明使孟捏可來の来国以  
 後の女真と朝鮮との外交交渉に關する明国皇  
 帝の勅諭の中、「隣境を輯和せよし、撫恤を  
 加え女真人を以て安生樂業せしめよし、旧怨

を釈き、ゆるして以て之を撫せしなど、明国  
 が朝鮮国に、女真と融和するよう勸説した個  
 所が引用謄写され、古納哈・李豆里・童倉等  
 の来出国の月日が詳記してある。賞賜の物件  
 については「本国故事衣服鞍馬等物」を、女  
 真人の求むる所に「たがい量宜給」と記  
 し、明国が最も関心を寄せている官職の授與  
 については記されていない。その末尾に、朝  
 鮮国は李滿住・童倉とはもとより讎嫌が存し  
 たが、彼等が過を悔い自来したので朝鮮国は



拒絶し難く、已むを得ず北和東交しせるの  
 み、いま勅諭を承け倍増惶悚し、身をおくに  
 地なし。以後彼等が來國を懇請しても拒み  
 納れず、明降に仰副せん、と記されてゐる。  
 日李朝世祖實錄口卷一六、五年四月丁卯。

明國使節陳嘉猷・王軌の朝鮮來國と時を同  
 じくして、四月八日、明國は武忠・佟成等を  
 建州衛に送り、李滿住等に勅書を降し朝鮮國  
 との私通をいまいめ、今後は朝鮮國の招待に  
 聽從するなかれと嚴命した（日大明英宗實錄

匹卷三〇一、天順三年三月甲申。武忠は古  
 納哈・童倉等が明國に叛き朝鮮に歸順したこ  
 と（「ハ」叛中朝、歸順朝鮮）を責め、朝鮮か  
 う受納した物品につき質問した。建州女直が  
 朝鮮國と通交したことが、明國への背叛とな  
 ると明國では考えていたことが理解される。  
 武忠の帰國にさいし、建州衛都督同知古納哈  
 ・建州左衛右都督童倉・建州右衛都督同知納  
 郎哈、および李滿任の名代阿古乙が、子弟各八人を連れ出て出  
 發し（「ハ」日李朝世祖實錄匹卷一六、五年五月辛

丑)、天順三年(世祖五)五月、明國に入朝  
 した。朝鮮國と彼等との往來については、兵  
 部尚書馬昂を通じ、輕い叱責が加えられたの  
 で許された。兵部尚書を通じたのは、建州諸  
 衛が兵部の管轄する所であつたからであらう。  
 しかし彼等が希望した陞職は許されず、朝鮮  
 國から賜物を受領しなかつた右衛の納郎哈の  
 みが明國への忠誠を嘉賞され、右都督に陞任  
 させられた(曰大明英宗實錄 卷三〇四、天  
 順三年六月辛亥朔)。建州衛人の朝鮮往來を

明国に密告した建州左衛李翰思すなりち曰李朝実録に所謂李兀哈は明国から忠誠を以て嘉賞され、黒綵段三表裏と絹一疋を賜わった(曰大明英宗実録に卷三〇三、天順三年五月戊申)。

さきに明国に遣りわけていた奏聞使使曹参判曹錫文・戸曹参判權摯等が、七月十九日、歸国した。彼等がもたらした英宗の勅諭には、朝鮮国王はおのれの行爲を以て当然となし過となさざるに似たり。故に特に王に再諭すと

記した後、

「朝鮮国王は、建州人の入国を許可したのは、勅旨の事理に欽遵するためだと稱した。宣徳

・正統年間に下した勅諭の本意は、朝鮮国と

建州衛との争訟をやめさせることに存したの

だ。未だ嘗て明国は、朝鮮国と女真との往來

交通を許し、女真人に官職を除授するよう答

認したとはない。建州人には朝廷から官職

を授けてあり、朝鮮国王はまたこの者等に官

職を加えた。これは朝廷と抗衡（はりあう）

ものである。國王は官職の除授や賞賜の給与  
 を、朝鮮國の故事によると主張したか、故事  
 の有無は朕の知るところではない。たとえ故  
 事であつたとしても義に非ず。王は宜しく法  
 度を謹守し私交を絶ち以て令譽を全うせよし  
 と厳しく説諭している（『大明英宗実録』巻  
 三〇二、天順三年夏四月庚辰）。<sup>(2)</sup> 二例によれ  
 ば明國は、朝鮮國に招撫の意志があつたとみ  
 たり、明國とはりあうものとの判断を示した  
 のである。

ここに到つて世祖は、招撫の続行か、或は政策の  
 轉換をはかるかの二者択一を迫られている。もし世祖があ  
 くまで朝鮮國の故事によると主張し女真人招  
 撫を続行するなら、明國の態度は硬化し國難  
 はたちまち到るであらう。

世祖は五年七月二十七日、刑曹判書朴元亨  
 ・戸曹參議李承召を謝恩使として明國に送り表  
 文を奉った。その表文には「ただ安辺の急を  
 知り、事は自ら妄作す。罪は實に逃れ難く、  
 悔巾とも万死も及ぶなし。然るに既往は咎め

ずとの寛大の恩を蒙り。臣はますます素節を彈し、前愆を痛改す」と記してある（四季朝世祖実録 卷一七、五年七月丙午）。

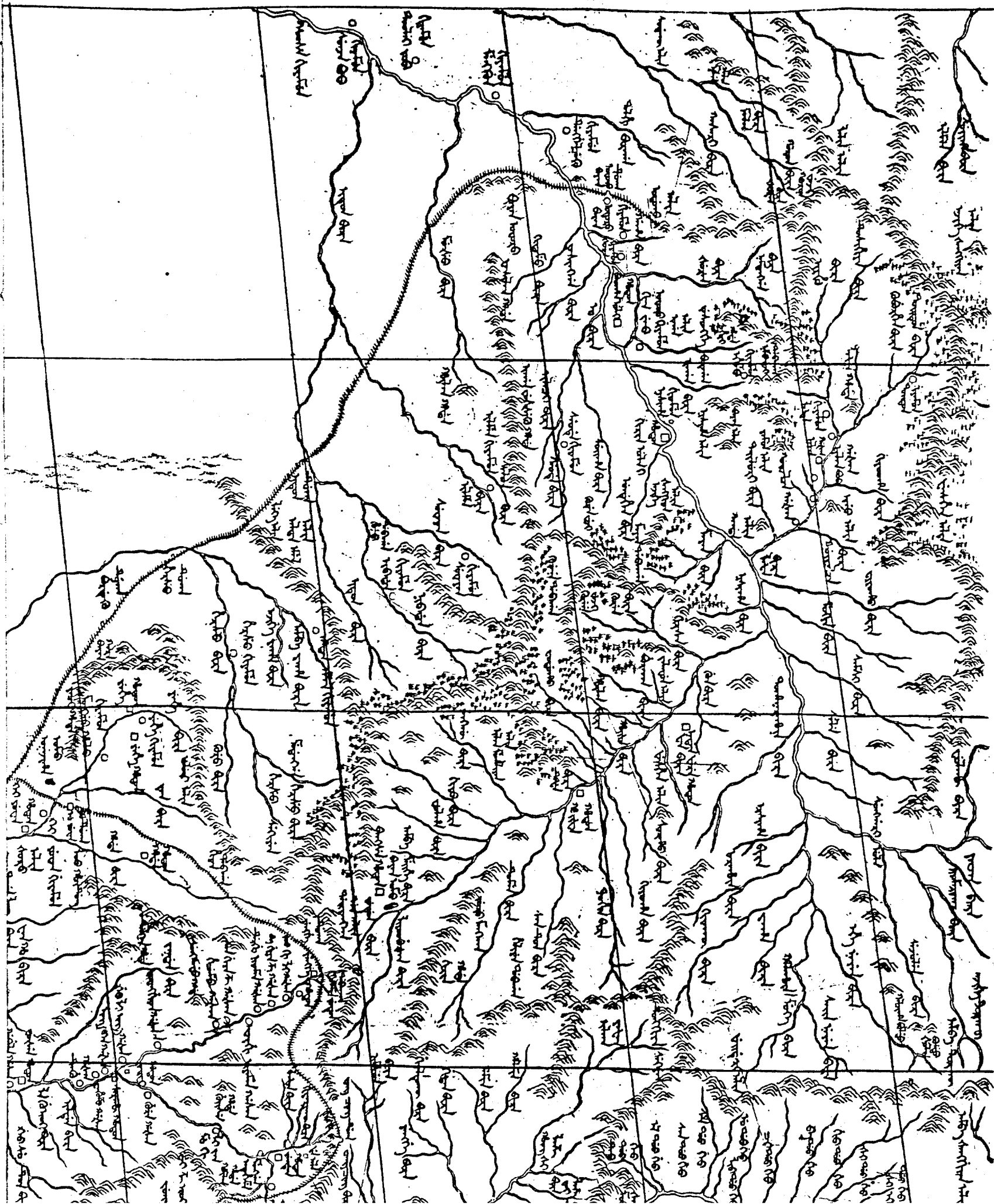
危機は回避されたが、華麗な外交政策も一朝の夢と消えた。朝鮮の世祖としては、冊封国の首長の立場の限界を深く意識せしめられた一事であったろう。またこのことにより、建州女直から朝鮮への使節の派遣はとだえ、公的に貿易を常む機会も失われ、こととなつた。明代を通じて建州女直が朝鮮と公然と



貿易を営む政治的環境は全くなかったのである。

第二節補注

- ① 二の勅諭の全文は曰李朝世祖實錄正卷一六、五年四月己未の条にも記される。
- ② 同文は曰李朝世祖實錄正卷一六、五年七月戊戌の条にも見える。



附平夷指掌建州女直巢窟道路全圖併論  
秘書兵衛卷之八

四十五



四十六

影明天啟刻秘書兵衛建州女直巢窟道路全圖

謝國棟曰清南國史料考

